

が去ん後ふれ辭之惜ざる暴き狼るんぢらの中へ入んことと知をあり 亦  
 なんぢらの中より弟子等と己の從ひせんとて悖理ある言と言出を者れ  
 みるん 是故爾曹傲醒せよ我三年たあひだ夜も晝も斷す涙と流して各  
 人と勸しよと憶ふべし 兄弟よ爾曹の徳と建かつ凡れ聖らるし者れ中  
 へ於て業と爾曹の手能ある神たよび其恩恵は遺ふ今也を爾曹と委ぬ  
 也を人れ金銀衣服と食りしよとあし 我ふれ手の我れよび我と借る在し  
 者れ需用も供し事の爾曹が知どころ也 也を爾曹も如此勸勞て柔弱者と  
 扶け且主イエスは日給へる受るよりの與るを福ありとれ言と心お記べきと  
 凡れ事あ於て示せる也 パウロのく語て腕づき衆人と共祈る 彼等  
 とも夫も哭きパウロは頸と抱て之と接吻し其再び我面と見まじといひし  
 言あ因て別ても愛とあし彼と舟まで伴へり  
 第二十一章 也を強て彼等も離る舟もて眞直よコスも至り次日ロバースも  
 也き彼處よりパトラスも至り ニニクも濟る舟も遇ふも登て出エロ  
 ンロ

と望んで其と左へ過スリヤも濟りッロも着り蓋みれ處へて舟の積荷と卸  
 さんと爲るあり 斯て我儕弟子とちと訪そふも七日といまきり彼等靈も  
 感じてパウロもエルサレムへ往るもと言 然と既も七日と過しけは  
 我儕出立て途あつく彼等も妻孥と共我儕と送て邑の外へまで至まが  
 共岸に腕きて祈り 互も別と告畢りて後也をらら舟も登るもら七其家  
 へ歸るり 我儕ッロよりトレマも濟り既も舟路とはりぬ斯て兄弟等れ  
 安否と問りまらと借も一日留り 次日いでちてカイザリヤも至り傳道  
 者もリボれ家へ入て共留る此ヒリボも七一人の一人あり 彼も預言する  
 四人れ女あり皆處女あり 也をら教日もよ留るるときアガホエと名る  
 一人の預言者ニダヤより下り 我儕が所へ來りてパウロは帶ととり己の  
 手足と縛て曰ける此の如くエルサレムもああるニダヤ人の此帶の主と縛  
 て異邦人の手へ付さんと聖靈いひ給へり 此事と聞て我儕と此地の者と  
 ども 彼もエルサレムに上る勿きと勸しむ パウロ答けるハ爾曹もん



予哭て我心と推くや我主イエスの名に爲るの第に縛るゝ耳あらずニモサ  
 レム亦死るも亦甘する所あり。是を勸と納ざりけむ。我債主は旨の如く  
 成と曰て止。既ぬ數日と經て我債行装と爲しエルサレムの上をり。カイ  
 サリヤに弟子等も數人ともと偕ふ行て我債とクプロレナツンと云る老  
 弟子の所宿らせんとて其家携ひ入ぬ。○我債エルサレムに至けむを  
 兄弟たち欣て我債と迎ふ。次日パウロ我債と偕ふヤコブは家入しお長  
 老等みる集居せり。パウロ彼等と安否と問る。神の己と用て異邦人の中  
 行ひ給し事と一々告げむ。○のち之とさし主と崇めり。彼曰ける。兄  
 弟よ爾ニエマヤ人の信ぜしも比幾萬あるを知るを。らハ律法お熱心ある者  
 あり。なんぢ異邦人の中あるニエマヤ人お敷てモ一モ樂しめ且兒子の  
 割禮を行ふ勿を例ぬ従ふ勿を言り告る者あり。彼等も色と聞たり。○今  
 いるお爲すべき多れ入々爾の來るを聞て必ず集らん。是故爾初を  
 が言とるるに従へ。我債お看顧れもの。四人あり。爾これ人々と携へ之と偕

ふ。爾事とあし代て其費と贖ひ彼等も髪と薙みと得しめよ。然ば人々あん  
 ぢお就て聞し所なる。盧おして爾々律法と守て行へる事と知べし。信じた  
 る異邦人ハ我債とてお書とるき遣て斯る類は事の守るお及ずた。○偶像  
 お厭し物と血と勒殺者も者および姦淫と慎む可と定たり。○斯てパウロ  
 の次日みれ人々と携へて之と偕ふ潔事とあし。且のち各人ハ爲る供物を  
 獻べ。○事と其期までお潔事。○日を盡さん事と殿お入て告。七日とばらん  
 せ爲るべき。○アシアより來しニエマヤ人パウロハ殿お居と見て凡る民を奨勵し  
 め彼を執へ。○賊叫ける。ハイスラエルハ人々我債と助よ。此人ハ遠く敷と傳  
 め。民と律法と此處お逆ぶ者あり。又ギリシヤ人とも引て殿お入この聖所  
 と汚たり。蓋るをら糞ふ。○エペソ人トロピモと云る者ハパウロと共は城下  
 お在しと見てパウロ之と殿お引入しと意へる也。是お於て擧色さわざと  
 ち人々趨集りてパウロと執へ之と殿より曳出しけむ。直お其門と閉たり  
 彼等未だハパウロと殺さんとせし時あまねくエルサレム紛亂たり。○此



風聲千夫は隊の長ふ聞えけきバ 彼たぢち兵卒と百夫は長等と率ひ彼等れ所お趨下きり彼等千夫は長と兵卒と見てパウロと拵ふと止 其とき千夫は長近りてパウロと執へ命じて二に鍵おて之と繋せろの誰たる又何事と行しるや問たり 衆れ人々のうち或は彼事といひ或は此事と言さけひ亂お因て千夫の長るは實情と知ふと能はず是故お命じて彼と陣營お曳往しめたり 羣衆れ人々後お從ひて彼と殺せと呼さけひ擁迫るお因て階お及るとき兵卒パウロと負り パウロ曳きて陣營お入んとせし時千夫は長お曰けるハ我るんぢお語て可や否を答けるは爾ギリシヤは方言と識や 爾ハ我ら亂と起し四千人の凶徒と率て野お出しエマプト人あらず乎 パウロ曰けるハ我之キリキヤはタルンお生しユダヤ人おて鄙邑の民お非ず願くハ民お語るふとと我お許せ 千夫の長ふと許けれをパウロ階は上あたち民に向て手と搖し其大お靜きるときへナルは方言ともて彼等お語きり

人々兄弟および父等よ請いませ我の陳んとせる事實と爾曹さけ彼等るはへブルは方言にて語ると聞ていよく靜きり パウロ曰けるハ我のユダヤ人おてキリキヤのタルンお生を而して此邑のガマリエルの足下おて長ら先祖の嚴ある律法お由て致られ神又熱心ありし事ハ今日は爾曹そべては者れ如ありき 何を我ら斯道れ人と男女とも縛るの獄お解し死お至るまでお之と寤たり 即ち祭司の長と長老會の人ハ我お就てとる証とあるお如し我彼等より兄弟等お遣る書と受たまスコおとる者と縛てエルサレム又曳來り刑と受しめんとて彼處お赴けり 然と我ゆきてたまスコお近けるお時おふよそ日中たちまち天より大ある光ありて我と環照せり 是を地お仆る其時サウロサウロ何故とをと寤るやといふ聲と聞ハ 是を答けるハ主よ爾ハ誰ぞや我お曰けるハ我ハ爾お寤る所ハナザレハイエスあり 我と偕お在しは光と見て懼たり 然と我に語し者の聲と聞ざりき 我いひけるハ主よ我あふと爲べきの主とをきお曰給ひけるハ



起てママスコママスコへ往ゆきてお定さだりし爾なんぢが爲ためべき事ことの彼處あそこに於おて爾なんぢを告つぐべし  
 して光ひかりに耀かがやけし縁ゆかりにて我われもさるふと得えず成なりけしバ我われも借かりて在ありし者ものに手てを援たすけら  
 せてママスコママスコへ至いたりしに其そのの邑まちに住すまむ凡すべくユダヤ人ユダヤ人の中なかに聖はざるアナニ  
 アといふ律法おきてを循したがへる神かみを敬うやむ人ひと 我われもと來きたり側かたはら立たちて曰いはるに兄弟あな  
 サウロ復またび見みると得えよ我われたちち目めを擧あげて彼かれを見みたり 彼かれまた曰いはるに  
 られ列祖せんぞたちの神かみの爾なんぢの神かみの旨めがちと知しるに彼かれは義者たけなしと見みさせ其その口くちより出でる聲こゑと  
 聞きしめん事ことと定さだめ給たまへり 蓋なほもんぢ彼かれが爲ために其その見み聞きせし事ことを以もつて凡すべくの人ひと  
 に向むかひ證人あかしなと爲なるべし也なり 今いまもんぢ如何いかに彼かれを殺ころす可べからんや起たちて主かみに名なを願ねが  
 ハアテスマアテスマと受うけて其その罪つみを滌すす去さべしと 我われエルサレムエルサレムへ返かへり聖殿かみに於おて祈いの  
 する時ときまばろしめて 見みけるに主かみを向むかへて急いそげ彼等かれらの爾なんぢが我われのついで  
 立たつて證あかしと納たくむるの故ゆゑに速すみにエルサレムエルサレムを出いで曰いはるに主かみを向むかへて急いそげ彼等かれらの爾なんぢが我われのついで  
 の主かみよ我われもと爾なんぢと信しんする者ものと執とり或あるの諸會堂あつちやうどうに於おて之これを鞭むちうちしものと彼等かれら  
 の知しるに主かみよ爾なんぢと證人あかしなステパノステパノは其その血ちを流ながさるゝ時ときを傍そばに立たちて其その殺ころさる

ゝと好このむし彼かれを殺ころす者ものに衣ころもを守まもり 主かみ曰いはるに往ゆきて爾なんぢを遠とほく  
 異邦人いほうじんに遣つかはすべし 彼等かれらもさして此言このことばに至いたりし聲こゑを揚あげて曰いはるに此かくれ如ごとき  
 者ものと地ちより去さるゝ先さきに生命いのちに有あるべき者ものあらざりき 爾なんぢもさして喧呼せんぷで其衣ころも  
 とぬぎ塵ちりと空中くわうくわうに揚あげしに 千夫せんぷは長命ちやうめいじてパウロパウロと陣營じんえいに引ひ入いらしめ何なに  
 故ゆゑに彼等かれらがパウロパウロに向むかひて喧呼せんぷをよび知しるに爾なんぢがたれを鞭むちうちて彼かれを訊たづねしと言いひ  
 たりをら革鞭かわむちと撻たんとてパウロパウロを引張ひしと彼等かれらの側かたはら立たちて百夫ひやくたんの長ちやう夫ふ  
 曰いはるに罪つみと定さだめ給たまへて羅馬人ろまじんと名なを呼よぶ者ものと鞭むちつゝ律法おきてを當あたふや 百夫ひやくたんの長ちやう夫ふ  
 をと聞きき給たまへて千夫せんぷは長ちやう夫ふを告つげ曰いはるに爾なんぢもさして慎つつしむよ此人このひとは羅馬人ろまじん  
 あり 千夫せんぷは長ちやう夫ふを告つげ曰いはるに爾なんぢもさして慎つつしむよ此人このひとは羅馬人ろまじん  
 曰いはるに然しかり 千夫せんぷの長ちやう夫ふを告つげ曰いはるに我われの多おほく金かねを以もつて此民籍このたみせきを得える  
 りパウロパウロ曰いはるに我われの生來うまれながらあり 是こゝに於おてパウロパウロを拷問ごうもんせんとせし者等ものども  
 さ々ちみ退ありて千夫せんぷの長ちやう夫ふを告つげ曰いはるに我われの多おほく金かねを以もつて此民籍このたみせきを得える  
 斯かくて明日あしたにユダヤ人ユダヤ人の彼等かれらと訟うたへたる故ゆゑに確たしかに知しると欲ほむパウロパウロに縛あはせし者等ものども  
 祭まつり



司の長等および全議會を命じて集らしめパウロを携往て其前にお立てり  
 至るまで凡れこと良心を由て神の事たり 祭司は長アナニア側にお立る  
 者お命じて彼れ口を撃しむ 是は於てパウロ彼れ曰けるを粉聖とる壁よ  
 神の爾を撃ん爾を坐せるの律法を循ひて我を審ん爲あるを律法を違ひ命  
 じて我を撃しむる乎 側にお立る者ども曰けるの爾神は祭司は長を誦るや  
 パウロ曰けるの兄弟よ我をそれ祭司は長あると識ざりき識を然と言ざり  
 し也ろの爾の民は有司と誦る勿きと録さをとり パウロ彼等れ其半とサ  
 ドカイは人半のパリサイの人あると知て議會れ中又呼り曰けるの人々兄  
 弟よ我をパリサイ人またパリサイ人れ子あり死する者れ甦ることと望  
 ん因て我いま審る パウロ如此いひしるをパリサイの人とサドカイの人  
 れ問お争論れこりて集りたる多し人々相分きたり 蓋サドカイ人の復生  
 また天使および靈を無と言パリサイ人の之をのみ有と言をあり 遂お大あ

る喧嘩とありぬパリサイ人れ學者たち立て争ひ曰けるの我儕は此人の惡  
 ごとと見ずもし靈あるひの天使は彼れ語し事あらんお我儕神を敵す可  
 らざる也 斯て大ある争ひ起けきを千夫は長パウロを彼等お引裂せん事  
 と恐て兵隊を命じ彼等れ中お下らせ之と奪とり陣營を引入しめたり  
 主る此夜パウロは側にお立て日給ひけるのパウロは勇ろの爾をとお就て  
 ルサレムにお證せし如く必ず口におも證すべけき也 明白お及てユダヤ  
 人黨と結び共お誓て曰けるのパウロを殺すまでの食飲とも爲まじ 此れ  
 誓と爲る者の四十八人餘あり かしら祭司は長および長老とられ所お來て  
 曰けるの我儕パウロを殺すまでの何とも食じと誓と立たり 是故お請あ  
 んちら議會を借おパウロは事とあほ詳く訊る状と作て千夫は長お告のを  
 と爾曹お曳下らしめよ彼が近のざる前お之と殺さんと我儕ぞでお備と爲  
 り 然るおパウロは姉妹れ子お謀とさし即ち往て陣營お入パウロお告  
 パウロ請て百夫は長一人とまねき曰けるの此少者と千夫は長お携往る



此者の色を告べき事ありて也。是に於て百夫は長をて千夫は長を携往  
 て曰ける。囚者パウロ我を請て此少者あるんちを言べき事ありて之を爾を  
 携往んふとと求へり。千夫は長をて手とひき僻靜ある處に退きて問ける。  
 爾我を告んとする事の何ぞや。彼いひける。ユダヤ人パウロは事あるほ  
 詳く問る状と作て爾を以て明日の色を議會にお曳下さんふとと約せり。然  
 せ爾の色らが言ふ從ふ勿を蓋うれうち四十人餘は者パウロを殺すまで  
 食支又飲じと共お誓て埋伏し今すでお其預備となして爾を許と俟り。千  
 夫は長少者お爾我を此事と告しと人お語る勿をて囑付て之と去しめ。又  
 百夫は長は二人を召て兵卒二百人騎兵七十人矛と持もて二百人と備へ今  
 夜第九時おカイザリヤへ往り。つ番と備てパウロを乗しめ之を護て方伯  
 ペリクセスは所お送るべしと曰。また左は如き書とありき添とせ。云クラウ  
 デナルシアス最も尊き方伯ペリクセスは安と問。みは入ユダヤ人お執るを  
 將お殺さんせしと我は羅馬人あると聞しおより兵隊と率り往て之

と拯け。彼等が認る故と知んと欲ひ之と其議會にお引下し。彼が認らる  
 し。惟のれられ律法は論お由るれみにて其死お當るべく亦繋るべきは故  
 と見ざる也。然るおユダヤ人お色と害せんと計よ。其事はれお現を。お  
 より直に之と爾は所お遣り又の色と認し者等に命じて其認る所と爾を  
 告めんとせ。是に於て兵卒の命お遵ひてパウロを携へ夜は中おアン  
 テパトリウスお至り。明日騎兵としてパウロと共お往しめ其餘は者お陣營  
 お歸り。騎兵はカイザリヤへ至り書と方伯お呈しパウロと其前お立し  
 む。方伯書と讀畢りて彼お其國と問キリキヤは者あると知て。曰ける。  
 爾と認る者は此お來らん時を爾お聽べし遂お命じて之とへロデは公府  
 お於て守らしめたり。

**第二十四章** 五日と經てれち祭司の長アナニアの長老等れよび一人は辯士  
 テルトルスと共お下てパウロと方伯お認ふ。パウロ召出さるし時テルト  
 ルス認れ端と發て曰ける。最も尊きペリクセスよ我儕あるんちお由て太平



と得るつ此國と爾の先見不藉て良お改まりたをば時又隨ひ地を隨ひて感  
 謝せざるるし 今也を敢て爾と礙ぐる事とせし請志をらく忍て我の片言  
 と聽さまへ 蓋われら此人と見お疫病如し天下のユダヤ人と擽せり且  
 めそのナサレ宗の首おて また殿とも犯んとせり我儕みせと執るる律法  
 お循ひて審と爲んと欲ひまお 千夫は長ルシアス來て我儕の手より強て  
 之と奪とり 彼と訟る者として命じて爾の所お來まめり爾のをと訊け  
 我儕を訟る所と悉く知べし ヌダヤ人も共お訟へ曰ける此等のものと誠  
 お然り ○ 方伯首ともて示しパウロお言しめけを彼らへける爾が  
 多の年お民の審官たるを我忘るが故お自己の事情と訟るものと喜べり  
 爾おらん我崇拜は爲おエルサレムお上志より僅お十二日れを 彼等の  
 我が殿お於て人と爭論とあし又會堂あるひの城下も於て人々と擽あは事  
 を未だ見ざるべし 且るをらが今也れを訟る所は事の憑據と立て之を確  
 するものと能はし 然を我おは事と爾お認さん夫をを彼等が異端と稱る

道お循ひ我が列祖の神お事へ悉く律法と預言者お書お録さをし言と信也  
 のの義も不義を死し者お甦らんものと神お願て我の望り即ち彼等が  
 望む所と異なるなし 此お因て我つねお自ら勵と神お對ひ人お對て良心  
 を責めるらんものと務るあり 是を數年と歴たりしのうち施濟と我民おあ  
 志又獻祭とせんが爲お歸たり 我すてよ潔淨て此等お事を行る時アシア  
 より來しユダヤ人等の殿お於て我が人と集るものとせす亂とも爲ざるを  
 見たり もし我と訴べき事あらば彼等おんぢは前お認ふべし 或は又也  
 が議會お前お立るとき呼りて死する者の復生お事お就てを今日爾曹お密  
 るといへる此一言は外お此人ももし我が不義ありしを見お言べし ○ 是  
 お於てペリクテス詳細お其道と知けをを彼等と違あめんとして曰ける千  
 夫は長ルシアスの下らん其時を悉く爾曹お事と究べんと 百夫の長お  
 命じてパウロと守しめ且てを寛容おして其友は彼と供給るものと禁せ  
 ざらしむ ○ 數日後ペリクテス其妻ユダヤ人あるケルセラと共お來り



ウロと召て其キリストと信する道と語るを聴<sup>三</sup>パウロ公義と擗節と來んとする審判と論ぜしる<sup>四</sup>ぼペリクスの懼て答ける<sup>五</sup>爾姑く退け我便時と得<sup>六</sup>ぼ再<sup>七</sup>るんちと召ん<sup>八</sup>ペリクスのパウロより金と得ん<sup>九</sup>みと望<sup>十</sup>ぐ故<sup>十一</sup>も屢<sup>十二</sup>次<sup>十三</sup>の<sup>十四</sup>を<sup>十五</sup>と召て偕<sup>十六</sup>お語<sup>十七</sup>を<sup>十八</sup>り<sup>十九</sup>斯<sup>二十</sup>て二年と經て後<sup>二十一</sup>ボルキスペストスと云<sup>二十二</sup>る者<sup>二十三</sup>ペリクスの職<sup>二十四</sup>も代<sup>二十五</sup>り<sup>二十六</sup>ベリクスの悦<sup>二十七</sup>とユダヤ人<sup>二十八</sup>お取んと欲<sup>二十九</sup>ひてパウロと獄<sup>三十</sup>お繋<sup>三十一</sup>おけり

第二十五節

倍<sup>一</sup>ペストス之<sup>二</sup>任<sup>三</sup>國<sup>四</sup>お至<sup>五</sup>て三日<sup>六</sup>後<sup>七</sup>カイザリヤよりエルサレム<sup>八</sup>お上<sup>九</sup>を<sup>十</sup>り<sup>十一</sup>三<sup>十二</sup>時<sup>十三</sup>お祭<sup>十四</sup>司<sup>十五</sup>は長<sup>十六</sup>等<sup>十七</sup>とユダヤ人<sup>十八</sup>お尊<sup>十九</sup>重<sup>二十</sup>たる者<sup>二十一</sup>等<sup>二十二</sup>パウロと彼<sup>二十三</sup>お訴<sup>二十四</sup>へ<sup>二十五</sup>且<sup>二十六</sup>み<sup>二十七</sup>と途<sup>二十八</sup>おて謀<sup>二十九</sup>殺<sup>三十</sup>さん<sup>三十一</sup>と欲<sup>三十二</sup>ひ<sup>三十三</sup>彼<sup>三十四</sup>お勸<sup>三十五</sup>る<sup>三十六</sup>は恩<sup>三十七</sup>と我<sup>三十八</sup>儕<sup>三十九</sup>お賜<sup>四十</sup>て<sup>四十一</sup>パウロとエルサレム<sup>四十二</sup>お召<sup>四十三</sup>給<sup>四十四</sup>はん<sup>四十五</sup>みと請<sup>四十六</sup>ペストス答<sup>四十七</sup>て<sup>四十八</sup>曰<sup>四十九</sup>ける<sup>五十</sup>はパウロの守<sup>五十一</sup>ら<sup>五十二</sup>を<sup>五十三</sup>て<sup>五十四</sup>カイザリヤ<sup>五十五</sup>おあり<sup>五十六</sup>我<sup>五十七</sup>も遠<sup>五十八</sup>の<sup>五十九</sup>ら<sup>六十</sup>ず<sup>六十一</sup>彼<sup>六十二</sup>處<sup>六十三</sup>お赴<sup>六十四</sup>く<sup>六十五</sup>べし<sup>六十六</sup>是<sup>六十七</sup>故<sup>六十八</sup>お爾<sup>六十九</sup>曹<sup>七十</sup>れ<sup>七十一</sup>うち<sup>七十二</sup>權<sup>七十三</sup>威<sup>七十四</sup>ある者<sup>七十五</sup>ども<sup>七十六</sup>我<sup>七十七</sup>と共<sup>七十八</sup>も下<sup>七十九</sup>り<sup>八十</sup>彼<sup>八十一</sup>又<sup>八十二</sup>つ<sup>八十三</sup>いて<sup>八十四</sup>訟<sup>八十五</sup>べ<sup>八十六</sup>き<sup>八十七</sup>みと有<sup>八十八</sup>を<sup>八十九</sup>訟<sup>九十</sup>へ<sup>九十一</sup>よ<sup>九十二</sup>ペストス<sup>九十三</sup>彼<sup>九十四</sup>等<sup>九十五</sup>は<sup>九十六</sup>中<sup>九十七</sup>お十日<sup>九十八</sup>餘<sup>九十九</sup>と<sup>一百</sup>ま<sup>一百一</sup>り<sup>一百二</sup>て<sup>一百三</sup>カイザリヤ<sup>一百四</sup>お下<sup>一百五</sup>り<sup>一百六</sup>明日<sup>一百七</sup>審<sup>一百八</sup>判<sup>一百九</sup>は座<sup>一百十</sup>お坐<sup>一百十一</sup>り<sup>一百十二</sup>命<sup>一百十三</sup>じて<sup>一百十四</sup>パウ

ロと曳<sup>一</sup>出<sup>二</sup>し<sup>三</sup>む<sup>四</sup>パウロ<sup>五</sup>來<sup>六</sup>る<sup>七</sup>時<sup>八</sup>エルサレム<sup>九</sup>より下<sup>十</sup>し<sup>十一</sup>ユダヤ人<sup>十二</sup>等<sup>十三</sup>の<sup>十四</sup>を<sup>十五</sup>と立<sup>十六</sup>圖<sup>十七</sup>と證據<sup>十八</sup>と立<sup>十九</sup>る<sup>二十</sup>み<sup>二十一</sup>と能<sup>二十二</sup>の<sup>二十三</sup>ざる<sup>二十四</sup>多<sup>二十五</sup>端<sup>二十六</sup>は重<sup>二十七</sup>罪<sup>二十八</sup>をも<sup>二十九</sup>て<sup>三十</sup>訟<sup>三十一</sup>と<sup>三十二</sup>あ<sup>三十三</sup>せ<sup>三十四</sup>り<sup>三十五</sup>パウロ<sup>三十六</sup>辨<sup>三十七</sup>訴<sup>三十八</sup>ける<sup>三十九</sup>は我<sup>四十</sup>い<sup>四十一</sup>まだ<sup>四十二</sup>ユダヤ人<sup>四十三</sup>は律<sup>四十四</sup>法<sup>四十五</sup>およ<sup>四十六</sup>び<sup>四十七</sup>曠<sup>四十八</sup>ま<sup>四十九</sup>と<sup>五十</sup>カイザル<sup>五十一</sup>おも<sup>五十二</sup>皆<sup>五十三</sup>犯<sup>五十四</sup>せる<sup>五十五</sup>所<sup>五十六</sup>あり<sup>五十七</sup>し<sup>五十八</sup>ペストス<sup>五十九</sup>悦<sup>六十</sup>と<sup>六十一</sup>ユダヤ人<sup>六十二</sup>お取<sup>六十三</sup>ん<sup>六十四</sup>ど<sup>六十五</sup>して<sup>六十六</sup>パウロ<sup>六十七</sup>お答<sup>六十八</sup>て<sup>六十九</sup>曰<sup>七十</sup>ける<sup>七十一</sup>は爾<sup>七十二</sup>エルサレム<sup>七十三</sup>お上<sup>七十四</sup>り<sup>七十五</sup>彼<sup>七十六</sup>處<sup>七十七</sup>お於<sup>七十八</sup>て<sup>七十九</sup>此<sup>八十</sup>事<sup>八十一</sup>おつ<sup>八十二</sup>き<sup>八十三</sup>審<sup>八十四</sup>判<sup>八十五</sup>と我<sup>八十六</sup>前<sup>八十七</sup>お受<sup>八十八</sup>ん<sup>八十九</sup>みと<sup>九十</sup>望<sup>九十一</sup>む<sup>九十二</sup>や<sup>九十三</sup>否<sup>九十四</sup>パウロ<sup>九十五</sup>曰<sup>九十六</sup>ける<sup>九十七</sup>は我<sup>九十八</sup>今<sup>九十九</sup>カイザル<sup>一百</sup>は審<sup>一百一</sup>判<sup>一百二</sup>は場<sup>一百三</sup>お立<sup>一百四</sup>ら<sup>一百五</sup>れ<sup>一百六</sup>處<sup>一百七</sup>お於<sup>一百八</sup>て<sup>一百九</sup>審<sup>一百十</sup>と<sup>一百十一</sup>受<sup>一百十二</sup>る<sup>一百十三</sup>は當<sup>一百十四</sup>然<sup>一百十五</sup>あり<sup>一百十六</sup>我<sup>一百十七</sup>の<sup>一百十八</sup>爾<sup>一百十九</sup>が<sup>一百二十</sup>明<sup>一百二十一</sup>ら<sup>一百二十二</sup>お知<sup>一百二十三</sup>る<sup>一百二十四</sup>如<sup>一百二十五</sup>く<sup>一百二十六</sup>ユダヤ人<sup>一百二十七</sup>お不<sup>一百二十八</sup>義<sup>一百二十九</sup>と<sup>一百三十</sup>爲<sup>一百三十一</sup>ま<sup>一百三十二</sup>み<sup>一百三十三</sup>と<sup>一百三十四</sup>あ<sup>一百三十五</sup>り<sup>一百三十六</sup>もし<sup>一百三十七</sup>不<sup>一百三十八</sup>義<sup>一百三十九</sup>と<sup>一百四十</sup>行<sup>一百四十一</sup>ひ<sup>一百四十二</sup>て<sup>一百四十三</sup>死<sup>一百四十四</sup>お當<sup>一百四十五</sup>る<sup>一百四十六</sup>べき<sup>一百四十七</sup>罪<sup>一百四十八</sup>と<sup>一百四十九</sup>犯<sup>一百五十</sup>さ<sup>一百五十一</sup>を<sup>一百五十二</sup>我<sup>一百五十三</sup>の<sup>一百五十四</sup>死<sup>一百五十五</sup>と<sup>一百五十六</sup>免<sup>一百五十七</sup>る<sup>一百五十八</sup>ゝ<sup>一百五十九</sup>み<sup>一百六十</sup>と<sup>一百六十一</sup>欲<sup>一百六十二</sup>と<sup>一百六十三</sup>し<sup>一百六十四</sup>若<sup>一百六十五</sup>わ<sup>一百六十六</sup>ま<sup>一百六十七</sup>と<sup>一百六十八</sup>訟<sup>一百六十九</sup>る<sup>一百七十</sup>所<sup>一百七十一</sup>れ<sup>一百七十二</sup>み<sup>一百七十三</sup>と<sup>一百七十四</sup>虚<sup>一百七十五</sup>さ<sup>一百七十六</sup>と<sup>一百七十七</sup>死<sup>一百七十八</sup>の<sup>一百七十九</sup>其<sup>一百八十</sup>望<sup>一百八十一</sup>に<sup>一百八十二</sup>任<sup>一百八十三</sup>せて<sup>一百八十四</sup>我<sup>一百八十五</sup>と<sup>一百八十六</sup>彼<sup>一百八十七</sup>等<sup>一百八十八</sup>おわ<sup>一百八十九</sup>た<sup>一百九十</sup>し<sup>一百九十一</sup>得<sup>一百九十二</sup>る<sup>一百九十三</sup>者<sup>一百九十四</sup>あ<sup>一百九十五</sup>し<sup>一百九十六</sup>我<sup>一百九十七</sup>の<sup>一百九十八</sup>カ<sup>一百九十九</sup>イ<sup>二百</sup>ザ<sup>二百一</sup>ル<sup>二百二</sup>お上<sup>二百三</sup>告<sup>二百四</sup>せん<sup>二百五</sup>是<sup>二百六</sup>お於<sup>二百七</sup>て<sup>二百八</sup>ペストス<sup>二百九</sup>議<sup>三百</sup>事<sup>三百一</sup>官<sup>三百二</sup>と<sup>三百三</sup>相<sup>三百四</sup>議<sup>三百五</sup>み<sup>三百六</sup>と<sup>三百七</sup>へ<sup>三百八</sup>て<sup>三百九</sup>曰<sup>四百</sup>ける<sup>四百一</sup>は爾<sup>四百二</sup>カイザル<sup>四百三</sup>お上<sup>四百四</sup>告<sup>四百五</sup>せん<sup>四百六</sup>と<sup>四百七</sup>欲<sup>四百八</sup>へ<sup>四百九</sup>り<sup>五百</sup>カイザル<sup>五百一</sup>お往<sup>五百二</sup>べ<sup>五百三</sup>し<sup>五百四</sup>○<sup>五百五</sup>數<sup>五百六</sup>日<sup>五百七</sup>と<sup>五百八</sup>經<sup>五百九</sup>て<sup>六百</sup>後<sup>六百一</sup>ア<sup>六百二</sup>グ<sup>六百三</sup>リ<sup>六百四</sup>ツ<sup>六百五</sup>ハ<sup>六百六</sup>王<sup>六百七</sup>およ<sup>六百八</sup>び<sup>六百九</sup>ベ<sup>七百</sup>ル<sup>七百一</sup>ニ<sup>七百二</sup>ケ<sup>七百三</sup>ペ<sup>七百四</sup>スト<sup>七百五</sup>ス<sup>七百六</sup>は<sup>七百七</sup>安<sup>七百八</sup>否<sup>七百九</sup>と<sup>八百</sup>問<sup>八百一</sup>ん<sup>八百二</sup>爲<sup>八百三</sup>お<sup>八百四</sup>カイザリヤ<sup>八百五</sup>又<sup>八百六</sup>來<sup>八百七</sup>り<sup>八百八</sup>彼<sup>八百九</sup>處<sup>九百</sup>お留<sup>九百一</sup>を<sup>九百二</sup>る<sup>九百三</sup>こと<sup>九百四</sup>久<sup>九百五</sup>かり<sup>九百六</sup>か<sup>九百七</sup>を<sup>九百八</sup>ベ<sup>九百九</sup>スト<sup>一千</sup>ス<sup>一千一</sup>パ<sup>一千二</sup>ウ<sup>一千三</sup>ロ<sup>一千四</sup>は<sup>一千五</sup>事<sup>一千六</sup>と<sup>一千七</sup>王<sup>一千八</sup>お告<sup>一千九</sup>て<sup>二千</sup>曰<sup>二千一</sup>ける<sup>二千二</sup>は



此一人は囚者あり即ちパウロは遺置し所あり我ニルサレムに居し  
 とを祭司は長とユダヤ人は長老たち之を認へて罪を擬んことと求へり  
 是を彼等が答けるに認らざるも己と認し者お對て其認る所を分理べき  
 機と未だ得ざる先ふ之と死を付るにローマ人は例お非ず是は於て彼等  
 此處お來集をり我も日と延ぶとをせず次日審判に座お坐り命じて其人と  
 曳出さしめたるも 認者をも立て之と認しが其事とが逆料りし所は違  
 へり 惟るをらに鬼神を敬ふ己が道とパウロが生りといふ既又死し一人  
 此イエスとお就て争論とるし彼と認し我もをらに質訊お感けをを  
 パウロお對ひ爾エルサレムに往ふに事おゆきて彼處お於て審判と受るも  
 とと欲ふや否と問しお 彼アウグストは質訊と受んとして護をんふと  
 求しお因とを命じて之とカイザルも送るまで守らせ置り アサリッパ  
 ストスお曰けるに我も亦るに人お聽んふとを欲なり彼いひけるに明日  
 元ぢ之お聽べし 是は於て次日アグリッパとヘルニケ大は威儀を備る

りて千夫は長等かよひ邑は尊人々を偕お公堂お入ぬパウロのハストス  
 此命お由て曳出さる べストス曰けるにアグリッパ王およひ凡て我儕と  
 偕おある人々よ爾曹おのれと觀あるべしユダヤは多れ人々エルサレムに於  
 ても亦るに所お於ても彼もゆいて我お認かをに此にち生べき者お非すと  
 呼叫べり 然と我もをらと查看て其死べに事と爲ざりしと知り且るを自ら  
 アウグストお上告せんと爲おより我もをらと解らんふとと定り 我もをら  
 就て我も主上お奏すべき實情と得ず故お我もをらと質訊て奏すべに事と得  
 んがとめ爾曹に前まゝと殊更おアグリッパ王おんぢに前お曳出せし 其  
 囚者と解るも其罪案を書ろへざるに理お合とすと意へる也  
 是は於てパウロ手と伸かをらに認と禦んとして曰けるに アグリッパ王  
 よ我ニユダヤ人お認らざるし事おつき今日おんぢの前おて悉く辨訴ふとと得  
 が故お我と幸ある者とす 殊お幸あるに爾ニユダヤ人の例と彼等と論する



所<sup>レ</sup>端緒<sup>ニ</sup>悉<sup>ク</sup>知<sup>ラ</sup>たまふ事<sup>アリ</sup>是<sup>レ</sup>故<sup>ニ</sup>願<sup>フ</sup>く<sup>ハ</sup>耐<sup>ル</sup>心<sup>ヲ</sup>て我<sup>レ</sup>を聽<sup>ク</sup>たまへ<sup>ト</sup> 夫<sup>レ</sup>わ  
 が始<sup>メ</sup>よりエルサレム<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>て我<sup>レ</sup>民<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>おをり幼穉<sup>ト</sup>きより如何<sup>ニ</sup>お世<sup>ヲ</sup>過<sup>ス</sup>  
 る<sup>ト</sup>ユダヤ人<sup>ノ</sup>を<sup>モ</sup>知<sup>ル</sup>る<sup>ベ</sup>し<sup>ト</sup> 五<sup>ノ</sup>もし證<sup>ト</sup>爲<sup>ン</sup>んとせば彼等<sup>ノ</sup>素<sup>ヨリ</sup>我<sup>レ</sup>が  
 義<sup>ニ</sup>我<sup>レ</sup>儕<sup>ノ</sup>の教<sup>ニ</sup>中<sup>ニ</sup>おて最<sup>モ</sup>嚴<sup>シ</sup>き所<sup>ニ</sup>違<sup>ヒ</sup>たる<sup>ハ</sup>リサイ人<sup>アリ</sup>し事<sup>ヲ</sup>知<sup>ル</sup>  
 今<sup>レ</sup>を立<sup>テ</sup>我<sup>レ</sup>儕<sup>ノ</sup>の先<sup>祖</sup>等<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>の約<sup>束</sup>給<sup>シ</sup>其<sup>ノ</sup>望<sup>ヲ</sup>つきて翰<sup>ヲ</sup>る<sup>ト</sup>也<sup>ト</sup>  
 六<sup>ノ</sup>の望<sup>ニ</sup>即<sup>チ</sup>我<sup>レ</sup>儕<sup>ノ</sup>の十二<sup>ノ</sup>支<sup>派</sup>の夜<sup>ニ</sup>晝<sup>モ</sup>専<sup>ラ</sup>神<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>て得<sup>ン</sup>とする者<sup>ヲ</sup>  
 リアグリッパ王<sup>ヨ</sup>此<sup>ノ</sup>望<sup>ノ</sup>爲<sup>ニ</sup>我<sup>レ</sup>ノユダヤ人<sup>ヲ</sup>訟<sup>ラ</sup>せり<sup>ト</sup> 神<sup>ヲ</sup>すて<sup>ハ</sup>死<sup>シ</sup>  
 者<sup>ト</sup>難<sup>ラ</sup>せ給<sup>リ</sup>と云<sup>フ</sup>とも爾曹<sup>ニ</sup>んぞ信<sup>ジ</sup>難<sup>シ</sup>とする乎<sup>ト</sup> 我<sup>レ</sup>も亦<sup>モ</sup>義<sup>ニ</sup>ハナ  
 ザレ<sup>ノ</sup>イエス<sup>レ</sup>名<sup>ヲ</sup>逆<sup>ル</sup>んがため多<sup>ク</sup>事<sup>ヲ</sup>行<sup>ハ</sup>宜<sup>ム</sup>と<sup>シ</sup>自<sup>ラ</sup>意<sup>ハ</sup>ハ<sup>ニ</sup> 十<sup>ノ</sup>エルサ  
 レム<sup>ニ</sup>おて此<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>行<sup>キ</sup>即<sup>チ</sup>祭<sup>司</sup>長<sup>等</sup>より權<sup>威</sup>受<sup>テ</sup>多<sup>ク</sup>の聖<sup>徒</sup>獄<sup>ニ</sup>入<sup>レ</sup>  
 た彼等<sup>ノ</sup>殺<sup>ス</sup>る<sup>ト</sup>時<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>宜<sup>ト</sup>し<sup>ニ</sup> 諸<sup>會</sup>堂<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>屢<sup>ク</sup>次<sup>ニ</sup>を<sup>シ</sup>と罰<sup>シ</sup>強<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>  
 お褻<sup>瀆</sup>を言<sup>シ</sup>しめ且<sup>ニ</sup>狂<sup>ル</sup>ふ<sup>ト</sup>甚<sup>シ</sup>く<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>由<sup>テ</sup>外<sup>國</sup>は邑<sup>ヲ</sup>おまで攻<sup>メ</sup>及<sup>ベ</sup>り<sup>ト</sup> 此<sup>ノ</sup>  
 七<sup>ノ</sup>と祭<sup>司</sup>長<sup>等</sup>より權<sup>威</sup>と命<sup>令</sup>受<sup>テ</sup>ダマスコ<sup>ニ</sup>往<sup>ク</sup>一<sup>ニ</sup>お 王<sup>ヨ</sup>其<sup>ノ</sup>途<sup>ニ</sup>おて

正午<sup>ト</sup>を天<sup>ヨリ</sup>光<sup>アル</sup>と見<sup>タ</sup>り日<sup>ヨリ</sup>も耀<sup>キ</sup>て我<sup>レ</sup>および同<sup>ニ</sup>行<sup>ル</sup>者<sup>ト</sup>環<sup>ニ</sup>  
 照<sup>セ</sup>り 十<sup>ノ</sup>我<sup>レ</sup>儕<sup>ニ</sup>な地<sup>ヲ</sup>お作<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>へブル<sup>ノ</sup>方<sup>言</sup>おてサウロサウロ何<sup>ゾ</sup>我<sup>レ</sup>と  
 審<sup>ス</sup>る乎<sup>ト</sup>あんぢ刺<sup>ス</sup>る鞭<sup>ヲ</sup>と蹴<sup>ム</sup>難<sup>シ</sup>と我<sup>レ</sup>お語<sup>ル</sup>る聲<sup>ヲ</sup>我<sup>レ</sup>さけり 十五<sup>ノ</sup>我<sup>レ</sup>いひ  
 ける<sup>ハ</sup>主<sup>ト</sup>爾<sup>ノ</sup>誰<sup>ゾ</sup>や彼<sup>ヲ</sup>たへける<sup>ハ</sup>我<sup>レ</sup>の爾<sup>が</sup>審<sup>ス</sup>る所<sup>ノ</sup>イエス<sup>アリ</sup> 爾<sup>レ</sup>  
 起<sup>テ</sup>立<sup>テ</sup>我<sup>レ</sup>あんぢお現<sup>ル</sup>る<sup>ト</sup>の爾<sup>ヲ</sup>立<sup>テ</sup>役<sup>者</sup>とし又<sup>モ</sup>あんぢお既<sup>ニ</sup>見<sup>シ</sup>事<sup>ト</sup>  
 我<sup>レ</sup>が爾<sup>ヲ</sup>現<sup>シ</sup>て示<sup>ス</sup>さん其<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>證<sup>人</sup>と爲<sup>ン</sup>がため也<sup>ト</sup> 十七<sup>ノ</sup>我<sup>レ</sup>なんぢと守<sup>テ</sup>此<sup>ノ</sup>民<sup>ヲ</sup>  
 および異<sup>邦</sup>人<sup>ヲ</sup>手<sup>ヨリ</sup>拯<sup>ム</sup>べし今<sup>も</sup>あんぢと彼等<sup>ヲ</sup>遣<sup>ハ</sup>す<sup>ハ</sup> 十八<sup>ノ</sup>彼等<sup>レ</sup>目<sup>ヲ</sup>啓<sup>ク</sup>  
 き暗<sup>ト</sup>離<sup>カ</sup>て光<sup>ヲ</sup>就<sup>ク</sup>サマソンの權<sup>ヲ</sup>離<sup>カ</sup>て神<sup>ヲ</sup>歸<sup>セ</sup>しめ又<sup>モ</sup>彼等<sup>ヲ</sup>して我<sup>レ</sup>と  
 信<sup>ズ</sup>る<sup>ハ</sup>因<sup>テ</sup>罪<sup>ヲ</sup>赦<sup>シ</sup>と聖<sup>ラ</sup>し者<sup>ヲ</sup>中<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>業<sup>ヲ</sup>受<sup>ル</sup>とと得<sup>サ</sup>せん<sup>ハ</sup>  
 爲<sup>ニ</sup>あり 十九<sup>ノ</sup>是<sup>レ</sup>故<sup>ニ</sup>アグリッパ王<sup>ヨ</sup>我<sup>レ</sup>お天<sup>ニ</sup>現<sup>シ</sup>お背<sup>キ</sup>して 二十<sup>ノ</sup>先<sup>ニ</sup>ダマスコ  
 エルサレム<sup>ノ</sup>人<sup>々</sup>次<sup>ニ</sup>おユダヤ<sup>ノ</sup>聖<sup>地</sup>および異<sup>邦</sup>人<sup>ヲ</sup>おまで恒<sup>ニ</sup>悔<sup>改</sup>お符<sup>フ</sup>  
 行<sup>ヒ</sup>て罪<sup>ヲ</sup>悔<sup>ム</sup>べき事<sup>ト</sup>神<sup>ヲ</sup>歸<sup>ス</sup>べき事<sup>ト</sup>宣<sup>傳</sup>へたり 三<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>  
 由<sup>テ</sup>ユダヤ人<sup>ヲ</sup>おと殿<sup>ニ</sup>おて執<sup>リ</sup>我<sup>レ</sup>と殺<sup>ス</sup>さんとせり 三<sup>ノ</sup>然<sup>レ</sup>して我<sup>レ</sup>の神<sup>ヲ</sup>佑<sup>ム</sup>



と云今日に至るまで驚るゝこと多く小き者おも大なる者おも證となせり  
 我言どるの預言者およびモーセの將來かゝらず成んことを言しことお非ざ  
 るのあし 即ちキリストは苦難と受け死し者は復生は始とあり光と此民と  
 異邦人も傳ふること也 パウロが如此うたへける時ペスト大聲お曰  
 けるのパウロよ爾の狂氣せり博學爾として狂氣せしめたり パウロ曰け  
 るの最も尊きペストよ我の狂氣せるお非ず我言どころの眞實よして能  
 ある心より出るあり 是れ等此事情の王よく知たまへを我は知らず  
 して王の前お語れり蓋もさらば事は方隅お行のさるお非ざきを王お隠  
 るゝ所あしと信すきバ也 アグリッパ王よ爾預言者は審と信する乎とを  
 爾の信すると知 アグリッパパウロお曰けるの爾とをと勤て容易キリス  
 テアんと爲んとす パウロ曰けるの容易おもせよ容易あらざるおもせよ  
 我の惟るんぢ耳ふらず今日とをきお聽とるは者も此縲綑おくして我お  
 こき者とあらんものと神も願ふあり 如此のより畢しとき王と方伯および

ヘルニケ又こもお坐せし人々起て退き 相語て曰けるの此人は死べき事  
 と縲綑おのゝる可ことと爲ざる也 アグリッパペストお對ひ曰けると  
 此人もしカイザルお上告せんと言ざりしならバ既釋すべき者あり  
**第二十七節** とをさら已おイタリヤへ航るもこお定めけきを彼等パウロ及び  
 他は囚者等とアウグスト隊は百夫は長あるユウリアスと名る者お付せり  
 是お於て我儕アシアお沿て駛んとするアドラミテオムは舟お登て出  
 ケドニヤはテサロニケ人アリスタルコ我儕と偕お在き 次日シドンお着  
 りユウリアス慰勸にパウロと待ひ彼お朋友の所へ往て其供應と受るもと  
 を許せり 我儕と彼處より舟出せしが風は逆ふお因てシプロは風下れ  
 方お走り キリキヤとパムフリアは海と過てルキヤはムラと云る港お至  
 せり 此處おて百夫は長イクリヤへ濟るアレキサンデリアは舟お遇て我  
 儕を之お登たり 多日おあひだ舟お行も遅く僅くおしてシニドスお對  
 へる處お至り風は順あらざるお因てサルモテを過クレテは風下れ方と走



り 僅くわして其岸沿ラサイアは邑近き美港と名る處に至る時  
 と歴みど既久く斷食は期も過ぬをバ舟路は危險小至パウロ諫て 曰  
 ける人々よ我意ふ此舟路の損害多りるべし第又積荷と舟とを  
 我儕は生命も及むん 然も百夫の長のパウロは言とるよりも船長  
 と舟主は言と信じたり 且みは港の冬と過す便宜らず是故若ヒニク  
 スお至り彼處て冬と過そると得んかどて此處と出んと定たる者お  
 一ヒニクスノクレテの港て西南は風と西北は風と其岸沿て吹とる  
 也 時又南風徐お吹けをバ彼等志と得たりと意ひ錨と起シレテお沿て走  
 しお 未幾ユーロクルドンと稱る狂風島より卸來り 舟と掣去けをバ之  
 お敵ふもとを得ず我儕は風お任て 遂おクラウダと云る小島は風下れ  
 方へ駛ゆき僅くわして小艇を收む 既お援上し後をくら備おける物とも  
 て大舟は胴と縛るつ洲お乗掛んもとと恐を帆と下して流をとり 風疾き  
 およりて次の日水夫ら貨物と擲つ 第三日又至て我儕てづのら舟具と

擲つ 斯て多日のあひだ日も星も見ずして疾風ふきあてけを我儕のひ  
 お救るべき望とえ果たり 人々久く食せずパウロ彼等中お立て曰ける  
 の人々よ爾曹我諫と聽シレテより離るゝもとと爲すして此損害と受  
 すある可むずあり 今わを爾曹お勸む勇め爾曹は中一人だお生命と失  
 ふ者おし惟舟を失ふもと有んれと 蓋おの屬する所だが事る所は神の使  
 者おは夜とが側お立て パウロは懼るゝ勿を爾必ずカイザルは前又立べ  
 し且神と爾と偕お舟おある者と悉く爾お賜と曰り 是故お人々勇めや如  
 此おれお語り給へる如く必ず成んと我神と信すをバ也 是をら必ず一島  
 お推上らるん 斯て第十四日お夜お至り我儕アテリアは海又颯ふ夜半て  
 ろ水夫ら岸お近けと意ひて 水と測しお二十尋と得たり少し進て又測  
 しお十五尋と得たり 石お乗掛んもとと恐を錨より四は錨と投て天明と  
 待てびぬ 水夫ら舟より逃んとしして船よ錨と投て狀をみし小艇と海よ  
 下けるバ パウロ百夫は長と兵卒お曰ける此人々もし舟又留らずを爾



曹救るゝことと得じ 是に於て兵卒ら小艇を索と斷さり其流るゝを任た  
 夜三の明んとする時パウロ凡れ人々を食せんことと勸て曰けるハ爾曹  
 待三びて食せざりしものと今日みて已三お十四日あり 故三お我三あんぢら三お食  
 せんものと勸るハ救と得べき助とある可三き三あり爾曹は頭髮一縷だお爾  
 曹は首より隕三ざるべし 如此三のたりにてパンと取すべては人れ前三みて神三は謝  
 し之と擧て先食しけきを 彼等も亦勇んで食せり 舟三お登る所は我儕合  
 て二百七十六人あり 既三お食して飽けきハ穀物と海三お棄て舟と輕せり  
 夜三あけて其地と識三ぎ三を三一三ハ海灣と見たり此ハ洲崎あり或ハ至ことと  
 得ハ彼處ハ舟と進んと謀り 網と斷て錨と海三おすて舵纜と鬆め舳三は帆とあ  
 げ風ハ順三ハ洲崎と望て走しハ 潮三は流交ふ處三お至して舟と洲三お乗あげ舳  
 ハ膠定て動ず舳と浪三は勁三が爲三お破らきたり 是三お於て兵卒ら囚人ハ洄逃  
 せんことを恐三を三之と殺さんと勸む 然三ども百夫三は長三パウロと救んと欲ハ  
 其勸と阻三のハ洄得る者ハ先水三お跳三いり 是三れ他と或ハ板あるひと舟三は碎

木三お乘て岸三お至んふことと命じり此三は如く皆すくことと事と得て岸三お登  
 せり

**第二十八章**

我儕とてお救と得て後三の島三は名とマリタと稱るものと知を

夷人ら尋常三あらぬ情分とあり降雨と寒とより火と熱て我儕衆人三と  
 待遇せり パウロ多三柴と集て火三お放しハ火熱により蝮三いて來て其手三お  
 繞り 夷人ら蝮の其手三お懸たると見て互三お曰けるハ此人ハ正三く人三と殺し  
 者三あらん彼海より逃たりと雖も天理の生るものと容三さ三る也 パウ  
 ロ蝮と火の中三お拂三掉三して害と受るものとあし 彼等パウロと候三ひて其腫る  
 か或ハ忽ち仆三て死るものとわらんと意しハ久三く候へども彼三お害れ及三ざる  
 見て其意と轉三みハ神ありと謂り 島の長とプブリチと名三く此邊三お己三が有  
 る田地あり彼三を三らと接て慰三慰三お三日宿三らせたり 時三おプブリチの父熱  
 と痲病と患三ひて臥居しがパウロ三は所三お至り祈て手と其上三お按三みと醫  
 せり 此事ありしハ島三おある所三は他三は病者等も來て醫三さるものと得



たり 十 ありら禮と厚志て我儕と敬ひ又舟出れ時不臨て我儕が無てありぬ物と贈きり 十一 我儕三ヶ月と經てれち此島おて冬と過し、テラスグリれ號あるアレキサンデリアに舟お登いで、 十二 スラクサお着三日と、まきり彼處より回てレギヲお至り一日と經て南風起けきバ次日アテヲリお至り 十三 兄弟等お遇のそらが請お任て七日と、まり而してロマお往、 十四 ロマに兄弟たち我儕の事と聞アツピーボロムおよび三館と云る處お來て我儕と迎ふパウロ之と見て神と謝し其心お力と得たり、 十五 既お我儕ロマお至しお百夫の長衆囚と王と守る兵隊に長お交せり然とパウロの一人に守兵と共お別お自ら居みとと許さきさり、 十六 三日と經て後パウロユダヤ人の尊重する者等と召集む彼等の集まる時みさお日けるのん人々兄弟よ我いまだ我民また先祖の例お違て何事とも爲しおとあし然おエルサレムより囚人とありてロマ人の手お付さきさり、 十七 ロマ人そでお我と審たきと死べき罪おき故に我と釋さんと欲へり、 十八 ユダヤ人おきと拒しおより我已ふこと

得ずしてカイザルお上告す然ととも我が國に民と訟ん爲おの非ず、 十九 斯お因て我おんちらお會ともお請んふとと請るあり蓋おれイエスラエルの望れ爲小此鍵お繋るきと也、 二十 彼等いひけるの我儕ユダヤより耐おついて書信と受ず亦兄弟とちれ來し者も耐お就て何れ惡事あると我儕お報また語し者あし、 二十一 然と我儕おんちれ意ふ所と聞んとす蓋とさら何處おても此宗旨の誹らるゝと知バあり、 二十二 既お定する日お及て多れ人パウロに館お來きりパウロ朝早より暮お至までモーセの律法と預言者の書とひさ神の國に事と説るつ之と證しイエスの事と語て彼等と勸たり、 二十三 其言お感じて之と然とぞる者あり亦信ぜざる者もありて、 二十四 互お相合ざるおより遂お退けり其退るんとせし時パウロ一言と語けるの誠なるおる聖靈預言者イザヤお託て我儕に先祖等お語し言ろの言よ云、 二十五 あんち此民お往て告よ爾曹の聽とも聽らす視とも見ず、 二十六 蓋おの民日おて見耳おて聽心おて悟り悔改て我お醫さきん事と恐き其心と頑し耳と蔽ひ目と閉たりと、 二十七 是故お爾曹知べし神は



救すくひ異邦人いっぽうじんも遣たらせ彼等かれらの之これを聽きん二パウロパウロが此言こゝろとい言畢いひまはりし時ときニ二ダヤ人ダヤ人退ありて互たひ大おほある争論あらしひとあせり○斯かくてパウロパウロは借受かりうけし家いへに居まりて至いたる二年にふたをすべて來きたり見みんとする者と接ひかへて三憚おそらざ神かみは國くにとれべ主あニ二キリストキリストは事ことと致せしめ三禁さまたげらるゝと無なりき

使徒行傳終

新約全書使徒パウロ羅馬人お贈る書

第一言第一言 イエスキリストの僕おつかいパウロパウロ召よれて使徒しととあり神かみの福音きんごふの爲ために選えらぶ二ゝの福音きんごふの從前はやくより其預言者よげんしゃたちお託たくて聖書せいしょお誓ちかひ給たまへるものおて三其子こわさらの主あニ二イエスキリストイエスキリストを指さして示あせり彼かれは肉體にくたいに由よる二バダビヤバダビヤの裔うぢより生まれ四聖善せいぜんの靈性れいせいに由よる二難がりし事ことによりて明あらう二に神かみの子こたること顯あらはれたり五われら彼かれより恩惠めぐみと使徒しとの職つとめを受うめ其名なの爲ために萬國ばんこくの人々ひとらをして信まじ六從したがはせんと也なり爾曹なんそうも其人そのひと々の中なかに在ありてイエスキリストの召よを受うし者ものあり我われすべて七羅馬ローマに在あるとある神かみに愛いとしまれ召よを蒙かり八聖徒せいとと爲なる者ものにまで書かを贈たまはる爾曹なんそう願ねがはく我儕われらの父ちちある神かみによよび主あニ二イエスキリストイエスキリストより恩惠めぐみと平康やすきを受うめ八先まに九先まん十ち十一ら十二の信まじ十三を世よに傳いはるが故ゆゑにイエスキリストイエスキリストに頼たりて爾曹なんそう衆人しゆじんお就つき十四わ十五が神かみお感かん謝しゃす我われらの子この福音きんごふに於おいて心こゝろを以もつて事ことを所ところの神かみに我われが不たは十六断たん十七ち十八ら十九を懷いだふ其證あかしあり二十われ祈いの禱ねがひに終つひに神かみの旨意めいに適あひて平坦やすらある途みちを速すみに爾曹なんそうに到いたらんと



を求む十一 われ爾曹を見んふとを深く願おがふ爾曹を堅固やたせん爲なふ靈たまの賜たまを予へんと欲ほへば也十二 即すなち我われらあんぢらの中うちにお在ある互たがいの信仰あひよりて相共あに安やす慰なぐさを得うべし十三 兄弟あひよ我われらわく志こころを立たてらんぢらに到いたり他ほかの邦人くにびとの中うちに在あるごとく爾曹なんぢらの中うちよりも果みを得えんとせしうども今いまに至いたりて尙なほ阻さまたげらる此こを爾曹なんぢらが知しるを欲ほます十四 我われのギリシヤ人あら及および異邦人いほうじんまた智人かしこみ人びとによよび愚人おろかなにも負おる所ところあり十五 是故ゆゝ我われ力ちからを盡つくして福音あを爾曹なんぢらに傳つたへんふとを願ねがふ十六 我われの福音あを恥はぢとせず此福音あのユダヤ人あら始はじめギリシヤ人あすべて信あずる者ものを救すくふとの神かみの大能ちからたれば也十七 神かみの義あはれ此これあら顯あれて信仰あひより信あ仰あふ至いたり録あして義人あの信仰あひよ由よて生いべしと有あるが如ごとし十八 され神かみの怒いらいの不義あをもて眞理まことを抑おさふ人々あの凡すべの不虔あ不義あ向むかて天あより顯ある十九 蓋なほ人の知しべき所ところの神かみの事情ことと人に顯あ明あにして既すに神かみみれを人あに顯あし給たまへば也二十 され人の見みふとを得えざる神かみの永あ能ちからと其神性あの造つくらるる物ものより創世あより以も來きたさとり得えて明ある見みべし是故ゆゝ人々あ推おしこめべきやう三

既すに神かみを知して尙なほみれを神かみと崇あめず亦また諷あむるふとをせず反かへて其思念あを亂あし其思ある心こころ蒙昧くらみあり三三 自ら智あと稱あへて愚魯おろある者とあり三四 朽壞くわいざる神かみの榮光あを變かへて朽壞くわいべき人あれよ三 禽獸あ昆蟲あの像かたちに似にす三四 是故ゆゝに神かみの彼等あを其心こころの慾あを縱肆あにするに任まかせて互たがひ其身あを辱はしむる汚穢あ付つせり三五 彼等あの神かみの眞まことを易あて偽いつはりとなし造物あ主あよりも受造物あを崇あ奉まうりて之これに事つかふ神かみの永遠あ頌美あべきもの也三六 此これ縁ありて神かみの彼等あが恥はべき慾あをあすに任まかせ給たまへり其婦女あさへも順性あの用あを變かへて逆性あの用あとあす三七 此この如ごとく男子あの亦また婦女あの順性あの用あを棄あて互たがひ嗜慾あの心こころを熾あし男あと男あと恥はるふとをなして其悖戾あ當あるべき報あを己おのが身あに受あたり三八 けら心こころに神かみを存あるふとを願ねがざれば神かみも彼等あが邪僻あある心こころを懷あて行あまじきふとを行あひ任まかせ給たまへり三九 諸あの不義あ惡あ慝あ貪婪あ暴很あを充あて者あまた妬忌あ凶殺あ爭鬪あ詭譎あ誦刻あ薄あを盈あす者あまた讒あ害あ毀謗あをあし神かみを怨あむ者あ狎侮あ傲慢あ矜夸あ譏詐あ父母あ不孝あ頑梗あ背約あ不情あ不慈あある者あ凡すべて此等あを行あふ者あの死罪あ當あるべき神かみの判定あを知あては自ら四〇



行ふのみならず亦ふれを行ふ者をも喜べり

**第二節** 是故凡ろ人を議る所の人よ爾推諉べきあし爾他人を議るの正しく  
 已の罪を定る也ろの議る所の爾も同く之を行へば也 此の如く行ふ者を  
 罪する神の審判の眞理に合へりと我儕の知 此等の事を行ふ者を議て同  
 く之を行ふ人よ爾神の審判を免れんと意ふ手 爾んち神の豊厚ある仁慈  
 と寛容あると恒忍たまふとを藐視する手ろの仁慈を爾を悔改に導くある  
 を知す 剛愎おして悔あさの心お循ひ已の爲お神の怒を積て其義 鞫の  
 顯れん震怒の日お及ぶあり 神の人の行お循ひて各人お其報を爲べし  
 耐忍て善を行ひ榮光と尊貴と不朽壞とを求る者に 永生をもて報ん  
 然ども争闘をあし眞理に順とす不義おつく者お報るお怒と患難辛  
 苦とを以てす此のユダヤ人を始ギリシヤ人凡て惡を行ふ人お及ぶあり  
 ユダヤ人を始ギリシヤ人すべて善を行ふ人お榮光と尊貴と平康とを以  
 て報ゆべし 爾んち神お偏視あけさるべ也 凡ろ律法おくして罪を犯せる

人の律法なくして亡び律法ありて罪を犯せる人の律法お照て審判を受べ  
 し 神お前お義と爲るよの律法をさく者お非ず義と爲るよの律法を守る  
 者なり 爾れ律法なきの異邦人もし本性のまゝ律法お載たる所を守らむ  
 律法なしと雖も己れ律法たる也 彼等ろの心お銘されたる律法の工を表  
 彰し其良心これが證をなして其思念たがひお或は貶あるひは褒ることを  
 爲り 爾れ審判の我が福音お云る如く神イエスキリストをもて人お隠微  
 たる事を鞫かん日お成べし 爾もしユダヤ人と稱へ律法を恃み神ある  
 を誇り 爾の旨を去り律法お習て是非を辨へ 自ら警者の相黑暗おをる  
 者の光 愚なる者お師童蒙の備と意ひ又律法お於て眞理と知べき事との  
 式を得たりとせむ 何お人人を教て自己を教ざる手あんち人お竊む勿れ  
 と勸て自ら竊する手 爾んち人お姦淫する勿れと諭して自ら姦淫する手  
 なんち偶像を惡て自ら殿の物を干す手 爾んち律法お誇て自ら律法を犯  
 し神を輕しむる手 神の名お爾縁て異邦人の中お謗讒れたりと録され



しが如し二五爾もし律法を行おきてひ割禮かつらいの益いせあり若し律法を犯さば爾が割禮かつらいの割禮かつらいなきが如なるべし二六是故このゆゑに割禮かつらいなき者ものも若し律法の義ぎを守らむ其割禮かつらいなきも割禮せりと謂いはざるを得ん手てられ本性うまれつきのまゝ割禮かつらいなくして律法おきてを守る者ものの儀文ぎぶんと割禮かつらいをもて尙律法おきてを犯す爾が罪つみを定めん二八明あきらかユダヤ人にたるも實まことのユダヤ人に非ず明あきらか身みに割禮かつらいあるも實まことの割禮かつらい非ず二九反さかて隠ひそかユダヤ人にたる者ものの實まことのユダヤ人にたり又割禮かつらいの靈れいは在あて儀文ぎぶん非あらず心こゝろの割禮かつらいの眞まことなり其譽ほまれの人は由よす神かみに由より

第三章

然しからばユダヤ人の長處ながちの何なにぞ耶やまた割禮かつらいの益いせする所ところの何なにぞ耶やの三凡すべての事ことは於おて益いせねはし先ま第一いちの神かみの論ろんをもて彼等かれらに託たくね給たまへること也なり爰こゝに信あんぜざる者ものはれど其そのを如何いかにするの不信ふしんの神かみの信あんを廢すべし手て非あず凡すべての四人ひとを偽いつはりとするも神かみを眞まこととすべし爾なんぢの告つとげ言ことばの義ぎとせられ爾なんぢが鞫はかるゝとき勝かちを得えんと銘あざられたる如ごとし五我われ儕らが不義ふぎもし神かみの義ぎを彰あげすとせば我われ何を言いへ六きか怒いかりを加くふる神かみの不義ふぎあるや此このろれ人ひとは由よて言いのみ六然しかること有あり

し若もし然しかること有ある神かみ如何いかにして世よを鞫はかん耶やもし神かみの眞まことが偽いつはりに囚おて罰あらはれ其榮光さかいや増まは我われ何なにであるは罪人つみびとと爲ならん手て如此かくあらば我われ儕らが誣おそるゝ如ごとく善ぜんを來きたらせんとて惡あくを作なす宜よからずや此こを我われ儕らが言ことばと云いふ者ものあり斯かる人ひとの罪つみせらる可べき宜よかり然しからば如何いかにぞ耶やわれら勝かちれるか決きてなし蓋たわれら既すでにユダヤ人にもギリシヤ人にも皆罪つみの下もとに在あることを證あげし十録ろくして義人ぎじんあし一人ひとりも有あるあしとあるが如ごとし十一明達めいたつ者ものはく神かみを求もとむ者ものあし十二みある曲まがり全まく邪よこしまとある善ぜんを作なすものなし一人ひとりも有あるあし十三ろれ喉のどの破やぶれし壁かの舌したの詭詐ごいばりをあし其唇くちびるの蝮へびの毒どくを藏かくり十四ろの口くちの詛のろみと苦にがとあて満みちろの足あしの血ちを流ながさんが爲なる疾はし十六殘害ざんがいと苦難くなんの其途みちに還かへれり十七彼等かれらの平康へいあやなる道みちを知らず十八ろの目め前まへに神かみを畏おそるの懼おそれあることなし十九ろれ律法おきての言いふことろの其下そのもとにある者ものに亦またそと我われ儕らに知しる各人おのの口くちに塞ふさり又世よの人ひとふりて神かみの前に罪つみある者と定さだらん爲なるあり二十是故このゆゑに律法おきての行おこなひ由よて神かみの前まへに義ぎと爲なるゝもの一人ひとりだも有あることあし二十一蓋た律法おきてに由よて罪つみの知しるゝ也なり○今いま律法おきての外ほか



小神の人を義とし給ふこと三十三の顯きて律法と預言者の其證をみせり 即ち  
 イエスキリストを信するに由て其義を神の凡の信者三十四に賜ふて區別あし  
 ろの人みる三十五既三十六に罪を犯せば神より榮を受る三十七不足す 只キリストイエスの  
 恩三十八に頼て神の恩をうけ功なく三十九て義とせらるる也 神の忍て己往四十に罪を寛  
 容四十一お爲給ひしかど其義を彰さん四十二とてイエスを立て挽回の祭物とみせり即  
 ち其血を信する者の挽回の祭物たる也 神のイエスを信する者を義とす  
 るとも尙みづから義たらん爲四十三お今四十四るに義を彰さんとす 然四十五に誇とこそ安  
 在四十六や有四十七ことなし何の法をもて無とする四十八る行の法の非四十九ず信仰の法あり  
 故五十に我れもふお人の義とせらるるに信仰五十一お由て律法の行五十二お由す 神の獨  
 ヌ五十三ダ五十四ヤ人のみれ神ある手五十五また異邦人の神あらずや然五十六また異邦人れ神なり  
 ろ五十七を割禮せし者をも信仰五十八お由て義とし亦割禮あき者をも信仰五十九お由て義  
 とする神の一位六十なれば實に然り さらば我儕信仰をもて律法を廢るや然  
 らず返六十一て律法を堅固六十二する也

第四章

然一に我儕が先祖アブラハムの肉體二おめて何の得し所ありと言ん  
 若三アブラハム行に由て義と爲れたらん四に誇るべき所あり然五と神の前  
 にい有六みとあし 三 聖書に何と云る七アブラハム神を信するの信仰  
 を義と爲れたり 四 工を作もの八と價之恩九と稱す受べきもの也 然十と工あき  
 者も不義ある者を義とする神を信じて其信仰を義と爲れたり 工あきく神  
 に義とせらるる者十一の福あるもどに正十二にダビデが言る如し 云る十三の不法を  
 免十四され其罪を蔽十五ゆる者十六の福あり 主の罪を負せざる人の福ありと 九  
 の福と割禮の者十七にあるや割禮あき者十八おあるや抑十九われらアブラハムの其信  
 仰を義と爲れたりと言二十り 然二十一に如何二十二お義と爲せしや割禮を受し後ある手  
 また割禮を受ざる前二十三あるか割禮を受し後あらず割禮を受ざる前二十四おあり  
 ろ二十五割禮の號を受し二十六未だ割禮を受ざる前に信仰に由て義と爲れたる印證  
 あり二十七此の割禮を受ざる凡の信者の父にして彼等の義とせられん爲あり  
 また割禮を受る者の父とみれり唯割禮にのみ由す我儕が父アブラハムの割禮



を受ざりし時の信仰の跡を履ものゝ爲あり 蓋アブラハムと其子孫とに  
 世界の嗣子たるみとを得させんと神の約束の律法も由み非ず信仰の義  
 も由り 若るれ律法に従もの嗣子たるみとを得ば信仰も虚く約束も亦廢  
 るべし 若る怒を來するもの律法あり律法なくば犯すも亦有るし  
 是故に信仰に由て得させ給ふの恩に由せて其約束をアブラハムの諸の子  
 孫も堅固せんがため也たゞ律法を有る者のみならず亦アブラハムの信仰  
 も效ふ者も及べり 我なんぢを立て多の國民の父と爲りと録されたる如  
 くアブラハムの其信する所の神するはち死し者を生し無ものを有し如く  
 稱ふる神の前も於て我儕衆人の父たる也 彼の望べくもわらぬ時にあは  
 望て多の國民の父と爲んみとを信す蓋あんぢの子孫かくの如あらんと言た  
 まひしに因てあり 彼の信仰淺うらされを齡ねはよろ百歳にして己が  
 身の既に死るが如きとサラは胎の死るが如きをも願みず 不信をもて神  
 の約束を疑ふもどあく 反て其信仰を篤して神を尊め 神の其約束し給ふ

所を必ず成得べしと心を決む 是故に其信仰義と爲たり 若るれ信仰に  
 由て義とせらるたりと録されしの特か色の爲のさあらず亦わをらの爲も  
 録されし也 我儕もし我主イエスを死より甦らしし神を信せば同く義と  
 せらるる事を得べし イエスの我儕が罪の爲も解され又われらも義と爲  
 らせん爲も甦らさるたり

**第五章** 是故に我儕信仰に由て義とせられたるは神と和むみとを得たり此  
 の我主イエスキリストも頼てなり 亦わをら彼により信仰もよりて今居  
 るとみろの恩も入みとを得かつ神の榮を望て欣喜をあす 第みき耳あらず  
 患難にも欣喜をあせり蓋患難の忍耐を生じ 忍耐と練達を生じ練達の希  
 望を生じ 希望の羞を來らせざるを知り我儕も賜ふ所の聖靈も由て神  
 の愛を色らの心に灌漑あり 我儕なは弱かりし時キリスト定りたる日  
 に及て罪人のためも死たまへり 若るれ義人の爲も死るもの殆ど少あり  
 仁者の爲も死るみとを厭ざる者もや有ん 然とキリストの我儕のあは



罪人たる時われらの爲に死たまへり神の之よりて其愛を彰し給ふ。今  
 ろの血に頼て我儕義とせられたれば況て彼に由て怒より救るゝ事あから  
 ん乎。若われら敵たりし時に其子の死よりて神と和むとを得たらん  
 べ況て和を得たる今ろの生るに頼て救るゝとを得ざらん乎。た。此  
 耳ならず我儕に和を得させ給ひし我主イエスキリストに頼て亦神を喜べ  
 り。然ば一人より罪の世より死の來り入みる罪を犯せば死の  
 凡の人に及たるが如し。律法を立られし時より前に罪の世より有る律法あ  
 るに罪の人は歸するよしなし。然どもアダムよりモーセに至るまでア  
 ムの罪と等き罪を犯さざりし者にも死之に王たりアダムに即ち來らん  
 とする者の模あり。然ど罪のよとの恩賜のよとの如きお非ず若し一人の  
 罪よりて死るもの多からば況て神の恩と一人のイエスキリストに由る恩の  
 賜との多の人に溢ざらん乎。賜の一人より來る罪の如きお非ず蓋審判の  
 一の罪より罪せらるる賜との多の罪より義とせらるゝ也。もし一人罪を犯し

よより死この一人に由て王たらんべ況て溢るゝの恩と義の賜を受ける  
 者一人のイエスキリストより生るに在て王たらざらん乎。是故一人の罪  
 より罪せらるゝよとの凡の人の及し如く一の義より義とせられ生命を獲  
 るよとの凡の人の及べり。され一人の道に由て多く罪人とせられし如く一  
 人の順に由て多く義とせらるべし。律法を立るに罪を増ん爲あり然ども  
 罪の増どころお恩も愈増り。これ罪の死をもて宰れる如く恩も我儕が  
 主イエスキリストに頼て永生に至らせんが爲に義をもて宰せり。  
 然らば我儕何を言んや恩の増ん爲に罪に居べき乎。非ず我儕罪に  
 於て死し者あるに何であるは其中に於て生んや。イエスキリストに合んと  
 てバプテスマを受し者即ち其死に合んとて之を受しあるを爾曹知ざる  
 乎。故に我儕の死に合ハバプテスマに由て彼と同一葬るゝにキリストに父  
 の榮に由て死より甦されし如く我儕も新しき生命を行べき爲あり。若われ  
 ら彼の死の狀に等からば亦かれの復生にも等かるべし。我儕の舊人がれ



と同一に十字架にお釘らるゝの罪の身滅て今より罪お役さるが爲あるを我儕  
 の知るゝ死し者の罪より釋さるれば也 我儕もしキリストと偕に死ばま  
 た彼と偕に生んむとを信す 九 キリスト死より甦りて復活なす死もまた彼  
 に主とあらざるを知り 十 是の死るゝの罪について一次死るの生しゝ神に  
 ついて生しあり 十一 如此あんぢらも我儕の主イエスキリストにより罪に就  
 てゝ自ら死る者また神に就てゝ生る者なりと意ふべし 十二 是故お爾曹罪を  
 死べき肉體お王たらしめて其慾に徇ふ勿れ 十三 また爾曹の肢體を不義の器  
 となして罪に獻ること勿れ死より甦りし者の如く己を神お献また肢體を  
 義の器となして神お事ふべし 十四 蓋あんぢら恩の下お在て律法の下お在さ  
 れば罪の爾曹お主とあること無きべ也 十五 然らば如何われら恩の下お在て律  
 法の下お在ざるが故お罪を犯すべきか非ず 十六 あんぢら身を献げ僕とあり  
 誰に從ふとも其從ふ所の僕たるを知らるか或ゝ罪の僕とあらば死お及び  
 或ゝ順の僕とあらば義お及ばん 十七 然とも我神に感謝と爾曹の素罪の僕た

りしかど今に既に授られし所の教の範お心より服ひて 十八 罪より釋さる  
 の僕とあれば也 十九 我いま人の言を藉て言るゝ爾曹が肉體よわき故あり爾  
 曹の肢體を獻て汚穢と惡の僕とあり惡お至りし如く今また其肢體をさ  
 させ義の僕とありて聖潔に至るべし 二十 蓋あんぢら罪の僕ありし時お義  
 お事されば也 二十一 爾曹いま耻る所のみとを行ひし其とき何の果を得たりし  
 や此等のこと終の死あり 二十二 然ど今罪より釋されて神の僕とありたれば  
 聖潔お至るの果を得たり且る終の永 生あり 二十三 罪の價の死あり神の賜  
 の我儕の主イエスキリストに於て賜はる永 生あり

**第十七章** 兄弟よ我いま律法を知る者お言ん律法人の畢 生るの主たるを知  
 ざる手 夫ある婦の律法の爲お夫の生る間はるをに繋るれど夫志あば其  
 律法より釋さる 三 然ば夫の生る間お他の人お適を淫婦と稱ふべし若し夫  
 志あば其律法より釋さるゝが故に人お適とも淫婦お非ず 四 然れば我兄  
 弟よ爾曹もキリストの身おより律法お就て殺されしもの也これ別人すあ



はち死より甦よみがへされ給たまひし者ものは適あてて神かみの爲ために果みを結むすべんとなり 五 われら肉こころ  
 にお在ありし時ときの律法おきては因よる罪つとめの慾よくわれらの肢體あたいは動はたらきて死おの爲ために果みを結むすべり  
 六 然しかども今いまわれらを繋つなぎし者ものに於おて死おたれは律法おきてより釋ゆるされ儀文ぎぶんの舊ふる様に  
 由よず靈たまの新あらし様に由よりて事ことふ 七 然しからば我われ儕し何なにを言いふべきか律法おきての罪つとめあるや非あら  
 ず律法おきては由よざれば我われ罪つとめの罪つとめたるを識しこどもし夫そ律法おきては貪むさぶる勿なれと言いはざれ  
 八 我われ貪むさぶる罪つとめたるを識しざる也 八 而しかして罪つとめの機はかりは乘のりて我われ中うちに各さま様のよ貪むさ  
 慾よくを起おこせり律法おきてはけき罪つとめの死おるもの也 九 われ昔むかし律法おきてはくして生いたれ  
 十 と誠命まこときたりて罪つとめと活いうへり我われの死おり 十 斯かて人ひとを生いさん爲ための誠まことの反かへて是こ  
 十一 且かつれを死おしむる者ものとあそり 何なにとあそば罪つとめの機はかりに乘のりて我われを誘まはし其その誠まこと  
 十二 をもて我われを殺ころせり 十二 是この律法おきての聖よし誠まことも聖よく公義ただしくうつ善ぜんあり 十三 然しからば善ぜんあ  
 十三 る者ものは色いろを死おしむるか非あらず死おしむる者ものの罪つとめなり罪つとめの善ぜんある者ものをもて我われを  
 十四 死おしむるは其その罪つとめたること現あらはさ亦また誠まことに由よりて罪つとめの甚はなしきふと現あらるも也 十四  
 十五 是この律法おきての靈たまなる者ものと我われ儕しの知しされど我われの肉こころなる者ものにして罪つとめの下したに賣うられ

十六 たり 蓋おほしむる行なふ所ところは者ものの我われも之これを是ことせず我われが願ねがふ所ところのもれ我われみれを  
 十七 行なす我われか惡わるむ所ところのもの我われみれを行なふあり 若もし我われを願ねがふ所ところの者ものを行なふ時  
 十八 律法おきてを善ぜんとす 然しからば今いまより之これを行なふ者ものの我われに非あらず我われに居ゐるとも罪つとめ  
 十九 あり 善ぜんある者ものの我われするはち我われ肉こころに居ゐるを知るも願ねがふ所ところわきには在あり  
 二十 善ぜんを行なふとを得えざれば也 十九 わき願ねがふ所ところの善ぜんの之これを行なはす反かへて願ねがふ所ところ  
 二十一 の惡わるの之これを行なへり 若もし我われを願ねがふ所ところを行なふとき之これを行なふ者ものの我われに非あらず  
 二十二 我われ居ゐるとも罪つとめあり 是この故ゆゑに我われ善ぜんを行なはんと欲ほふとき惡わるむ我われにをる  
 二十三 此この法おきてあるを覺おぼゆ 蓋おほしむる内うちにある人ひとに就ついて神かみは律法おきてを樂たのしむる  
 二十四 肢體あたいは他の法おきてありて我われ心の法おきてと戦たたかひ我われを擡たげて我われが肢體あたいの中うちにをる  
 二十五 罪つとめは法おきてに從したがひするを悟さとり 二十三 噫ああわき困苦くるしみある哉やの死おは體からだより我われを救す  
 二十六 はん者ものの誰たれぞや 是この色いろらの主あるイエスキリストあるが故ゆゑに神かみは感謝かんしゃす然しか  
 二十七 ば我われみづから心こころにて神かみの法おきてに服まかひ肉こころにて罪つとめの法おきては服まかふあり  
 二十八 是この故ゆゑにイエスキリストは在あるはれ罪つとめせらるる事ことあり 二十九 活いす靈たま



の法のりのイエスキリストキリストに由よて罪つみと死しれ法のりより我われを釋ゆるせば也三 是こゝを律法おきての肉にくに由よて荏弱よわくの能あたざる所ところを神かみの爲ためたまへり即すなはち己おのれの子こを罪つみれ肉にくれ狀かたちとあして罪つみのためために遣つかはし其肉にくに於おて罪つみを罰ちかしぬ 是こゝを律法おきてれ義よきの肉にくに從したがひて靈こゝろに從したがひて行なふ我われ儕しに成な就じゆせんが爲ためあり 肉にくは從したがふ者ものの内うちの事ことを念おもひ靈こゝろは從したがふ者ものの靈こゝろの事ことを念おもふ 肉にくは事ことを念おもふの死しあり露つゆの事ことを念おもふの生いるあり安やすあり 是こゝを肉にくの事ことを念おもふと神かみに乖こるが故ゆゑあり是こゝを神かみの律法おきては服またがふと能あたざるが故ゆゑ 而しかして肉にくに在ある者ものの神かみの心こゝろに適あふと能あたはず 是こゝを神かみの靈こゝろあるんが故ゆゑに住すまふ爾曹なんぢらの肉にくは在ある靈こゝろは在ある凡おほくキリストキリストの靈こゝろある者もののキリストキリストに屬つする者ものあり 若しキリストキリスト爾曹なんぢらの體からだの罪つみに緣よりて死し靈こゝろ魂たましひの義よきは緣よりて生いん 若しイエスを死しより甦よみがらしめし者ものの靈こゝろ爾曹なんぢらに住すまふキリストキリストを死しより甦よみがらしめし者ものの其そのあるんが故ゆゑに住すまふとあるの靈こゝろを以もて爾曹なんぢらが死しべき身體からだをも生いすべし 是こゝを故ゆゑに兄弟あなよ我われ儕しの肉にくの爲ために負おとある有ある肉にくは從したがひて役つかする者ものは非あらず 肉にくは從したがひて役つかする者ものは死しべし若し聖靈せいに由よりて身體からだの行なを減くさば

生いべし 凡おほく神かみの靈こゝろを導みかる者ものは是こゝを是こゝを神かみの子こあり 爾曹なんぢらが受うけし靈こゝろの奴たぬたる者ものの如ごとく復またび懼おそれを懷いだく靈こゝろに非あらずアバ父ちちとよぶ子こたる者ものの靈こゝろあり 聖靈せいみづから我われ儕しの靈こゝろと偕ともに我われ儕しが神かみの子こたるを證あかしす 我われ儕しもし子こたらば又また後嗣ごうたらん即すなはち神かみの後嗣ごうにしてキリストキリストと偕ともに後嗣ごうたる者ものあり 我われ儕しもし彼かれと偕ともに苦くるしみを受うけば彼かれと偕ともに榮さかれをも受うけべし 我われ意こゝろに今いま時ときの苦くるしみに我われ儕しも顯あらはれん榮さかれに比くらべざるに非あらず 是こゝを受造者つくられたしものの切望きつぼうの神かみの諸子こたわの顯あらはれんものと俟まちるあり 是こゝを受造者つくられたしものの虚空むくうに歸かへせらるる者ものの其願ねがふ所ところは非あらず即すなはち之これを歸かへする者ものに因より 是こゝを受造者つくられたしもののみづから敗壞やぶれぬ奴たぬたるものと脱のがれ神かみの諸子こたわの榮さかれある自由じゆうに入いらんものと許ゆるせんとの望のぞみを有あはれたり 萬よろくの受造者つくられたしものの今いまに至いたるまで共ともに歎なげき共ともに勞苦らくみとあるを我われ儕しの知しる 是こゝを此等これらのもの耳みみならず聖靈せいの初はじめて結むすべる實みを有ある我われ儕しも自みづから心こゝろの中に歎なげきて子こと成ならん即すなはち我われ儕しの身體からだの救すくはれんものと俟まちる 我われ儕しが救すくを得える望のぞみによれり 然しかし望のぞみを見みば亦また望のぞみし既すでに見みるとある者ものの何いで尙なほみれを望のぞまんや 若しわを



ら未だ見ざる者を望まば忍て之を待べし 聖靈も亦わきらの荏弱を助く  
 我儕の祈るべき所を知られども聖靈みづら言がたきの慨歎を以て我儕  
 の爲に祈ぬ 人の心を察たまふ者の聖靈の意をも知り蓋神の心お遵ひて  
 聖徒の爲に祈るべ也 また凡の事の神の旨に依て召れたる神を愛する者  
 の爲に悉く動きて益をみずを我儕の知り こそ神の預じめ知たまふ所の  
 者を其子の状に效せんと預じめ之を定む此の其子を多の兄弟の中お嫡子  
 たらせんが爲あり 又あらうじめ定たる所の者の之を召き召たる者ハ之  
 を義とし義としたる者の之に榮を賜へり 然ハ此等の事お於て何を言  
 ん若し神われらを守らば誰の我儕に敵せん乎 己の子を惜ずして我儕衆  
 の爲お之を付せる者の豈りそに併て萬物をも我儕に賜ざらん乎 神の選  
 たる者を認ん者の誰や義とする神ある乎 罪を定る者の誰や死て復  
 よみがへり神の右に在て我儕の爲に禱告し給ふキリストある乎 十字架  
 の愛より我儕を絶らせん者の誰や患難あるう或の困苦う迫害の飢餓

の裸程り危険う刀劍ある乎 是われら終日おんち爲に死に付され屠ら  
 れんとする羊の如くせらるゝ也と録されたるが如し 然ども我儕を愛め  
 る者に頼すべて此等の事に勝得て餘あり 或の死あるひの生あるひ  
 の天使あるひの執政あるひの有 能あるひの今ある者あるひの後あらん  
 者 或の高き或の深また他の受造者の我儕を我主イエスキリストに頼る  
 神は愛より絶らすること能ざる者あるを我の信せり

**第九言** 我キリストに属る者あれば我が言の眞にして偽なし且わが良心聖  
 靈お感じて 我お大なる憂ある事と心お耐ざるの痛ある事とを證す 若  
 わが兄弟わが骨肉の爲おあらんか或のキリストより絶れ沉淪お至らん  
 も亦わが願あり 彼等のイスラエルの入あり神れ子ある事また榮光また  
 盟約また律法を立られし事また祭儀また約束の皆うれらお属り 列祖の  
 是のれらが先祖なり肉體に因て言ハキリストも亦彼等より出るれ萬物  
 以上在て世々讚美を得べき神ありアーメン 今いへる所の神は言の廢



れりと謂に之非す蓋イスラエルより出る者もどくイスラエル非す  
 七亦アブラハムの苗裔あればとて悉く其子たるも非す惟イサクより出る  
 者もんちの苗裔と稱らるべしと録されたり 即ち肉に由て子たる者もれ  
 らの神の子たるに非す惟約束に由て子たる者の其苗裔とせらるる也 期  
 いたらば我來らんサラに男子あるべしと是約束は言あり 此耳あらず亦  
 リベカ我儕の先祖イサク一人も從ひて二子を孕しとき 其子いまだ生れ  
 ず亦善惡を行ざれど神の選たまひし聖旨の變るもどあく行に由て召お由  
 を彰さんとて 長子の幼子も服んどリベカに言たまへり 録して我のヤ  
 コブを愛しエサツを惡めりと有が如し 然らば我儕もにを言んや神に不  
 義ある所あるや有ふとあし 神モ一に曰われ矜恤んと欲ふ者を矜恤わ  
 れ憐憫んと欲ふ者を憐憫と 然らば願ふ者にも趨る者にも由す惟めぐむ所  
 の神に由り 聖書の中に神ハロに我もんちを立るの特に爾をもて我が權  
 能を顯し又わが名を徧く世界も傳んが爲ありと示し給へり 然らば神の憐

憫んと欲ふ者をあはれみ剛愎おせんと欲ふ者を剛愎にせり 然らば爾われ  
 お言ん神何するは人を責るや誰か其旨お逆ふもとを爲んと 嗟人よ爾何  
 人あれば神も言逆ふや造れし物の造し者に向て爾何故に我を如此つくり  
 しと云べけん手 陶人の同じ塊をもて一の器を貴く一の器を賤く造るの權  
 あるに非すや もし神怒を彰し其能力を示さん爲も滅亡に備れる器を永  
 く耐忍こどをあし また榮光も預じめ備し矜恤の器も其榮の豐盛あるを  
 示さんとせば我儕何の言こと有んや 此れ矜恤の器即ち我儕召れし所の  
 者の第一ダヤ人のみあらず亦異邦人の中よりも召れたり 神ホセヤの書  
 に我の我民あらずりし者を我民と稱へ愛せざりし者を愛する者と稱ん  
 又あんなら我民あらずと言れたりし其處は彼等も活神の子と稱らるべし  
 とするが如し イザヤもイスラエルに就て呼り曰けるのイスラエルは子  
 の數の海の沙の如あれども救るる者いたゞ僅僅あらん 神の義をもて其  
 言を斷之を成竟るべし蓋さだめ給ふ所の事の主速かに此地に行ふべけれ



二九 又也 三〇 また前ハイザヤ言テ若萬群れ主われらに裔を遣ざりしゐらバ我儕  
 三一 己ハソドムノ如ならん又エモラハ同からんと有ガ如シ 然バ我儕何ト  
 三二 カ言ん義を追求めざる異邦人の義を得たり是すあはち信仰に由とみろレ  
 三三 義あり 然ト義の律法を追求めしイスラエルの義の律法ハ追及ざりき  
 三四 此ノ如何ある故不彼等の信仰ハ由ず行に由て追求めんとせしほどハ蹟石  
 三五 不厥たをバ也 視よわれ蹟石また礎 磐をシランハ置ん凡て之を信する  
 三六 者の辱しめられじと録さきたるガ如シ

三七 兄弟よ我心ハ願ふ所ト神ハ祈る所のイスラエルレ救れんふと也  
 三八 彼等ガ神に熱心あるふとの我證す然ども其熱心の智識に由ハ非ず 彼等  
 三九 ハ神の義を識ず己の義を立んことを求て神レ義ハ服ハざる也 凡て信す  
 四〇 者の義とせらせん爲にキリストハ律法の終とあり 五 一モ一セ律法ハ由  
 四一 する義を指てハ之を行ふ者みよ由て生を得べしと録したり 然ト信仰ハ  
 四二 由る義ハ如此いへり爾心ハキリストを誘ひ下らん爲ハ誰カ天ハ昇らんと

四三 言ふと勿き 又キリストを死し者の中より誘ひ遣らん爲に誰カ府に降  
 四四 らんと言ふと勿き 然ハ何ト語る道ハ爾に近く爾の口にあり爾の心に  
 四五 ありト是すあはち我儕ガ宣る所の信仰の道ナリ 蓋もし爾口にて主イエ  
 四六 スを認ハし又あんち心にて神の彼を死より甦らしを信せば救るべし され人  
 四七 ハ心に信じて義とせられ口に認ハして救るゝあり 聖書に凡て彼を信する者  
 四八 ハ辱められじと云リ 九 ヌダヤ人とギリシヤ人の別ハし蓋すべての者の主ハ  
 四九 惟一なればあり凡ろ之を願求る者にハ恩を豊盛にし 一〇 凡て主の名を願求  
 五一 する者の救るべし 然ハ未だ信ぜざる者を何で願求るふとを得んや未だ聞  
 五二 ざる者を何で信するふとを得んや未だ宣る者あらずバ何で聞ふとを得ん  
 五三 ヤもし遣されずバ何で宣るふとを得んや録して和平ある言を宣また善  
 五四 事を宣る者の其足ハ美しき哉とあるガ如シ 然ト悉く福音を聴従しに非  
 五五 スイザヤ曾て主よ我儕ガ宣る所を信せし者ハ誰乎と云リ 然きバ信仰  
 五六 と聞よりいで聞どころハ神の道に止るあり 一六 わき問ん彼等の未だ聞ざり



しか聞き其聲の遍く世界お出ろの言の地の極にまで及べり 我また問ん  
 イスラエルの知ざりしか知り爰おモーセ云わを民に非ざる者をもて爾曹  
 を嫉妬せん又愚ある民をもて爾曹を怒らせんと イザヤ憚るふどあく言  
 けるの我を尋ざりし者お我わへり問ざりし者に我わらわれぬ 又イスラ  
 エルに就ての我終日手を舉て悖り順のざる民に向へりと云し也

**第十一節** 然バ我いごん神の其民を棄しや決して然らず何とあれバ我も亦イ

スラエルの人アブラハムの裔ニヤミンの支派あり 神の其預じめ知給  
 ぶどふるの民を棄ざりき爾曹エリヤについて聖書に載たる事を知るか  
 彼イスラエルを神お訴いひけるの 主よ彼等の爾の預言者を殺し爾の祭  
 壇を毀てり只わを遺せしに又わが命を求めんとする也 然るお何と神の  
 答給ひし乎わを自己の爲にバアルに墮づかざる者七千人を存せりと 是  
 の如く今もおは恩の選に由て遺れる者あり 六 もし恩に由らば功に由る  
 なり否されバ恩の恩たらす若し功お由らば恩に非ず否さきバ功の功たらさ

る也 然バ何を言んイスラエルの其求る所を得ず選せし者之を得て選  
 れし者の頑せられたり 神の今日に至るまで彼等お頑き心見ざる目聞わ  
 ざる耳を手ふと録さきしが如し 亦ダビデ曰けるの彼等が筵席かはりて  
 機檻とあを網羅とあを礙物とあれ其報とあれ 彼等の目を矇して見しめ  
 ず其背を常に屈しめよ 然バ我いん彼等が蹶の倒に及しや然らず反て  
 彼等が錯失により救の異邦人に及べり是イスラエルを激させんが爲あり  
 若かれらの錯失世の富とあり其衰異邦人の富とあらんに況て彼等の  
 盛あるに於てをや 我あんちら異邦人お言ん我の異邦人の使徒なるが故  
 に我職を敬重せり 是わが骨肉の者を如何してか激し其中より數人を救  
 んが爲あり 若かれらの棄らるゝこと世の復和とあらば其收納さるゝの  
 死たる者の中より生るに同からず手もし薦新のパンさよからば凡のパン  
 も亦潔もし根さよらば枝も亦潔りるべし もし幾數の枝を折れたるお  
 爾野の橄欖なるるを其中に接ぎ共に其根により共に其汁漿を受るなら



原の枝に向ひて誇る勿き假令はこるども爾の根を保す根の爾を保て  
 然バ爾枝の折れたるの我が接れん爲なりと言ん 然ど彼等の折れた  
 るの不信仰により爾が立るの信仰に因なれば誇ること勿た 戒懼よ 蓋  
 神もし原樹の枝をさへ惜まずバ恐くの爾をも惜まじ 然バ神の慈と嚴な  
 るとを觀よ其嚴なること 躓者に顯れぬ爾慈に居バ其慈の爾に在ん然ざ  
 きバ亦なんぢも欲離さるべし 三三 もし不信仰お居す心彼等も亦接せん神の  
 能ふを接得む心也 爾もし木うまきつきたる野の橄欖より欲き其生稟  
 に反て嘉橄欖に接きたらん 況て原樹の枝の己が其橄欖に接きたらん  
 手 兄弟よ我爾曹が自己を智とする事無らん爲に此與義を知ざるを欲ま  
 ず即ち幾分のイスラエルの頑梗の異邦人の數盈るに至らん時まで也 然  
 てイスラエルの人悉く救るを得ん録して救者のシヲンより出てヤコブの  
 不虔を取除く 且ろの罪を赦す時に我のれらに立ん所の怒の此也と有  
 が如し 福音お就ての爾曹の益の爲に彼等の憎まれ選擇に就ての先祖の

故によりて彼等の愛せらるゝ也 三二 ろの神の賜と召の易るゝとあきしに因  
 昔あんぢらの神に背しが今彼等が背るに由て爾曹矜恤を受たるが如く 三三  
 今のそらの背るの爾曹の矜恤を蒙るに因て亦矜恤を受んため也 三三  
 の衆人を憐まんが爲に咸み色を不服の中に入らめり 三三 あら神の智と識  
 の富の深うみ其法度の測り難く其踪跡の索ね難し 孰れ主の心を知し孰  
 の彼と共に議るゝとを爲しや 孰か先のきに施て其報を受んや 三三  
 物に彼より出らるに倚るに歸るをあり願くの世々榮神にあきアーン  
**第十三章** 然バ兄弟よ我神の諸の慈悲をもて爾曹に勸るの身を神の意に適  
 ふ聖き活る祭物とあして神に獻よ是當然の祭あり 又あの世に效ふ勿き  
 爾曹神の全の善にして悦ぶべき旨を知らんが爲に心を化て新にせよ 三三  
 うくる所の恩に藉て爾曹各人に告ん心を高り思を過そふと勿き神の各人  
 に賜りたる信仰の量に従ひて公平に思念べし 即ち我儕一體に多の服あ  
 きども皆ろの用を同らせざるが如く 五人キリストに於て一體たきバ亦



たぐひに其肢たる也 然に賜る所の恩に藉て各々賜を異にせり或の預言  
 あらば信仰の量に循ひて預言をあし 或の役事あらば其役事をあし或の  
 教誨をあそ者其教誨をあし 勸慰をあそ者其勸慰をあし賑濟をあす  
 者其者あく施ふし理治をあす者其懈らず治め矜恤をなす者其歡びて憐む  
 べし 愛の偽るふと勿き惡の惡み善の親み 兄弟の愛をもて互に愛し禮  
 義を以て相譲り 勤て惰らず心を熱して主に事へ 望て喜び患難に耐へ  
 祈禱を恒にし 聖徒の匱乏を賑恤し遠人を慇懃おせよ 爾曹を害ふ者を  
 祝し之を祝して詛ふべからず 喜ぶ者と共お喜び哀む者と共お哀むべし  
 相互お意を同らし尊大志をなさず反て卑微お附よ又自己を智とせる勿  
 れ 惡をもて惡に報る勿れ衆人の善とする所を心に記て之をあし 行得  
 べき所の力を竭して人々と睦親むべし わが愛する者よ其仇を報るあり  
 れ退きて主の怒を待るの録して主の曰給ひけるの仇を復すの我お在はれ  
 必ず之を報んとあさば也 是故お爾の仇もし償ふべ之お食のせ若し渴の

は之お飲せよ爾如此するの熱炭を彼の首お積あり ちんち惡お勝るゝ勿  
 れ善をもて惡お勝べし  
**第十三章** 上お在て權を掌る者お凡て人々服ふべし蓋神より出ざる權なく  
 凡ろ有とてころの權の神の立たまふ所あれば也 是故お權お悖ふ者の神の  
 定お逆くあり逆者の自ら其罪の定を受べし 有司の善行の畏お非ず惡行  
 の畏あり爾權を畏ざることを欲ふ手たし善を行へ然に彼より懲を獲ん  
 彼の爾お益せん爲の神の僕あり若し惡を行へば畏れよ彼の徒ら小刃を操す  
 神の僕たれば惡を行ふ者お怒をもて報ゆる者あり 故お之お服へ惟怒お  
 縁てのみ服のす真心に縁て服ふべし 是故お爾曹貢を納よ彼等の神の用人  
 おして常お此職を司とれり ちんち受べき所の人お之お予よ貢を受  
 べき者お之お貢し税を受べき者お之お税し畏るべき者お之お畏れ敬ぶ  
 べき者お之を敬べ ちんち互お愛を負のはる凡の事を人お負ふと勿れ  
 蓋人を愛する者の律法を完全すべ也 ちんち奸淫とる勿れ殺す勿き竊む



勿き妄の證を立る勿れ食る勿れと曰る此餘なは誠あるとも己の如く爾の隣を愛すべしと曰る言の中包たり 愛の隣を害せず是故に愛の律法を完全す 此の如く行へし我儕の時を知り今の寐より寤べきの時あり蓋信仰の初より更にお我儕の救の近し 夜すでお央て日近けり故にお我儕暗昧の行を去て光明の甲を衣べし 行を端正して晝わゆむ如くすべし 饜餐醉酒また奸淫好色また争闘嫉妬お歩むいと勿れ 惟なんぢら主イエスキリストを衣よ肉體の欲を行へんが爲にお其備をあすいと勿れ

**第十四章** 信仰の弱き者を糺よ然と其意ふ所を詰る勿れ 或人の凡の物を食ふべしと信じ或人の弱して只野菜を食へり 食ふ者の食ざる者を糺するものと勿れ食ざる者の食ふ者を罪ありとせる勿れ神あるを納れば也 なんと何人あれ他人の僕を罪するや彼の或の立あるいと倒るいと其主に由り彼また必ず立られん神の能て色を立得るべ也 或人の此日を彼日お愈れりとし或人の計日もみる同とす各人みづから定て其心を堅すべし

日を守る者も主の爲にお守り日を守らざる者も主の爲にお守らず食ふ者も主の爲にお食へり蓋神お謝する事をすればあり食ひざる者も主の爲にお食はず此また神お謝する事をせり 我儕のうち己の爲にお生おのれの爲にお死者あり 蓋われら生るも主の爲においさ死るも主の爲にお死ふの故にお或の生あるいと死るも我儕のみお主のもの也 夫スキリストの死て復生し即ち生者と死者の主とあらん爲あり 爾あんず其兄弟を罪するや何ぞ其兄弟を藐視るや我儕の皆スキリストの臺前にお立べき者あり 録して主の曰たまへるの我の活る神すべての膝の我が前にお屈り凡れ舌の我を讚美すべしと有が如し 是故にお我儕おのく己の事を神お訟ふべし 然にお我儕たがひお罪を擲ること勿れ寧ろ兄弟の前にお絆跌あるいと妨 礙を置ざらんことを定むべし 我の主イエスお由て凡の物潔からざるあきを知かつ之を信す然と人もし不潔と意い其人お於て即ち潔からざる也 爾もし食物の爲にお兄弟を糺しめば其行ふとふる愛の道お合とす爾食物お因てキリス



ト死に代り給へる彼を滅すこと勿れ 爾曹は善を以て人お誘ふること  
 を爲なかれ 所の神の國の飲食非ず惟義と和と聖靈お由る歡樂あり  
 此の如してキリストお事する者の神の心お適また人に善とせらるる也  
 是故に我儕人と和睦せんことと相互に徳を建んみととを追求めし 食物  
 に因て神に成る所を毀こと勿れ凡の物みる潔し然ども之を食ふて人を礙  
 かする者おの惡とならん 肉を食ふ酒をのむ何事に由ず爾の兄弟を倒し  
 或の礙かせ或の懦弱せるの宜らざる也 あんち信あるう己みれを神の前  
 に守り自ら許とする所を内責する事あき者の福あり 疑者もし食は罪  
 お定めらる是信仰お由て食のされを也すべて信仰お由てせざる者の罪あ  
 り

然バ我儕強者の強あらざる者の懦弱を負て己の心お愧はざるを  
 も爲べきも也 我儕おの隣の徳を建んためお善をもて之を愧はすべ  
 し キリストすら尙おのれを愧はす事をせざりき蓋なんちを誘ふ者の毀

誘ひ我お及べりと録さきし如し 従前より録さきたる所の皆われらお訓  
 て聖書の忍耐と安慰との言お藉て望を得させん爲に録せる也 忍耐と安  
 慰を予ふる神の爾曹おイエスキリストを效たがひお心を同うする事を予  
 て 爾曹をして心を一にし口を一おし神をあいち我儕の主イエスキリスト  
 の父を讚美し崇しめ給はんみとを願へり 是故おキリスト神を崇ん爲お  
 我儕を納るが如く爾曹も互お納べし 我いん神の眞理の爲おイエスキ  
 リストの割禮の役となり先祖お約束し給ひしとを堅固せり また異邦  
 人も其矜恤に由て神を崇む録して是故お我異邦人の中に在て爾を崇また  
 爾れ名を讚美すべしと有が如し また異邦人よ主れ民と同お喜ぶことを  
 爲よと云り 萬邦よ主を讚ふべし萬民よ主を切お願ふべしと云り 又イ  
 ザヤ云らくエツサイの根めざし異邦人を治めんと爲もれ興らんとす異邦人  
 みあ之お頼んと 望を予ふる神れ爾曹をして聖靈の能お由るの望を大お  
 せんが爲お爾曹の信仰より起る諸の喜樂と平康を充しめ給はんことを願



へり 十四 わが兄弟よ我あんちらが仁慈ちせひお満みちそべての智ちお充ちて互たがひに勸すす得めることを信まず 十五 然しかども兄弟よ我あんちらは爾曹なんぢらお憶おも起おこさせんがため憚はたらずして容ゆるみんちらお書かきおくれり是神このかみの我われお賜たまふ所ところに恩めぐみに因より 十六 即すなはち異邦人よこしまの爲ためおイエスキリストの僕つかひとなりて神このかみの福音えんごんの祭まつりををし獻ささぐる所の異邦人よこしまを聖靈せいれいお由よて潔きよまらしめ神このかみの意旨いさめお適あせん爲ためあり 十七 是故ゆゑお我神われかみの事ことお就つてハイエスキリストお由よて誇こほる所ところあり其何いかにとあまバキリスト我われを助たすて異邦人よこしまを順從したがしめん爲ためお休やすめと奇跡こころおこの能ちからと神このかみの靈たまの能ちからを顯あらし言ことばと行わざとを以もてエルサレムより徧あまくイルリコに至いたるまで其福音えんごんを傳つたへ給たまひしことお他ほかの一言ひとことをも我敢あて曰いはざるあり 十八 且かつわれ慎つつしみて他人たがひに置おし土基どきお建たじとイエスの名なの未いまだ稱なられざる所に福音えんごんを宣のたまへたり 十九 未いまだ彼かれお就つて傳つたへ得えざる者ものの見まるべく未いまだ聞きみとを得えざる者ものの悟さとるべしと録きささたるが如ごとし 二十 是故ゆゑお屢しばしばバ阻さまたちられて我あんちらお請いたふことを得えざりき 二十一 今いまこの地ちお傳つたへべき處ところありし我年いま來きたなんちらお往ゆんことを願ねがふ故ゆゑ 二十二 ヒスパニヤお赴おもつらん時ときお爾曹なんぢら

お就つるべし蓋おほ經す過するときお爾曹なんぢらお遇あはさ意こころお満みち足たりことを得えて又またあんちらお送おくられんことを望のぞむ也 二十三 然しかど今いまわれ聖徒せいとを助たすん爲ためおエルサレムお往ゆん 二十四 こと 二十五 マケドニヤとアカヤの人々エルサレムの貧あまき聖徒せいとの爲ためお俱たが給たまをそ 二十六 ることを喜よろこ悦ぶとせり 二十七 彼等かれら悦よろこびて之これをみよ其負おんとて有あるが故ゆゑあり蓋おほ異邦人よこしまもし靈たまお屬つものを享うたらんお身みお屬つものを以もてまた彼等かれらお事ことふ 二十八 べき也 二十九 是故ゆゑお我われこの事ことをいり此果かを付かし後のちあんちらお由よてヒスパニヤお往ゆん 三十 われ爾曹なんぢらお往ゆ時ときのキリストの福音えんごんの満みちたる恩めぐみを以もて爾曹なんぢらお至いたらんことを知しり 三十一 兄弟よ我われ儕らの主しイエスキリストおより聖靈せいれいの愛あいお縁ゆかりて爾曹なんぢらお勸すすむ願ねがひ 三十二 我われと共ともお力を竭つして我われためお神かみお祈いのることを爲なす 三十三 蓋おほわがエマヤおある不信ふしん者ものより拯すかり且かつエルサレムお赴おもつらん供つとめを聖徒せいとの心 三十四 お適あせ 三十五 また神このかみの旨めがみお循したがひ歡よろこびて爾曹なんぢらお請いたふ借かり安慰やすみを得えんがため地 三十六 平安へいあんの神このかみあんちら衆人あまたのひとと偕ともお在あさん 三十七 ことを願ねがふアーメン 三十八 我われケンクレアおある教けう會かいの執事あつじある我われ儕らの姪しやい妹まいファイベを爾曹なんぢら



薦むニ あんぢらニ 聖徒ノ 行ハ べき如く主ニ 縁テ 彼ヲ 結ス る所ノ 之ヲ 助メ 彼  
 素ハ あはくノ 人ヲ 助メ た我ヲ も助ム 請フ プリスキラト アクラト 安ヲ 問フ  
 れらハ イエスキリストト 屬ス て我ト 共ニ 勤ム る者アリ 又ハ わが命ノ 爲ニ 己ノ  
 頭ヲ 劍ノ 下ニ 置キ 惟ニ われ而已カ ならず異邦人ノ 凡レ の教會モ また彼等ノ 感謝ヲ  
 せり 又ハ 子ノ 家ニ おゐる教會ニ 安ヲ 問フ また我ガ 愛ス る所ノ エパイチト お  
 安ヲ 問フ 加ヘ 色ハ アシアニ お於テ キリストト の初ニ 結ス べる實アリ 我儕 の爲ニ 多ク  
 の苦勞ヲ をせしマリア お安ヲ 問フ また我ト 同ニ 囚人ト ありし我ガ 親戚ニ あり  
 アンデロニコト シユニヤニ 安ヲ 問フ 加ヘ 色ラ 使徒等ノ 中ニ 名聲ニ あり者アリ 我  
 に先チ てキリストト に居ス 者アリ キリストト に在リ 我ガ 愛ス るアンピリア  
 トに安ヲ 問フ キリストト 屬ス て我儕 と共ニ 勤ム るウルバノ 又ハ わが愛ス るスタ  
 クノ 安ヲ 問フ キリストト お於テ 鍛鍊ニ ありアペレノ 安ヲ 問フ アリストプロノ 家  
 の者ニ 安ヲ 問フ わが親戚ニ ありヘロデオノ 安ヲ 問フ ナルキノ家ニ あり主ニ お  
 をる者等ニ 安ヲ 問フ テルバイナト テルボサト 安ヲ 問フ 彼等ノ 主ニ お於テ 苦

勞シ し女ニ あり又愛ス せらるるヘルシーノ 安ヲ 問フ 主ニ 居テ 多く苦勞セ  
 し女ニ あり 主ニ 選レ しルポト 其母ト に安ヲ 問フ 加ヘ 色ラ 母ノ 即チ 我母ト あり  
 アスキト リトピリゴント ヘレマト パトロバト ヘレメト また彼等ト 偕ニ あり兄弟ニ お  
 安ヲ 問フ ピロト コシユリヤチリオト 其姉妹ト またオルンバト 及び彼等ト 偕ニ あり  
 る諸ノ 聖徒ニ 安ヲ 問フ 爾曹ニ よき接吻ヲ もて互ニ 安ヲ 問フ キリストト の諸ノ  
 教會ニ あんぢらニ 安ヲ 問フ 兄弟ニ よ我ニ あんぢらニ お勸ム 凡レ 爾曹ニ 學ブ 所ノ  
 教ニ お反シ て争ヒ 分カ せ又躓カ する者ヲ を戒メ て之ヲ を避ム 此ノ 如ク 若シ 我  
 我儕 の主ニ イエスキリストト 服ス 己ノ 腹ヲ つかふる者アリ 又言フ を巧ク し媚  
 諂ヒ て質朴 あり者ノ 心ヲ を欺ク あり 然レ 爾曹ニ 順ニ 従ル こと衆人ニ 傳ヘ 揚テ  
 れば我ニ あんぢらノ 爲ニ 喜ビ べり我ニ あんぢらガ 善ク 智ク 惡ク 思ハ らんことを  
 願フ 平安ノ 神ニ あんぢらノ 足ヲ 下ニ お於テ サム ンヲ 速ニ 加ヘ 碎ク べし我儕 の  
 主ニ イエスキリストト の思ハ かんぢらト 偕ニ 在ル ことを願フ 我ト 共ニ 勤ム るテ  
 モテ我ガ 親戚ニ ヤン ソン シバ テロ より爾曹ニ 安ヲ 問フ 此書ヲ 筆シ する



テリテオ我キリストお於て爾曹お安を問 我と全會の寓主ガヨス爾曹お  
 安を問り邑の庫司エラストまた兄弟クワルト爾曹お安を問り 我儕れ主  
 イエスキリストの恩あんちらと偕お在んことを願ふアーメン 三三 世れ成ざ  
 りし前より隠蔽たりしかど萬國の民をして信じ服ひしめんが爲いま窮あ  
 き神れ命お遣ひ預言者れ書お因て顯せし其興義お循ひて我つたふる福音  
 および我が説どころのイエスキリストの教訓を照し爾曹を堅固すること  
 を得もの 三三 即ち獨一睿智神に榮光窮あくイエスキリストお由て在んこと  
 を願ふアーメン

新約全書羅馬書終

新約全書使徒パウロコリント人に贈る前書

第一書 神の旨により召てイエスキリストの使徒とあし給へるパウロ及  
 び兄弟ツステキ 書をコリントにある神の教會即ちキリストイエスに在  
 て潔らき召して聖徒とあさる者れよび彼等の處にも我儕の處にも諸處に  
 於て我儕の主イエスキリストの名を願者にまで贈る あんちら願くハ我  
 儕の父ある神れよび主イエスキリストより恩寵と平康を受よ ○ 一 五 六  
 キリストに在て爾曹が賜りし神の恩寵について我恒に爾曹の爲に我神に  
 感謝を 蓋あんちら彼に在て諸事するハ凡の教訓と凡の知識に富みと  
 を得たきハ也 是キリストの證あんちらの中に堅せらるしに因 斯て爾  
 曹ハ賜る所の恩寵あくるみとあく我儕の主イエスキリストの顯せんハ  
 とも俟りハ神の終まで爾曹を堅し我儕の主イエスキリストの日に於て爾  
 曹に責あからしむ され神の誠信あり彼あんちらを召て其子あさるの主  
 イエスキリストの交際に入しめ給へり ○ 兄弟よ我儕の主イエスキリスト



の名に託て我らに勸む爾曹みな言ふを同じし且分争なく心を同じし  
 意を同じして聯合べし蓋わが兄弟よクローエの家人あんなららの事を我に告て  
 爾曹の中に争ひありと言たき也爾曹のく我のパウロ我のアポ  
 ロスタキリストに屬せと言われ之を言ありキリストの數多は分  
 ぶ者然らば手パウロの爾曹の爲に十字架お釘らせし手また爾曹のバ  
 ンバを受てパウロの名に入しやわが神は謝す我のクリスボとがまた  
 の外なんなららの中一人にもバプテスマを施しよとせし此の我名に托て  
 爾曹の心を施すと人に言れんことを懼たき也我またステパタの家  
 族に爾曹の心を施せり此外に我人にバプテスマを施しよと有や否  
 を知れず我らも下の我を遣はしよのバプテスマを施させん爲を非ず福音を  
 宣傳せしめん爲なり又わきに言の智慧を用しめ給ひ是も大パウロの十字架  
 福音を傳へし能たるなり即ち録して我智者の智を滅し愚者の愚を

廣くせんも有が如し智者安に在る學者安に在るの世の諸者いづくに  
 る神此世の智慧をして愚あらしむるに非ずや世人の己の智慧を恃て  
 神を知らず是神の智慧に適へるあり是故に神の傳道の愚あるを以て信する  
 者救を善とせりユダヤ人の休徴を乞ひリヤ人の智慧を覓む我僕  
 の十字架に釘らせしキリストを宣傳ふ即ち此のユダヤ人に礙く者キリ  
 スト人に愚ある者なり然と召れたる者にユダヤ人にもギリシヤ人  
 にもキリストの神の大能また神の智慧なり爾曹を觀よ肉を循る智慧ある  
 神の弱の力より強し兄弟よ召を蒙る爾曹を觀よ肉を循る智慧ある  
 もの多らず能ある者ればからず貴き者多らざる也神の智者を愧ぢ  
 る世の愚ある者を選び強者を愧ぢんとて世の弱者を選びまた神の  
 有者を滅さんとて世の賤者藐視らるるもの即ち無が如き者を選び給ふ  
 主イエスに在りて神に立ちて爾曹の智慧また義また聖また賜と爲た



まへり三 録して誇者の主に因て誇るべしと在るが如し二 神の證を傳はりき一 蓋われイエスキリストと彼の十字架に釘らるし事の  
 神の證を傳はりき二 蓋われイエスキリストと彼の十字架に釘らるし事の  
 外に爾曹の中に在て何をも知まじと意を定められたれ也三 我あんぢらと借  
 は居し時の弱かつ懼また多く戰慄り四 我言し所また我宣し所の人の智慧  
 の婉言を用るす唯靈と能の證を用るたり五 蓋なんぢらの信仰をして人の  
 智慧に由す神の能に由じめんと欲ばなり六 然とも我儕全き者の中に智慧  
 を語る是みの世の智慧に非ず亦みの世の有司應らんとする者の智慧に非  
 ず七 我儕の語る所の秘密たりし神の奧義の智慧あり此の創世の先より神  
 の預じめ我儕をして榮を得しめんが爲に定め給ひしもの也八 此世の有司  
 お之を識るの一人もあし若し識らば榮の主を十字架に釘さめしあらん九 録  
 して神の己を愛する者の爲お備へ給ひしもの目いまだ見ず耳いまだ聞  
 衆人の心のまだ念ざる者ありと有るが如し十 然と神の其靈をもて之を我儕

不顯せり靈の萬事を究知また神の深事をも究知るあり十一 され人の情の其  
 中にある靈の外に誰の之を知んや此の如く神の情の神の靈の外に知るの  
 る十二 我儕の受じし此世の靈に非ず神は出る靈あり是神の我儕に賜し  
 所あるのを知べき爲あり十三 且われら此事を語る人其智慧の教る所の言  
 を用るす聖靈の教る所の言を用るるなり即ち靈の言を以て靈の情に當るお  
 り十四 性來のまよある人の神の靈は情を受す是かかれおの愚ある者と見れば  
 る十五 然と靈も廣るもの萬事を辨へ知まかして己の人お辨へ知るよとあ  
 る十六 誰か主の心を知て主を教る者有んや然と我儕とキリストの心を有り  
 兄弟よ我らさきお爾曹お語るるとき靈に屬る者お語るが如くもる能  
 り十七 或は惟肉に屬る者の如く亦キリストにをる赤子に語る如くせり十八 我ら  
 曹は乳を哺しめて堅き物を予さりき爾曹食ふこと能ひさればあり今も尙  
 あたのす十九 蓋なんぢら尙肉に屬る者あるべ也あんぢらの中に嫉妬と紛争



あり此なんちら肉に屬て人の如く行ふに非ずや。我のパウロに屬われの  
 アポロに屬といふ者のあるに此あんちら肉に屬るからず乎。パウロの誰  
 アポロの誰をさうの惟おのく賜れる恩に隨ひ爾曹をして信せしめん  
 だて勸る者あるの外あし。然れ我の種アポロの灌ぐ長る者の惟神あり  
 種るもの灌ぐ者も數るに足す惟貴さの長る所の神あり。され種者も灌ぐ  
 者も異なることなし各を功力に循ひて其賞を得べし。我儕の神も同じ働  
 く者なり爾曹の神の田神の室あり。神の我に賜し恩に循ひて我賢き工師  
 の如く既お基礎を置たり今はかの人の上あ建いかに其上お建さき手お  
 のく慎て爲べし。るの置給ひし基礎の外お誰も基礎を置ること能され  
 べ也。この基礎の即ちイエスキリストあり。もし人この基礎の上に金銀寶  
 石木艸禾稿を以て建おべ。各人の工の明かあらん夫日おを顯を可きべ  
 ろ。此の火おで顯せん其火おのりの工の如何を試ひべし。若うの建る  
 所の工たもたバ賞を得。若うの工やかかれお損を受されと已の火より脱

出る如く終おの救れん。爾曹の神の殿にして神の靈あんちらの中お在を  
 ことを知ざる手。もし人神の殿を毀たバ神かれを毀たん蓋神の殿の聖も  
 のおれお地おの殿の即ち爾曹あり。誰も自ら欺く勿れ若あんちらの中に  
 此世お於て智慧ありと意ふ者あらバ智者とあらん爲に愚おあるべし。蓋  
 おの世の智慧の神の前に愚おられバあり。録して云く神の智者を其まづか  
 らの詭計お因て拘ふ。また云く主の智者の思念を虚さものと知たまふ。然  
 然誰も人に誇る勿れ萬物の爾曹の物あり。或のパウロ或のサオロ或の  
 子。或の世界あるひに生あるひに死あるひに今のもの或の後のものはみ  
 ち爾曹の屬あり。爾曹のキリストの屬キリストの神の屬あり。  
**第四節** 人宜く我儕をキリストの役者の如く神の奧義を司とる家宰の如く  
 意ふべし。又おの世に在て家宰に求る所の其忠信あらんこと也。われ爾  
 曹お評られ或の人に評らるるよとを尤も細事とあす我も自己を評す。我  
 我おつから省るお過あるを覺す然とも此に因て義とせられず我を評る者



主あり然を主の來らんときまで時いまだ至らざる間の審判する勿れ  
 主の幽暗にある隠たる情を照し心の計謀を顯さ九其時あの人神より譽  
 を得べし兄弟よ我あんちらの爲に此等の事を我とアポロ比へたり此  
 の我情の事により爾曹をして録されし所に過て人を思議べからざる事を  
 學ばせ彼ら從ひんとて之に逆ひ各誇せとあからしめん爲あり爾をして  
 て人お異あらしむる者の誰を爾の何の受領ざる物を有か若あれを受領ば  
 何を受領ざる如く誇や爾曹をてお飽あんちら既に富め爾曹おれと借あ  
 らずして王たり我實に爾曹が王たらんことを願ふ蓋われも爾曹と借に王た  
 らんが爲あられわれ意ふお神の我情無徒を死に定られし者の如く末の者  
 せし不輝七給たり蓋われらの宇宙の地の則ち天の使あはひ人をお觀玩あ  
 せられたれぬ也我情の時サトの爲に思ある者とあり爾曹のきりし  
 は在るべき者とありれり我情の弱く爾曹の強し爾曹の貴く我情の賤し  
 此時に至るまで我情の飢はた渴はた裸また撻れ期て定れる住處なく

がて手づから玉をみし思らざるべきの服も奢あはるべきの忍も請ある時  
 ときい勸をなせり我儕今に至るまで世の汚穢をた萬物も塵垢の如く  
 我ななちらを愧じめん爲に之を書に非ず反て我が愛する兒女の如く爾曹  
 を傲めんとして也爾曹軍兵ス下に在るに繼ひ師の兵衛あはる父の多くあ  
 るよとなし蓋わきキリストイエスに在る福音を以て爾曹を生かあり是  
 故に我あんちらが我に傲んまを勸るなり此に縁て我が愛する子生に在る  
 患なるテモテを我なんちらに遺せり彼ら我キリコに在る敬愛ははは即  
 ち遅く教會をてに致る模範を爾曹に記憶さす亦七は爾曹の汚濁れを爾曹  
 性至らずとして自ら誇る者あり然を主の心に適ひ我速かた爾曹に至  
 非誇る者の其言に非ず其能を知らんとす爾曹の神國の言に在るに非ず能に在  
 るなり爾曹なを願ふや答を以て我あんちらに至るはを願ふ手はた  
 愛も柔和の心を以て至るふを願ふ手はた  
 爾曹の中に姦淫ありと常に聞ゆ其姦淫の異邦人の中心も非ざるは



どの事にて人々の父の妻を有と聞ゆ。あんちら誇る事を行ひし者の爾曹の中より罰けられんよとを願て痛哭さる手。われ身の爾曹の中居すと雖も靈の居り我をるが如く既ふ之を行ひし者の罪を定たり。即ち我儕の主イエスキリストの名に頼て爾曹の集らんととき我靈も借に在て我儕の主イエスキリストに能に託るくの如き者をサタンに交し其肉體を滅し其靈をして主イエスの日に救を得せめんと定たるなり。爾曹の誇るの宜ろしからず少許の麴酵の全團をみな發すを知る手。爾曹の麴酵もぎが如き者みれば舊き麴酵を除きて新しき團塊とあるべし。夫われちの逾越すなほちまリストの既に宰れ給へり。然ば我儕舊き麴酵を用すまた惡毒と暴很の麴酵を用す眞實と至誠なる無酵麴を用ゐて節を守るべし。○われ爾曹に姦淫を行ふ者と借お交る勿きと既お書遣れり。然と此世の淫を行ふ者またの貪婪者またの勒索者またの偶像を拜む者と交るよとを全く禁するに非ず若きらば爾曹の世を離れざる可らず。我あんちらに書

遣しの兄弟と稱ふる者もし淫を行ひ又の貪婪またの偶像を拜またの詭詐またの沉湎またの勒索をせば之と共に交ることある者と共に食することだに爲ざらしめんとて也。外にある者を鞠ふどの何ぞ我に與らん。爾曹が鞠く所の内の者に非ずや。外にある者の神を鞠く斯る惡人の之を爾曹の中より罰くべし。

**第六章** 爾曹のうち互に事あるとき聖徒の前に認ることをせず敢て義からざる者の前に認ることをする者ある手。あんちら聖徒の世を鞠んとするを知らんや世もし爾曹に鞠るゝならば爾曹至小き事を鞠に足ざる者ならん手。爾曹われらが天の使を鞠んとするを知らんや況や此世の事をや。是故に爾曹もし此世の事を鞠んとせば教會の中にて卑微者を審判の座に坐しめよ。我あんちらを愧しめんとて如此いへり。爾曹の中に其兄弟の間の事を鞠き得る智者一人もみからん手。然と兄弟と兄弟相認へ且ての事を不信者の前あて爲り。爾曹たがひに相認るにより爾曹のうち誠お



過おり爾曹何ふ此より寧ろ不義を受ざるや何ふ此より寧ろ欺を受ざる乎。噫なんぢら不義をなし欺をなす兄弟にも亦て惡を行ふらんぢら義をなさざる者の神の國を嗣ことを得ざるを知らざるか爾曹をづから欺勿れ凡て淫を行ひ又の偶像を拜またり姦淫をなし又の男娼とあり又の男色を行ひ又の盜竊またの貪婪またの沉湎またの辱罵またの勒索者などの皆神の國を嗣ことを得ざる也。爾曹のうち前ふ此の如き者ありしかども主キエホの名お頼かう我儕の神の靈お因て洗滌また潔り又義と爲ことを得たり。○凡の物われに可らざるをなし然と凡て益あるを非ず凡の物われに可らざるをなし然と我らの一をも我が主とあさず。食の腹のため腹の食の爲なり然と神の此を彼を滅すべし身の淫を行ふためお非ず主の爲あり主のまた身の爲あり。神すま主を魅らせ給ふ又の能力を以て我儕をを魅らすべし。爾曹の身のキエホの肢なるを知らざるを我キリスドの肢を娼妓の肢とあしそ可ららんや可らざる也。娼妓に合もの彼と一の體

せあるを知らざるか蓋二人のもの一鉢とあるべしと云給ひたれば也。主お合もの一靈とあるあり。なんぢら淫を避よ人の凡て行ふ罪の身の外あり然と淫を行ふ者の己が身を犯すあり。爾曹の身の爾曹が神より受たる爾曹の衷おある聖靈の殿おして爾曹の爾曹の屬お非ざるよとを知らざる乎。この爾曹の價をもて買れたる者あまはるは是故お神のものある爾曹身お於ても靈魂お於ても神の榮を顯そべし。○**第七章** なんぢら我お書遣し事おついでに男の女お近ざるを善とせ。然とも淫行を免るゝ爲お人のく其妻をもち女も各々の夫を有べし。夫は其分を妻おあすべし妻はまた夫お然すべし。妻の自ら其身を主とるよとを得ず夫これの主とる此の如く夫も自ら其身を主とるよとを得ず妻はこれを主とる。相共に拒なかせ然と互お意を合せて暫く祈禱の爲お別るよ。よし後また其お合べし是サタン爾曹の情の禁ざるを乘じて爾曹を誘ひざらん爲あり。然と我おれを言ひ命するを非ず許あり。我の衆人の我らと



爲んおとを願ふ然と各々神より己の賜を受たり此の如く彼の彼の  
 如し我ひまだ婚姻せざる者および娶婦云ん若わが如くして居る彼等  
 お善あり若みづから制ること能く或は婚姻するも可る婚姻するの胸  
 の熾るより急れむ也われ婚姻せし者お命す妻の夫お別ると勿れ如此  
 離れるの我お非す即ち主あり若わが事あらば嫁す居り或は夫と和  
 めて居るをすべし夫もまた妻を去べからず外の人は我おれをいふ主  
 非す若し兄弟不信ある妻を有るとき妻ともお居んことを願ふ  
 之を去るなかれまた婦不信ある夫を有るとき夫ともお居んことを願ふ  
 之を去るなかれ若し不信ある夫の妻お由て潔あり不信ある妻の夫お由て  
 潔あり然すは爾曹の子女の潔ら然と今の潔き者あり不信者み  
 づから離去は其離るゝ任せよ此の如き事あらば兄弟あるひは姉妹つみ  
 するの所を神の我傍を召給へるの我傍を睦む居しめん爲あり妻よ  
 爾はかや汝を救ふことを得や否を知ん夫よ爾いかに妻を救ふことを得や

善事を知らん然と神の各人お願ふ所また主の各人を召しおらるお循ひ  
 此の如く行ふべし我すての教會お定たるも此の如く割禮ありて召  
 せたる者の割禮を廢る勿れ割禮なくして召れたる者の割禮を受る勿れ  
 割禮を受る何の得もなく割禮を受ざるも何の得もあじ得とてゐる  
 惟神の訓を守らるおあり各人らの召れし時お在し所の分お止るべし  
 必お奴隷おて召れるは思煩ふ勿れ然と若し釋さるゝもとを得ん寧ろ之を  
 受し召れて主おをる奴隷の主おつける自主なる者なり此の如く召れ  
 り自主の者のキリストの奴隷あり爾曹の價をもて買をたる者なり人の  
 奴隷となる勿れ兄弟よ各々召せし時お在し所の分お止りて神と偕に居  
 るべし  
 處女の事お伺いては我いまだ主の命を受す然と我主の矜恤を蒙  
 るて忠義ある者と爲たれば我が意を述べし今の災お因て我婚姻せざる  
 を善とす此の如くなる人お善いあんち妻お繋るゝ者なるか然らば釋  
 らる勿れ爾妻の繋なき者あるか然らば妻を求る勿き爾もし娶ると



も罪を犯すも非ず處女もし嫁するとも罪を犯すに非ず然と此の如き者  
 の身難お遣ん我爾曹をして煩ひしむるお忍す兄弟よ我みれを言ん今  
 より後の時の通れり蓋妻を有る者の有ざるが如く泣くもの泣ざるが如  
 く喜ぶ者の喜ばざるが如く買もの有ざるが如く彼の世を用る者の用  
 ざるが如くそべき爲なり夫の世れ形状の過逝あり我みんちらが思煩  
 ひさらんよとを願ふ婚姻せざる者の如何して主を悦ばせんと主の事を思  
 煩ひ婚姻せし者の如何して妻を悦ばせんと世の事を思煩ふあり妻と  
 される者と處女たる者との別あり嫁せざる者の身も靈も潔からんため主  
 の事を思煩ひ嫁せし者の如何に夫を悦ばせんと世の事を思煩ふあり我  
 んれを言ひ爾曹を益せん爲なり爾曹に絆を置んとするお非ず惟爾曹をし  
 て理に合せ紛擾なく慰勉お主お事しめんとして也人もし其童女お對して  
 己が行ふと理お合すと意ふとき童女期過かつ己ふとを得ざる事あらば  
 其志に任すべし此の罪を犯すに非ず彼等お婚姻せさすべし然と人もし

其心を剛毅し己を得ざることもあく又おのが隨意お爲ことを得てろの童  
 女を留置んと心の中に定まらば然するの善ことあり此の如なれば嫁せさ  
 する者の行の善ささと嫁せさせざる者の行の更お善夫生る間の妻法お  
 繋るあり然と夫もし死に隨意に嫁する事を許さる惟主にある者おのみ  
 適べし然と我おもふお婦ろのまゝ止りおを殊お福あり我また神の靈お  
 感じたりと意ふ

第八節 偶像お獻し物お就ての我儕お知識あることをしる知識の人を驕  
 しむ然と愛の徳を建るもの也若まづから能ものを知と意ふ者の未だ其  
 知べきほどをも知ざる者あり人もし神を愛せば是神お知れたる也偶  
 像お獻し物を食するお就ての我儕偶像の世お無ものあるを知また獨の  
 神の外お神おきを知神と稱るもの或の天お在あるひの地に在て多の神  
 おはくの主あるが如しと雖も我儕お於ての惟一の神すあひち父あるの  
 み萬物これより生われら之お歸す又ひとりの主即ちイエスキリストあり



萬物これ自由にせられらるも之自由にして然ども斯る事を知らず今に至りて尙心  
 小偶像を顧み之を偶像小獻し物と意て食する者あり是故あるの心弱して  
 汚るゝありハ神と我儕の關係の食物に由に非ず食するも益ることある食  
 せざるも損ることあるし然と爾曹慎みて其自由を柔弱者の躓とあす勿を  
 人もし知識ある所の爾曹の廟に坐して食するを見む柔弱者の心これに  
 勸られて偶像小獻し物を食せざらん手又キリストの代て死たまひし弱  
 き兄弟爾の知識に因て淪亡せざらん手此の如く爾曹兄弟お罪を犯し其弱  
 き心を傷めしむるのキリストに罪を犯すあり是故お若し食物わが兄弟  
 を礙かせむ我の兄弟を礙かせざる爲に永久も肉を食はじ  
 我の使徒に非ずや我の自主お非ずや我の我儕の主イエスキリストを  
 見しお非ずや爾曹が主お在の我が工お非ず手われ他人お使徒お非ず  
 ども爾曹にの使徒なり蓋あんからの主に在の我が使徒の職の印あるを也  
 我ことを語そ者に答ふるの此ありわれら飲食を受る權なき手われ

ら他の使徒等および主の兄弟とケバとの如く姉妹ある妻を携ふる權あり  
 手惟われとバルナバのみ工を止るみとを得ざらん手誰か軍に出て已の  
 財を費す者あらんや誰か葡萄園を樹て其果を食する者あらんや誰か羊を  
 牧て其乳を飲する者あらん手わ色人の事おのみ循て之を言んや律法も  
 亦かく言に非ずやモ一セの律法お穀物を礙そ牛に口籠を繋べからずと  
 録されたり神牛の爲に慮かり給へる手又の我儕の爲おの之を言たま  
 ひし手この我儕の爲に録し給へる也ろの新す者の望ありて耕し穀物を礙  
 す者の其穀物を得の望ありて礙の宜なれ也我儕もし爾曹の爲に靈の  
 物を播たらん爾曹は肉の物を殺取の大事あらん手他の人もし此權威を  
 爾曹に上お有を況て我儕をや然と我儕の權威を用ずキリストの福音に  
 阻礙あさやうに我儕すべて此事を犯ふあんから知ざるか聖事を務る者  
 の服の物を食し祭壇に専る者の祭壇と共に其狼を取て此の如く主  
 福音を宣傳る者の福音に由て生活んことを定め給へり然と我此等の事



の一をも用ず亦かくの如くせられん爲に之を言遣る非ず蓋わが誇る所  
 を人に虚くせられんよりの寧ろ死るの我に善事あれを也 われ福音を宣  
 傳ると雖も誇るべき所なし已を得ざるあり若われ福音を宣傳へずを實に  
 神なり 若わが好て之を行を賞を得ん若われ好ざるも其責任の我と與を  
 然らば我が賞の何ある耶われ福音を宣傳する人をして費あくるキリス  
 トの福音を得しめ又福音を在て我有る糧を妄用する即ち是あり われ  
 衆れ人に向て自主の者あきと更に多の人を得ん爲自ら己を衆の人の奴  
 隸とあせり ユダヤ人への我ユダヤ人の如くあれり此ユダヤ人を得ん爲  
 あり又律法の下にある者への我律法の下に在ざれども律法は下ある者  
 の如くあきり是律法の下にある者を得ん爲あり 律法あき者への我律法  
 あき者の如くあれり是律法あき者を得ん爲あり然と我神に向て律法あき  
 に非ず即ちキリストの律法の下に在あり 柔弱者への我柔弱者の如くあ  
 れり是柔弱者を得ん爲なり又すべての人への我ろの衆の人の狀に循へり

是にかにもして彼等數人を救ん爲あり われ福音の爲に如此れあふ  
 人と共にお福音を與らん爲あり 然らば知らずや馳場を趨る者への皆はし  
 れども褒美を得る唯一人あるを爾曹も得ん爲に趨るべし 凡て勝を競  
 ふ者への何事をも節へ謹むあり彼等への壞れ易き眼を得ん爲わ之を行ひ我  
 儕への壞ざる眼を得ん爲に之を行ふなり 然と我が趨るの定向あきが如  
 きに非ず我が戦の空を撃が如きに非ず 己の體を撃て之を服せしむ蓋は  
 かの人を救て自ら乘られんことを恐れを也

**第三章** 兄弟よ我あんちらが左の事を知ざるを欲まず夫われらの先祖のみ  
 む雲の下に在る海を過みあ雲と海にてバプテスマを受けてモーセに屬  
 り 皆あはしく靈の食物を食し 四 みる同く靈の飲物を飲り此かれらも從  
 へる靈の磐より飲たる也ろの磐の即ちキリストあり 然と彼等の中おほ  
 くの神の心に適ざるが故に野へて滅されたり 六 此等の事への我儕をして彼  
 等が嗜し如く惡を嗜ざらしむる我儕の鑒あり 七 民の坐して飲食し起て舞



りど録さされたる如く彼等のうち或者の行しお倣まて爾曹偶像を拜者をとある勿れハ また彼等のうち或者奸淫かんいんを行ひ一日に二萬三千人死たり彼等お倣まて我儕われら姦淫かんいんとべからず 又かれらの中あるものキリストを試こして蛇お滅ほろされたり彼等お倣まて我儕も試こむべからず 又かれらの中あるものキリストを試こして蛇お滅ほろ滅ほろと者に滅ほろされたり彼等に倣まて爾曹も怨言つげありれ 彼等お遇あはれる此すべての事ことの鑒かみとなれり且これらの事を録さされたるの末世すゑのよに遇あはれる我儕を警いましむる爲ためあり 然しかを自ら立たりと意いふ者ものの傾たるるやうお慎つしむべし 爾曹お遇あはれし試こ惑まの人の常つとあらざるのなし神の信まある者あり爾曹を耐こらふふと能あたざる試こ惑まに遇あはせし爾曹お其試こ惑まを耐こらふふとを得えん爲ために其こにろへて逃のがるべき途みちを備そへ給たまふべし 然しかを我われが愛あいする者ものよ偶像を拜はいする事を避さぐべし われ智者ちやに言いふとく言いふら爾曹お言いふところを密ひそかへし 我儕お祝いはふ所ところの祝いはふ杯たまの同どうにキリストの血ちを享たるるに非あらずや我儕お驛まところのパンぱんの同どうにキリストの體からだを享たるるに非あらず乎や 潘ぱんの惟一たいていあり多おほく我儕もまた一體いったいあり蓋おほとみ一ひとのパンを

同どうに享たるるに非あらずや 肉にくに屬ぞするイスラエルいれ人を觀みよ祭物さいぶつを食くらふ祭壇さいだんに與ある者ものに非あらずや 然しかバ我われいへる事ことの何なにや偶像ごうざうの有あるものと言いふら然しからず偶像ごうざうに献さし物ものの有あるものと言いふら然しからず 我われいへる異い邦ほう人の献さる物ものの神かみに献さるに非あらず惡鬼あくまに献さるあり我われなんぢらが惡鬼あくまと交まじるを欲ほまず 三さん 主しゅの杯さかづきと惡鬼あくまの杯さかづきとを兼あ飲のむと能あたはず主しゅの筵むしろと惡鬼あくまの筵むしろとに兼あ伴ある能あたはず 三さん わきら主しゅの嫉妬あやまを激おどさんとする手てわきら主しゅよりも強つよき者ものあらん乎や 三さん 凡みなの物ものわれに可よらざるあり然しかと凡みなのもの益えきあるに非あらず凡みなの物ものわれに可よらざるあり然しかと凡みなのもの徳とくを建たるに非あらず 人ひとみな己おのれの益えきを求もとむるらく各人ひとの益えきを求もとむべし 凡みなて市いちに鬻うるもの良りやう心の爲ために問とふとせずして食くらふべし 三さん 凡みなの地ちと之これに盈ある物ものの主しゅの屬ぞるべき也なり 爾曹なんぢらもし不信ふしん者ものに請まをふらて往ゆくとせむ凡みなて爾曹なんぢらの前に陳ちんる物ものを良りやう心の爲ために問とふとせずして食くらふべし 三さん もし人ひとあんぢらに此この偶像ごうざうに献さし物ものありと云いふ告つし者ものの爲ためまた良りやう心の爲ために之これを食くらふ勿なれ蓋おほ地ちと之これに盈ある物ものみな主しゅの屬ぞるべき也なり 良りやう心しんとの爾曹なんぢら



の良心に非ず他の人の良心を言ふ如何んや他の人の良心に我自由を罪に擬らるゝふとを爲んや 若わき感謝して食するふとを爲ん何ぞ其感謝する所のもれに縁て設らるゝふとを爲んや 然を爾曹食ふにも飲にも何事を行ふにも凡て神の榮を顯すやうに行ふべし ユダヤ人をもギリシヤ人をも亦神の教會をも礙かする勿れ 即ち我すへて此事に於て衆の人の心に適ふやうにし彼等が救せん爲ん己の益を求す許多れ人れ益を求るが如くすべし

**第三章** 我キリストに效ふ如く爾曹われに效ふべし〇 兄弟よ爾曹すべての事お放て我を記念のつ我あんからに傳へし如く其傳を守るに因て我なんぢらを嘉 凡の人の首のキリストあり女れ首の男ありキリストの首の神ありと爾曹が知んふとを願ふ 凡て男の首に物を蒙りて祈禱をあし或の預言する時の其首を辱しむる也 凡て女の首に物を蒙りて祈禱をあし或の預言する時の其首を辱しむるあり此の薙髪と一にして異ふとあ

し 女もし物を蒙らず髪を剪べし然と髪を剪また薙ふと若し女の恥べきふとあらむ物を蒙るべし 男の神の像と榮あれを其首に物を蒙るべからず女の男の榮あり 凡の男の女より出しに非ず女の男より出たれ也 又た男の女の爲に造られしに非ず女の男の爲に造らるし也 是故に女の天使れ故に縁て首に權を有べき者あり 然と主に在ての男の女に由ざるふとあく女に男に由ざるふとあし 女の男より出し如く男の女に由て出まかして萬物みる神より出るあり 爾曹みづら辨ふべし女物を蒙らずして神お祈るの宜きふとある乎 男もし長髪あらば恥べきふと也と爾曹自然不知に非ずや 然と女もし長髪あらむ其榮なり蓋かむりものゝ代に髪を賜ひたさば也 縦ひ争ひ論ずる者ありとも此の如き例の我儕にも亦神の教會にも有ふとあし〇 我みそらの事を命じて爾曹を嘉ざるの爾曹の聚會益を受ずして反て損を招けバ也 先あんから教會に集るとき其うち互に争ひ分るゝふと有と聞き我畧みれを信す 凡の正き者の爾曹



の中に顯せんため異端れみらざるを得ざきべ也 二十  
 主の晚餐を食するに非ず 三 人の食するるとき各人まづ己の晚餐を食するに  
 因あるひの飢る者あり或の醉飽る者あき心也 三  
 さう神の教會を慢じ又乏者を辱めんとする手わき何を言ん此に因て  
 爾曹を嘉べきや我の嘉ざるあり 三  
 我あんぢらに傳し事の主より授られた  
 るあり即主イエス賣るゝ夜パンを取 祝して之を擘いひけるの取て食せよ  
 此の爾曹の爲に擘るゝ我體あり爾曹も如此れみらひて我を憶よ 食して  
 後また杯をとり前の如くして曰けるの此杯の我が血にして立る所の新約  
 あり爾曹も如此れみらひて飲ぶときに我を憶よ 爾曹のパンを食し此杯  
 を飲ぶときに主の死を表して其來る時まで及ぶあり 然らば宜に合すして  
 此パンを食し主の杯を飲者の主の體と血を干あり 人みづから省みて後  
 ろのパンを食し其杯を飲べし 宜に合すして食飲する者の其食飲に由て  
 自ら罰を招くあり蓋主の體を辨へざるに因 是故に爾曹の中に弱き者病

の者また寝たる者多し 我儕もし自ら己を宿しあらを罰を蒙るゝと無り  
 しあらん 然ど今罰せらるゝの主の我儕を懲しめ給ふあり是我儕をして  
 世の人と同罰を蒙ること無らしめん爲あり 是故に我が兄弟よ集りて  
 食せんと互に相待べし もし飢あば其家にて食すべし是あんぢらの聚  
 會罰を蒙るに至らざらん爲あり其ほかの事の我いたらん時みれを定ん  
 第一 兄弟よ靈の賜について我あんぢらが知るを欲す 二  
 異邦人ありしとき引誘お隨ひて言ひざる偶像の下お誘れ往しし爾曹の知  
 ところ也 是故に我なんぢらに示さん神の靈に感ぜざれをイエスを主と謂わたんす  
 四 証ふべき者と謂ものあし又人聖靈に感ぜざれをイエスを主と謂わたんす  
 賜の殊あれども靈の同じ 職の殊あれども主の同じ 六  
 また行爲の殊あ  
 れども一切の事を衆の人の中行ふ神の同じ 靈の賜を各人に賜し利益  
 を得しめん爲あり 或の靈によりて智慧の言を賜り或の同じ靈に由て知  
 識の言を賜り 或の同じ靈に由て信仰を賜り或の同じ靈に由て病を醫す



能を賜り 或の異能を行ひ或の預言し或の靈を辨へ或の方言をいひ或の方言を譯するの能を賜れり 然ど凡て此等の事を行ふ者の同く一靈あり彼の心のまゝに各人に頒與るあり 體の一にして多の肢あり一體の凡の肢の多々きども一の體ありキリストも亦かくの如し 或のユダヤ人あるひのギリシヤ人あるひの奴隸あるひの自主に拘らず我等みあ一靈に在てパテスマをうけ一の體とあり又みあ一の靈を飲り 一の體の一肢のみに非ず多あれば也 足もし我手に非ざるが故に體に屬せずと云べしに囚て體に屬せざる手 また耳もし我目に非ざるが故に體に屬せずと云べし 心もよりて體に屬せざる手 もし全身目あらを聞とてろの安否や若し全身耳ならを喚とてろの安否や ろき神の心のおまゝに肢をねのく體に置たまへり 若みあ一の肢あらを體の安否や 肢の多々きども體の一あり 目の手に我あんちを用ゐしと謂を得ず又頭も足も我あんちを用ゐしと謂を得ず 體のうち尤も柔しと見る肢の却て無るべからざる者あり

體のうち尊ゐらずと意ふ所に物を經て我儕殊に之を尊ぶ之に囚て我儕の不美とてろの愈て美しく爲あり 我儕の美しき所の心を及む神の其劣れる所に殊に尊貴を加て體を調和たまへり され體のうち分事ある諸の肢たがひお和顧み扶けん爲あり もし一の肢くるしまを諸の肢どもに苦み一の肢たふとばれなば 諸の肢どもに喜ぶなり 爾曹のキリストの體にして亦ねのく其肢あり 神の第一に使徒第二に預言者第三に教師の次に異能を行ふ者次に病を醫す能を受し者救濟する者治理者方言をいふ者を教會に置たまへり 是みあ使徒あらん乎みあ預言者あらん乎みあ教師ならん乎みあ異能を行ふ者ならん乎 とも病を醫す能を有る者ならん乎とも方言をいふ者ならん乎とも譯する者ならん乎 あんちら至美たる賜を慕ふべし尤も善道を爾曹に示さん

假令わき誰の人の言ふよび天使の言を語るとも若し愛あくべ鳴銅や響銀の如し 假令わき預言するの能あり又すべての奧義と誰の學術



に達し又山を移すほどなる諸の信仰ありと雖も若し愛なくば數るお足ぬものあり 假令わが我をすべての所有を施し又焚るゝ爲わが身を予るとも若し愛なくば我に益あし 愛の寛忍をあし又人の益を圖るあり愛の如ます誇らず驕傲らず非禮を行はず 己の利を求めず輕々しく怒らず人の惡を念はず 不義を喜ばず眞理を喜び 凡る事包容おほよる事信じ凡る事望み凡る事忍あり 愛の永久も墮るごとあし然と預言の廢り方言の息知識も亦廢らん 我儕の智識全ならず預言も全うらず 全き者きたるときに全うらざる者廢るべし われ童子の時の語るところ童子の如く識るともろ童子の如く慮るともろ童子の如くありしが成人て童子の事を棄たり わきら今鏡をもて見ごとく見ところ昏然あり然と彼の時に面を對せて相見ん我いま知こと全うらず然と彼の時に我が知るゝ如く我忘らん ろを信仰と望と愛と此三の者の常に在あり此うち尤も大ある者の愛あり

**第十四章** なんぢら愛を追求あつ靈の各様の賜を慕べし殊に慕ふべき預

言する事あり 方言を語る者の人に語るに非ず神に語る也ろの靈に由て與義を語ると雖も曉る者あけきを也 然と預言する者の人に語りて其徳をたて勸勉をあし安慰を予るあり 方言を語る者の己の徳をたて預言する者の教會の徳を建るあり われ附言がみる方言を語る事も願ふ所の附言が預言せん事あり方言を語る者の若し譯して教會の徳を建るに非ずを預言する者あきより優るあり 然らば兄弟よ我もし爾曹に就り只方言を語りて黙示あるひに知識あるひに預言あるひに教誨を語らず 爾曹に何の益あらん乎 ろを靈あくして聲を出すもの或の笛あるひに琴もし其音別あくば吹とみろ彈とみろを如何で知得んや もし箏さだま りあき聲を出さば誰の戦の備をあさん乎 此の如く爾曹も舌を以て明かあらざる言を出さば何で語る所の事を知得んや此あんなから空氣に語るあり 世間の口音の類れはしと雖も一として其義あらざるあし 是故に若わき其聲の義を知さば語る者に對して我あびすとあり語る者また手に



對して夷とある也 然バ爾曹も靈の賜を慕ふ者あるより教會の徳を建  
 る爲に其賜の豐盛あらんふとを願ふべし 是故に方言を語る者の自ら之  
 を譯せんふとを祈るべし もし方言を以て祈らむ我が靈の祈るふと我  
 が心の爲に果を結ばず 然らバ如何せん我靈を以て祈らん又心を以  
 て祈らん我靈を以て頌はん我心を以て頌はん 然らず爾靈を以て祝する  
 とき思ある者の爾の語るふとを聞きバ爾が感謝するとき如何してア  
 マンと言んや 爾の感謝するの善されど他の人の徳を建ず われ爾曹よ  
 りも多く方言を語るを以て神に感謝を 教會の中在て我方言をもて一  
 萬の言を語らんより寧ろ人を教ん爲小我が心を以て五言を語るを善とす  
 兄弟よ知慧お成ての嬰兒とある勿れ恐お於ての嬰兒とあれ知慧お於て  
 の成人となるべし 律法に録して主いひ給ひく異なる言ことある唇を  
 もて此民に語らん然ども彼等の我に聽じとあり 是故お方言の信する者  
 の爲お非ず信ぜざる者の爲の徴あり然ど預言の信ぜざる者の爲お非ず信

する者の爲あり もし至會一處お集るときは方言を以て語らバ思なる者  
 あるひの信ぜざる者入來らんととき爾曹を狂る者と謂ざらん乎 然ど若み  
 な預言せば信ぜざる者あるひの思ある者入來らんととき此すべての人お由  
 て自己を責この衆の人お由て己の罪を認むべし 此の如く其心お應たる  
 みと露るゝが故お伏て神を拜また神の誠に爾曹の中に在すと言ん ○ 然  
 らバ如何兄弟よ爾曹おつまれる時おのゝに或の頌詩あり或の教誨あり  
 或の方言あり或の黙示あり或の繙譯あり悉く徳を建んために之を爲べし  
 もし方言を語る者あらバ二人また多とも三人に過す次序に循て語り之  
 を譯する者一人あるべし もし譯する者あきとき教會の中に黙して己  
 と神に語るべし 預言する者の二人あるひの三人かたり其餘の者の之を  
 辨ふべし もし傍邊に坐するもの黙示を得バ先に語るもの緘黙べし 爾  
 曹のみ衆の人に學ばせ又勸勉を受しめん爲に一々預言するふとを得  
 べあり 預言者の靈の預言者に制せらる され神の亂の神に非ず和平の



神なり○ 聖徒の諸教會の如く爾曹の婦女等も教會の中に黙さべし彼等の語るを許さず彼等の律法に云る如く順ふべき者ありもし學んとする所あらば室に在て其夫に問べし蓋をんな教會に於て語るの耻べきものとあらば也 神の道の爾曹より出し手また爾曹にのこ來りし手人もし自己を預言者とし或の靈に感ぜし者とせを我あんがらに書遺るものと主の命ありと知べしもし知る者あらむ其知るに任そべし然も兄弟よ預言することを慕ひ又方言を語ることを禁ずる勿れ凡のこと端正かつ次序に循ひて行ふべし

**第十五章** 兄弟よ前に我なんがらに傳へし福音を今また爾曹に告みの爾曹が受しとみろ之に因て立し所あり 爾曹もし我が傳へし言を固く守り徒に信するものとみろ之に由て救れん わが爾曹に傳へし我が受し所の事にて其第一の即ち聖書に應てキリスト我儕の罪のために死 また聖書に應て葬らる第三日に甦へり ケバに現る後十二の弟子に現る給へる

と也 如此あらんれ給るのち五百の兄弟の共在るとき亦みれに現れ給へり其兄弟のうち多の今あは世にあり然ども既に寢たる者もあり 此後ヤコブに現る又すべての使徒に現れ 最後に月たらぬ者の如き我にも現はれ給へり 蓋われ神の教會を迫害せし故に使徒と稱ふるに足ざる者にして使徒の中至微者ある也 然と我かくの如あるを得し神の恩も由てあり我賜し神の恩の徒然からず我の衆の使徒よりも多く勞たり此の我に非ず我と偕にある神の恩なり 是故に我も彼等も此の如く宣傳へ爾曹も亦かくの如く信ぜり○ キリストの死より甦りしと宣傳るに爾曹のうち死より甦ること無といふ者ある何ぞや もし死より甦ることなくばキリストも亦甦らざりしあらん キリストもし甦らざりしあらば我儕の宣るところ徒然また爾曹の信仰も徒然からん 且われら神の爲に妄の證をする者とならん我儕神のキリストを甦らしよと證すれを也もし死し者よみぐへる事なくば神キリストを甦らしむる事あかるべしもし死し者



よみがへる事なくをキリストも甦るふと無りしならん 若キリスト甦らざりしあらしを爾曹の信仰の徒然あんぢらに尙罪を居ん 又キリスト不在て寢たる者も沉淪しあらん 若キリスト由る我儕の望たは此世れみあらしを衆の人の中へて尤も憐むべき者あり 然ど今キリスト死より甦りて寢たる者の復生れ首とあれり うれ人お因て死るふといで人お因て甦るふと出たり アダムお屬る衆の人の死る如くキリストに屬る衆の人の生べし 然ど各人々の次序お循ふ初のキリスト次のキリストに來らんととき彼に屬する者あり 後うれ諸の政ねよび諸の權威と能を滅して國を父に神に付さん是終あり 蓋うれ諸の敵を其足れ下に置ときまでの王たらざるを得ざれを也 最後に滅さるゝ敵の死あり 子の神すべての物をキリストに足下に置給へをなり萬物を其下に置りと云給るときは萬物を其下に置とふるは者其内にあらざるふと明あり 萬物うれに服ふときの子も亦とづうら萬物を己に服ししと者に服ふべし是神すべては物の上お主

たらん爲あり もし死し者全く甦らずを死し者の爲おバプテスマを受けて何の爲にせんとする乎をら死し者れ爲にバプテスマを受る何故や 三 又た何の爲お我儕つねお危険お居や 我儕れ主キリストイエスお在て爾曹おつき我が有る喜をさし慈て我日々お死ると言 若われ人れ如くエペソお於て獸と共お闘ひしあらしを何れ益あらん乎もし死し者甦らずを飲食するお若す我儕明日去ぬべき者あれバ也 爾曹みづら欺く勿れ惡交の善行を害ふなり 三 あんぢら醒て義を行ふべし罪を犯す勿を爾曹れうら神を知らざる者あり我かく言て爾曹を愧しむる也 〇 人あるひと問ん死し者いれ甦るや如何ある身體おて來る乎と 愚なる者よ爾が播とふるは種まづ死さを生ず 又あんぢが播とふるもの將來とゆる所れ體を播お非す麥にても他れ穀にても只粒れみ 然るを神の己れ意お隨ひて之に體を予へ種ごとお其おのくの形體を予へ給ふ 凡れ肉おあし肉お非す人れ肉あり獸れ肉あり鳥れ肉あり魚れ肉あり 天お屬る物れ形體あり地



お属る物は形體あり天に属る物に榮の地に属る物に榮お異あり 四一  
 わり月は榮あり星は榮あり此星と彼星と其榮また各々異あり 四二  
 死し人れ 四三  
 甦るも亦りくれば如し壞る者おて播き壞ざる者お甦さき 四四  
 尊りらざる者お 四五  
 て播き榮ある者お甦さき弱き者おて播き強き者お甦さき 四六  
 血氣は體おて 四七  
 播き靈は體お甦さるるあり血氣の體あり靈は體あり 四八  
 録して始れ人アダ 四九  
 ムの生命ある魂とあり終れアダムの生命を予ふる靈とあると有ごとし 五〇  
 靈は者の先お在らず反て血氣は者さきお在て靈は者れちお在あり 五一  
 人の地より出て土おつぎ第二に人の天より出たる主あり 五二  
 かの土に属る者お凡て土に属る者の似あり彼の天に属る者お凡て天に属る者の似あり 五三  
 われら土に属る者の状を有るの如く後また天に属る者の状を有ん 五四  
 兄弟よ我も色を言ん血肉の神の國を嗣ふと能はず亦壞る者の壞ざる者を 五五  
 嗣ふと能はず 五六  
 就よ我もあんぢらに與義を告ん我儕ことごとく壞るに非 五七  
 ず我儕みな末の筭は响んととき忽ち瞬息間に化せん蓋筭あらんととき死し人 五八

よみぐへりて壞す我儕もまた化すべけれ也 五九  
 みの壞る者の必ず壞ざる 六〇  
 者を衣まぬる者の必ず死ざる者を衣べし 六一  
 此くつる者くちざる者を衣よ 六二  
 の死る者まざる者を衣んととき聖書お録して死の勝お香きんと有る應べ 六三  
 し 死よ爾の刺の安に在や陰府よ爾の勝の安に在や 六四  
 死の刺の罪あり罪 六五  
 の能の律法あり 我儕をして我主イエスキリストお由て勝を得しむる神 六六  
 小謝を 是故お我が愛する兄弟よ爾曹貞固して揺す恒お闘て主の工を務 六七  
 よ蓋あんぢら主お在て其行とあるの勞の徒然からざるを知らり 六八  
**第十八章** 聖徒の爲お金を捐ふと小就てのガラテヤの教會に我が命ぜし 六九  
 如く爾曹も行ふべし 一  
 一週の首の日ごとに爾曹おのく其得ところの利お 二  
 循ひて之を家に蓄へ置ふを我が到るとき始て捐すよと莫らん爲あり 三  
 いたらむ書を爾曹が撰ぶ所の人お予へ爾曹の恵をエルサレムに携へしむ 四  
 べし 五  
 もし我も往べくを彼等わきと偕に往べし 六  
 我マケドニヤを經んと 七  
 それをマケドニヤを經るとき爾曹お就り 八  
 爾曹と偕に留らん或は爾曹と冬 九







新約全書使徒パウロコリント人におくまる後書

第一章

神の旨に出てイエスキリストに使徒とあまるパウロ及び兄弟テモ

テコリントにおある神に教會と徧くアサヤおある凡に聖徒に書を達る願

くの爾曹我儕に父ある神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ

○頌美べきお神即ち我儕に主イエスキリストに父慈悲に父すべてに

安寔を賜ふに神の我儕が諸般に患難に中お我儕を慰めたまふ是

我儕をして神に我儕を慰めたまふ安慰を以て又もろくは患難にをる者

を慰むるよとを得しめん爲あり蓋キリストに苦わきらお多くあるが如

く我儕に安慰もキリストお山て多くわれバ也われら或は患難を受るも

爾曹が安慰と救の爲なり此安慰と救の爾曹に中お動きて我儕が受る如き

苦を爾曹おも同く忍しむるあり我儕あるひに安慰を受るも亦あんちらが

安慰と救の爲あり爾曹が苦を借ふ受る如くまた安慰をも借ふ受るよと

を我儕に知るの故お爾曹おつき我儕が望むとふるの堅し兄弟よ我儕が



アシアアシア於て遇し所の苦難を爾曹が知るを欲せず即ち責らるゝも甚  
 去くして勢ひ當がたく生命を保ん望をも失ふに至れり且われら心中  
 必死を定む是故己を恃ずして死し者を甦らす神を恃めり○神す  
 お我儕を此れ如き死より救ひ今また救へり後も尙わを救ひ給はん  
 んとを望む十二爾曹も我儕の爲祈りて相助く斯て評多れ人おより我儕  
 賜りし恩寵を評多の人も我儕が爲感謝するに至らん○我儕の良心わ  
 せら神れ賜ふ所れ丹心と信實お由また肉れ智慧お由す神の恩寵おより世  
 お在て行ををし特お爾曹お向ひて此の如き行を爲りと證す是わをら  
 る所あり十三我儕なんぢらお書還る所之爾曹が謙とふる曉る所れ外お非  
 ざる也十四わを爾曹が終お至るまで左の事を爾曹の中お識者あるが如く識  
 んふとを望む即ち主イエスの日お爾曹が我儕に由て誇る如く我儕も爾曹  
 お由て誇る是あり十五我み色を信するに因て再び爾曹お益を得させんため  
 前おの先なんぢらに至り十六また爾曹を過てマケドニヤおゆき復マケドニ

ヤより爾曹お歸り爾曹をして我をユダヤの方へ送しめんふとを欲へり  
 我おく定めしとき虚浮心あらん手また我が定しとふる肉お由てさだめ是  
 あり是ありと言また非あり非ありと言んや十八眞實れ神わをら  
 ひて曰る言お是と言また非と言しおとあしと證す十九蓋わをら即ち我とシ  
 ルヲノ及びテモテ爾曹の中お傳たる神の子イエスキリストの是と言また  
 非と言が如き事なし彼おの唯是と言ふと有のみ二十凡て神の約束の彼れ中  
 お是とあり又かきれ中おアーメンとなり我儕お由て神の榮の露るゝお及  
 ぶ二一我儕を爾曹と偕おキリストお堅固し且おをらお膏を沃し者お神なり  
 彼また我儕お印し且質として靈を我儕れ心お賜へり○我いまだコリ  
 ントお至らざるの爾曹を寛容おせんが爲なり我神を願ひが靈れ爲お證を  
 求む二三我儕あんぢらの信仰を主とらんとするお非す唯なんぢらの喜樂を  
 助んとするなり蓋あんぢら信仰お由て立おあり  
 第二書 心を愛を以て再び爾曹お至らじと自ら決たりニ若おを爾をして愛



しめバ我愛しむる所此者の外誰カ我を喜ばせん乎 且前ハ爾曹ハ書遺  
 しの我いたらんとき我を喜ばす可もの反て我を愛せめんふとを恐て也  
 あんちら皆バ喜樂を己ガ喜樂とするふとを信する也 且大なる患難  
 と心の哀痛あるふより多の涙を以て爾曹ハ書遺せり此ハ爾曹をして愛し  
 めんとするハ非ず我あんちらを愛する事の深を知しめん爲あり○  
 愛しむる者あらバ我を愛しむるハ非ず愛せんちら衆を愛しむるあり如此  
 いふハ我ふれを甚しく責るふとを欲らざる也 斯る人ハ多人の責を受  
 るト己ハ足り 然バ爾曹ハ反て彼を赦し慰むべし恐クハ彼之ハはだしく  
 愛ハ沈まん 是故ハ我あんちら此愛を彼ハ厭さんとを爾曹ハ勸む 且  
 前ハ書を爾曹ハ遺りしハ爾曹ハ凡の事ハ順ふや否みよるミ之を知ん爲  
 なリ ならん何事ハよらず人を赦とあらバ我また之を赦さん我もし赦  
 し事あらバ爾曹ハ爲キリストの前ハ赦しあり 是わをらサタンハ勝  
 ざらん爲なり我儕ハ此詭計を知ざるハ非ず○ 我キリストの福音の爲

ハトロアスハ至り主わガ爲に門を開き給ひしハ わガ兄弟ヲトスハ迷さ  
 るガ故わガ心安からず彼等に別を告てマケドニヤハ往り 常に我儕をし  
 てキリストハ在て勝を得しめ且かれを知の香を我儕をもて運ク所キリ  
 感謝を 救る者ハ就ても沈淪者ハ就ても我儕神の爲にハキリストの馨  
 香あり 沈淪者の爲ハ死の香にて彼等を死ハ至しむ救る者ハ爲にハ  
 生の香ハ彼等を生に至らしむ誰カ之ハ堪んや 我儕ハはくの人の如ク  
 神の道を混亂せず即ち誠により神に由て神の前ハキリストハ在て言ふ  
 り

**第三章** 我儕また自ら己を薦めん乎われら或人の如ク人より薦書を受て爾  
 曹に與し或ハ爾曹より薦書を受て人ハ與すべき者あらん乎 爾曹ハ我儕  
 の書あり即ち我儕心に書せり衆の人の知どころ讀とある也 爾曹ハ明カ  
 に我儕ガ役事に由て筆るキリストの書なり是墨に非ず活神の靈にて記し  
 又石碑ハ非ず心の肉碑に記したり 我儕キリストハより神ハ向ひて此の



如き信仰あり 然と我儕己おのれ由よて自ら何事をも思得るおもひお非ず我儕の思得  
 るの神お困り 六 かれ我儕をして新約の役者とあるお足しむ儀文お事るに  
 非ず靈お事ふる也うの儀文の死し靈の生せをあり 七 終お廢るべきモーセ  
 の面の榮お困こてすらいスラエルの人々うれの面を注目と能ざりき斯く  
 石に鑿し儀文の死法おは榮あるときハ 況て靈の法の榮おらざらん乎  
 罪を定むる法もし榮おらむ況て義とする法の其榮さらお愈らざらん乎 昔  
 榮ありと爲しものも後の榮に比れを榮なき者となれり蓋のちの榮の更お  
 愈れるお縁てなり 十二 もし廢らん者に榮ありしおらむ況て長存る者お榮お  
 らざらん乎 十二 われら此の如きことを望むが故お侃々して言あり 十三 是モ  
 セグイスラエルの人々お其廢らんとする者の結局を慮ざらん爲お帕子お  
 て其面を蒙し如きお非ず 然と彼等心を頑おせり今日に至るまで彼等舊  
 約を讀とき其帕子おは存れり其存て廢らざるの此キリストに由て廢るべ  
 き者おれば也 十五 今日に至るまでモーセを讀とき其帕子おは其心を蒙へり

十六 然と其心主お歸するに及む其かおはひ除あるべし 主の即ち彼の  
 靈あり主の靈ある所おの自由あり 十六 凡て我儕帕子おくして鏡に照すが如  
 く主の榮を見榮お榮いや増りて其おらむと儵お化する也これ主するのち靈お  
 由てあり

第四章 われら思意を蒙りて此職を受たれを敢て臆せず 耻べき隱匿たる  
 事を棄て詭譎を行す神の道を混さず眞理を顯して神の前お己を衆の人の  
 良心お質あり 三 我儕は福音もし隠あらむ沈淪者お隠るゝ也 四 此の如き人の  
 此世の神の心を盲したる不信者あり是神の作なるキリストは榮の福音  
 の光をして彼等を照さしめんが爲あり 五 われら自己の事を宣るお非  
 ず唯キリストイエスの主たること又われらイエスお由て爾曹の僕たること  
 を宣るあり 六 光お命じて暗より照出しめたる神我儕をしてイエスキリス  
 トの面おある神の榮光を知の光を顯さしめん爲お我儕の心を照し給へり  
 七 我儕この寶を瓦器お藏り是おはいお優たる能お我より出るお非ず神の



能ある事の顯れん爲あり 八 われら四方より患難を受れども窮せず詮かた  
 盡れども望を失はず 九 迫害るれども棄られず跌倒るれども亡す 十 われら  
 何處へ往ふも常おイエスの死を身お負り此のイエスの生ることを我儕  
 の身お顯れしむる也 十二 夫われら生者の常おイエスの爲お死お付さるゝの  
 イエスの生ることを我儕が死べき肉體お顯れしむる也 十三 斯て死の我儕お  
 動き生の爾曹お動くなり 十四 録して我信するお因て言いと有ごとく我儕も  
 此のごとき信仰の靈お信するに因て言なり 十五 我儕の主イエスを懸ら  
 しゝ者のイエスと偕に我儕をも懸らせ亦我儕をして爾曹と偕お立しむる  
 事を知り 十六 萬事の皆あんぢらの益とあさり此のろの滋 恩はほくの人の  
 感謝お由て神の榮を顯さん爲あり 十七 是故お我儕臆せず我儕が外ある人の  
 壞るゝとも内ある人の日々お新あり 十八 夫我儕が受る片刻の輕き苦の極て大  
 ある窮なき重き榮を我儕お得しむる也 十九 我儕が顧る所の見る所の者お非  
 ず見ざる所のもの也 二十 見る所の者の暫時おして見ざる所の者の永遠け

色バ也

**第五章** 我儕の色を知らざらば地にある幕屋もし壞るゝ神の賜ふ所の屋天  
 おわり手おて造ざる窮なく有ところの屋なり 二 我儕の幕屋お居て歎き天  
 より賜ふ我儕が屋を衣の如く著んとを深く欲へり 三 誠に著よとを得ば裸  
 おあるよと無らん 四 我儕の幕屋おをり重を負て歎きあり之を衣の如く  
 脱んことを欲はず彼を衣の如く著んことを欲ふ是生お死べき者の香せん  
 が爲あり 五 是れ此事お應ふ者と我儕を爲し給ふ者の神あり彼靈を其質とあ  
 して我儕お賜へり 六 是故に我儕の心つねに剛毅また身に居らちの主より  
 離居ことを知り 七 蓋おさら見る所に憑す信仰に憑て歩めバ也 八 我儕の心  
 剛毅もつとも欲ふ所の身を離きて主と偕に居んよと也 九 是故に我儕身に居  
 ても身を離きても彼の心に適んよとを勉む 十 蓋おさら必ず基督キリストの  
 臺前に出て善おもあせ惡にもあせ各々身お居て爲し所のみとお循ひ其報  
 を受べき者おれバ也 〇 如此われら主の畏べきを知が故お人お勸む我儕



すでお神に明りに知れたり亦あんぢらの良心も明るお知れたスならん  
 と意ふ 我儕また自ら己を爾曹お勸す我儕の爲お誇るべき原を爾曹お  
 ふ是あんぢらが之を以て彼の外貌おより心お由ずして誇る者お咎ん爲な  
 り 我儕もし心狂るあらむ是神の爲あり心憚らば是あんぢらの爲あり  
 キリストの愛わきらを魁せり我儕思に一人衆の人お代て死たきバ衆の  
 人そでに死たる也 今の衆の人お代て死しハ生者をして以後おのが爲あ  
 らで己お代り死て廻りし者のためお世を過しめんとて也 是故お今より  
 後われら肉體に依て人を識まじ我儕肉體に依てキリストを識しかども今  
 より後ハ此の如く之を識まじ 是故お人キリストに在るときハ衆に遣はた  
 る者あり舊の去てみお新しく作あり 一切のもの神より出かれキリスト  
 おより我儕をして己と和がしめ且今の和がしむる職を我儕に授く 即ち  
 神キリストお在て世を己と和がしめ其罪を之に負せず且和がしむる言を  
 我儕お委たまへり 是故に我儕召きてキリストの使者とあきり即ち神わ

きらふ証あんぢらを勸給ふが如し我儕キリストお代て爾曹が神お和が  
 んふとを爾曹お求ふ 神罪を識ざる者を我儕代お罪人とおせり是我儕  
 をして彼お在て神に義とあるふとを得しめん爲なり

第六言

神と偕お勞く所は我儕なんぢらお勸む爾曹神に恩を徒らお受るふ

と勿き うれれ曰われ慈恵の時お爾お聴また救の日お爾を助たりと今ハ恩  
 恵ハ時あり今ハ救ハ口あり 我儕お職を誘るふと無らん爲お何事お  
 も人を躓かせず 且おれら凡ハ事お於て己神に役者ハ如く行ひて己に義を  
 人お顯せり即ち多ハ忍耐も患難も窮乏も困苦も 責打も獄も  
 入も擾亂ハ時も勤勞も睡ざるも食ざるも 貞潔もと知識と  
 恒忍と仁慈と聖靈と偽るも愛と 眞の道と神に能と左右お在とある  
 此義ハ武器を用ゐ 又榮耀羞辱惡名令聞お由て己の義を人お顯せり  
 人を惑す者に似たれども眞實人に知さざるに似たきども人に知さ死た  
 る者に似たれども生るもれ責を受るに似たれども懲されず 憂るに似た



れども常に喜び貧きに似たきども多の人を富し何も有ざるに似たれども  
凡れ物を有り○<sup>十二</sup> コリント人よ我儕は口あんぢらに啓け我儕は心廣みれ  
<sup>十三</sup>り 爾曹われらに狹らるゝに非ず反て己が心に狹らるゝ也 われ爾曹に  
語るよと我子に語るが如し爾曹も自ら心を廣して我に報をあすべし<sup>十四</sup> あ  
んから不信者と親みられ蓋義と不義と何れ偽あると有ん光と暗と何れ  
交るよとの有ん<sup>十五</sup> キリストとペリアルと何の合よとか有ん信者と不信者  
と何の干るよと有ん<sup>十六</sup> 神は殿と偶像と何れ同きよと有ん夫あんぢら  
の活神の殿あり神嘗て我のれらの中に住り且あゆまん我のれらの神とあ  
り彼等とが民とあらんと曰給ひしが如く<sup>十七</sup> 又あんぢら彼等の中より出て  
之を離れ汚穢お捫るよと勿れ我あんぢらを離ん<sup>十八</sup> われ爾曹の父とあり爾  
曹わが子女と爲べしと曰る是全能は主は言あり<sup>十九</sup>  
<sup>二十</sup>然らば愛する者よ我儕の約束を得たれば肉と靈の凡の汚を去て自  
己を潔くし神を畏れて聖潔よとを成就せべし<sup>二十一</sup> 爾曹われらを容納よ我儕

誰おも不義をなさず誰をも損はず誰をも欺めし事あし<sup>三</sup> われ如此いふの  
爾曹を責んとお非ず蓋われ既に言る如く爾曹恒に我儕の心に在て共に死  
どもに生んと欲あり<sup>四</sup> われ爾曹を信するよと大あり又あんぢらに縁て  
<sup>五</sup> 誇おはし我儕が受る凡の患難の中にも我お慰め満ち悦び餘あり 蓋わを  
らマケドニヤに至る時我儕の肉をこしも安ことおく各様の患難にあひ  
<sup>六</sup> 外にの争ひ内にの懼ありき 然と心愛る者を慰め給ふ神テトスの至るに  
<sup>七</sup> 因て我儕を慰め給へり 第に其至るお因て耳あらず爾曹の思慕ところ又  
<sup>八</sup> 憂愁ところ又わをばに向ふ爾曹の熱心を我に告るとき彼が自ら安慰を得た  
<sup>九</sup> る其安慰を以て我儕を慰め給へり是故に我ますく喜べり 且書書を以  
<sup>十</sup> て爾曹を愛せしを巽にの悔たきども今の悔す蓋よを其書に因て爾曹を  
<sup>十一</sup> 愛せしめし暫時の間ありしを知らざれば也 今日が喜ぶの爾曹を愛せし  
<sup>十二</sup> に因に非ず爾曹の愛て悔改むるよとを爲しに因て也あんぢら神に循ひて  
<sup>十三</sup> 愛るよより我儕に少も損はるゝ事あし<sup>十四</sup> りれ神に循ふ愛の悔あされば救を



得の悔改に至らしむ然と世の憂の死に至しむる也 爾曹が神に祈ひて  
 し所の事を祝よ爾曹が如何ある勉勵また自訴また慈悲また畏懼また懇  
 また熱心また罪を責る心を生ぜしや一切あんちら彼事お於て自ら潔と  
 を表せり 且書を爾曹お達りし不義を爲たる者のために非ず又不義  
 を受たる者れためにも非ず只且れらが爾曹の爲に有とろの熱心を神の  
 前にて爾曹お示さんふと欲てあり 是故に我儕安慰を得たり我儕が安  
 慰を得たる上おテトスれ喜に縁て益々喜べり蓋テトスれ心あんちら衆に  
 縁て平安を得たきべあり 且れ爾曹の事を彼お誇しかど之を愧とせず我  
 儕が爾曹に語し言のまな眞實ありし如くテトスれ前お誇し言も亦眞實あ  
 り 彼の爾曹衆人の恐懼戦慄おのれを接て従ひしことを憶いだし益々  
 の心に爾曹を愛せり 且れ凡の事を爾曹お託べきを信す是故に喜べり  
**第八章** 兄弟よ我マケドニアの諸教會に賜りし神の恩を爾曹お告 即ち大  
 ある難の中お試を受るとき彼等の喜び甚だしく亦大ある其貧かれらの怪

あく施す所の富厚を慕せり 我らも色を證そ彼等聖徒の爲に施濟を共にせ  
 んふとを切に我儕に求め自ら應て其力量に祈ひ且るれ力量に過て施そふと  
 をせり 如此おふみひて我儕が望を成しのみならず神れ意旨に循ひ先已  
 を主に飲へ次に我儕に飲たり 是故に我儕テトスれ曩に爾曹をして此恩  
 を行ひしむる事を偲たれ 今も色を成就せんふとを彼に勸む あんちら  
 諸事をなひち信仰と言と知識と凡れ勉勵および我儕に向ふ愛心に富る  
 如く此恩にも富べし 我かく言ひ爾曹に命するに非ず然と他の人勵むに  
 縁てあり且あんちら愛れ實を試さんが爲あり 爾曹われられ主イエス  
 キリストれ恩を知るれ富る者ありしが爾曹れ爲に貧き者とあれり是る  
 んちらが彼れ窮乏に由て富る者とならん爲あり われ施濟れ事おついで  
 我ら意を示せり是あんちら益あり蓋爾曹の他れ人に先ち此事を一年前  
 お行ひ始しれみあらず以前より之を行ひんふとを願へる者なれ也 然る  
 今あんちら其作とあるをば遂よ爾曹が篤く願しごとく其所有お祈て之を



成遂べし十三もし人ねがふ志わらむ其無ところ十四小循す其有とある十五小循て給ふべし十六われ他十七人十八を安逸して爾曹を困苦めんとする十九小非平均せん二十よとを欲ふ爾曹二十一に餘あるを以て彼等二十二に足ざるを補ひ二十三亦二十四おれらに餘あるを以て爾曹二十五に不足を補ひて平均せん二十六が爲なり二十七録して多く二十八斂る者も餘わらず二十九少く斂る者も足ざる事ありしと有三十が如し三十一○爾曹三十二に向ふ熱心を我三十三と同く三十四テトス三十五に心三十六お賜ひし神三十七に謝三十八と蓋三十九おき我四十が勸四十一を納四十二つ熱心四十三ある者四十四にして自ら願四十五て爾曹四十六お往り四十七亦四十八わら彼四十九と偕五十に一人五十一に兄弟五十二を遣五十三せり此人五十四の福音五十五をもて諸教會五十六に中五十七に頌美五十八を得たる者あり五十九第六十此六十一あらず我六十二儕六十三が主六十四に榮六十五と爾曹六十六に熱心を彰六十七さんとして掌理六十八とある六十九此七十に餽物を獲七十一ふる爲七十二小諸教會七十三に選七十四て我七十五儕七十六と偕七十七お往り七十八也我七十九儕八十に彼八十一を送八十二し八十三の謂八十四多八十五に餽物を掌理八十六ふとにより八十七譏八十八て人八十九お誘九十を受九十一るよとある九十二らん爲九十三あり九十四我九十五儕九十六が如此九十七する九十八の主九十九に前一百にみあら一百一ず人一百二に前一百三にも善一百四らんよとを慮一百五るあり一百六我一百七儕一百八また一人一百九に兄弟一百一十を彼等一百一十一と偕一百一十二お遣一百一十三せり我一百一十四儕一百一十五志一百一十六バ一百一十七彼一百一十八を多事一百一十九お用一百二十ゐて其熱心一百二十一あるを知ら一百二十二れ深く爾曹一百二十三を

信一ずるに縁二て今三殊四お熱心五にあり六テトス七に事八を言九バ彼十に我十一儕十二に伴十三偕十四あり又十五われ十六と偕十七に爾曹十八に爲十九小勤二十る者あり二人二十一に兄弟二十二等二十三れよとを言二十四バ彼等二十五の諸教會二十六に使者二十七ありキリスト二十八に榮二十九あり是故三十に彼等三十一と亦三十二諸教會三十三に前三十四小爾曹三十五の愛三十六と我三十七儕三十八が爾曹三十九おついで四十誇四十一しよとに證四十二とを顯四十三すべし四十四第四十五爾曹四十六に施四十七す事四十八おついで四十九我五十あん五十一からに書五十二遣五十三る五十四お及五十五ず蓋五十六わら爾曹五十七の熱心五十八を知五十九バあり即六十ち爾曹六十一の事六十二をマケド六十三ニヤ人六十四に誇六十五りてアカ六十六ヤ六十七の去年六十八より六十九既に備七十を七十一あせり七十二と七十三言七十四り且七十五あん七十六から七十七の熱心七十八おほく七十九の人八十を激八十一せたり八十二然八十三ど我八十四儕八十五が爾曹八十六に就八十七て誇八十八りしよとの虚八十九あらんよとを恐九十る我九十一が言九十二し如九十三く爾曹九十四を九十五し九十六て備九十七を九十八あさしめん爲九十九に兄弟一百等一百一を遣一百二せり一百三恐一百四ぐ一百五のマケド一百六ニヤ人一百七われ一百八と偕一百九に來一百一十り爾曹一百一十一が備一百一十二せざるを見一百一十三ん一百一十四とき爾曹一百一十五のいふ一百一十六に及一百一十七ず我一百一十八儕一百一十九まで此一百二十疑一百二十一のす誇一百二十二し一百二十三に因一百二十四て愧一百二十五を受一百二十六ん一百二十七是故一百二十八に我一百二十九兄弟一百三十を帶一百三十一て先一百三十二あん一百三十三からに往一百三十四しめ彼等一百三十五をして一百三十六糞一百三十七に爾曹一百三十八が告一百三十九し所の惠一百四十れよとを預一百四十一じめ備一百四十二しむる一百四十三の必一百四十四ず爲一百四十五べきよと意一百四十六る一百四十七あり蓋一百四十八わら施濟一百四十九をしむ心一百五十よりあさず惠一百五十一む心一百五十二より爲一百五十三しめんとす一百五十四き也一百五十五ろ



是少播者すくまばらの少すくま穫かりおほく播者ばらの多おほ穫かりべし 各人おのの心こころの中に欲ほふ所ところに隨したがひて施ほそべし 愛あて爲なすべからず亦強あて爲なすべからず蓋おほ神かみの喜よろこびて施ほそす  
 るもれを愛あし給たまへばあり 神かみの爾曹なんぢらをして常つねに凡すべの物ものに足たるゝとあく  
 凡すべれ善よき事を多おほく行おこふしめん爲なすに諸すべの恩めぐみを多おほく爾曹なんぢらに賜たまへ得うべあり 録として  
 彼かれの徳とくく施ほし亦貧者あはれに予たまたり其義たしの窮かぢあく存たんとあるが如ごとし 播者ばらに  
 種たねを予たまへ食くひれ爲なすにパンぱんを備そなへたまふ者ものの爾曹なんぢらは種たねを繁か殖やくし亦あんぢらの義  
 の實みを増ま給たまふべし 一いち あんぢら毎事ごとに富たきを吝しく施ほそふもとを得うべ  
 り是人ひとをして我儕われらに由より神かみに感謝かんせしむ 蓋おほみれ施濟ほれみと第たに聖徒せいの  
 乏なを補おぎふのとあらず推おし挽ひめ夥おほく人ひとをして神かみに感謝かんせしむるに至いたる也 一いち  
 彼等かれらの此施ほれ證據あやうにより爾曹なんぢらが言現いひあらしてキリストきりすとは福音えうに從まふもとと吝し  
 なく彼等かれらおよび衆あまの人ひとに施ほするもとを知し され神かみは爾曹なんぢらに賜たまし厚恩あつめに縁ゆかり  
 て爾曹なんぢらを慕あひ爾曹なんぢらの爲ために祈いのて榮さかを神かみに歸かへす 一いち ろれ言盡いひつくされぬ神かみの賜物たま物ものに  
 因よりて我神われかみに感謝かんする也

第五節

我われパウロぱうろ即すなち爾曹なんぢらの中に在ありて爾曹なんぢらと面おもを覲まするときに謙卑へんあんぢ  
 らを離はなるゝとき勇敢者いさましくいまキリストきりすとの柔なれと寛容くわんようを以もて爾曹なんぢらに勸すすむ  
 我儕われらを肉にくに徧あまりて行おこふ者ものあり我われあくの如ごとき人ひとを得うべに勇敢いさましくせんと  
 意いへり只ただねがふ所ところの爾曹なんぢらに會あはれし此こゝの如ごとき勇敢いさましくせざらんもとあり 我儕われら  
 の肉にくに在ありて行おこふも肉にくに徧あまりて戦たたかす 一いち わらわらがる戰たたかひの器うつはに屬ぞくする  
 者ものに非あらず營壘えいりを破やぶるほど神かみに由よりて能あたり 我儕われらの神かみの教おしに逆さかりて建たたる  
 所ところの諸すべの權けんと誦とんを毀くし諸すべの意思おぼを擒とりこにしてキリストきりすとに服まはしむ 一いち われん  
 ちからが全まく服まはしむるときに諸すべの逆さか逆さか者ものを罰おとせんと既に其儕そのをあせり 一いち 爾曹なんぢら  
 の貌かたちの之これを觀みか若ごとし人ひとをみづからキリストきりすとに屬ぞくするものと信ませば復また自ら之これを  
 思おもふべし 己おのれがキリストきりすとに屬ぞくする如ごとく我等われらもキリストきりすとに屬ぞくする者ものありと 一いち 主あの  
 我儕われらに賜たまひし所の權威けんいするものち爾曹なんぢらを敗やぶる爲ためにあらず建たん爲ために賜たまひし者  
 にゆいて愈々誇ほるとも我愧われと爲なす 一いち われを言いふ書を以もて爾曹なんぢらを懼おそしむ  
 る如ごとく見みざらん爲ためあり 一いち 蓋おほりれらの言ことに其書かみの重おもく厳きんく其會あはれるときに



容の儒く其言の鄙と云べあり 此の如き人みきを思ふべし我儕が敗退と  
 きの書の言の嚴きが如く會るときに行ふ事も亦あくの如くあらん 自ら譽  
 る者あり我儕敢て之と匹みきと較るふとをせず然と彼等とづから互に度  
 とづら互に較るべ智る者あり 我儕の量を踰て誇らず惟神われらに  
 願給ひし所の法の量に循ふ我儕の量に循ひて爾曹にまで至れり 我儕  
 の爾曹に至るべからざる者の如く自ら量を踰て爾曹に及るに非ず蓋キリ  
 ストの福音を傳て既に爾曹にまで至るべ也 我儕の量を踰て他の人の功  
 勞を誇らず惟あんちらが信仰いよく篤あり我儕の量あんちらの中に在  
 て更に大あらん事を望む 是れわきら他の人の量小由て既に備るものを  
 誇らず爾曹を越て別の處に福音を傳んが爲あり 誇る者の主を誇るべし  
 蓋とづから譽るに非ずして主の譽るもの可と爲るれば也  
**第十一章** 願くは爾曹少しく我が愚を容よ爾曹之原より我を容る者あり  
 われ神の熱心は如き熱心をもて爾曹を念ふ我あんちらを一人は夫に聘定

せり是なんちらを潔き女としてキリストに獻んとする也 蛇は詭詐にエ  
 バの惑されし如く爾曹の心壞はれてキリストに向ふの誠實を離ん事を我  
 儕懼るもし入きたりて我儕が未だ宣ざる外のイエスを宣んに爾曹ある  
 ひの未だ受ざる外の靈をうけ或の未だ受ざる外の福音を受るときは爾曹  
 能みきを容ん 我の何事にも尤も大ある使徒等に亞すと意ふあり 我の  
 言お拙けれども智識の然らず我儕の事凡の事について爾曹に顯明あり  
 七 われ爾曹を高せんが爲に自ら身りて償ふしに神の福音を爾曹お侍し  
 罪を犯したる手 わき他の教會より奪ひて給料を取らんちらの爲お役た  
 り 又われ爾曹の中に在て乏かりしとき誰をも累せざりき蓋マケドニヤ  
 より來りし兄弟わが乏き所を補ひたれ也すべての事に於て我とづから  
 守て爾曹を累せざりき尙とづから守らんとす 我に在キリストの眞に從  
 ひて我いふ我みの誇る所のみとをアカヤの地おて阻る者あらし 何  
 故や爾曹を愛せざるに因り神知たまへり われ機を求る者の機を絶ん



ために我が行ふ所をみ得行のんとす是彼等をして其誇るとある手儻と同  
 ららしめん爲あり 十三 一の輩の偽の使徒また詭譎を行ふ者にしてキリスト  
 の使徒の貌に變じたる者あり 十四 みを尚しき事に非ずサタンも自ら光明の  
 使の貌に變ずるあり 十五 是故に彼の役者たとひ護の役者の貌も變ずるとも  
 大なる事に非ず彼等の終の必ずの爲とあるに非ずサタンも自ら光明の  
 愚と意ふ勿れ然らずを爾曹をを愚ある者として受納よ是われも少しく  
 誇らん爲あり 十六 わが言とあるの主も循ひて言も非ず愚ある者の如く憚ら  
 ず誇て言あり 十七 多くの肉も因て誇れを我も亦誇るべし 十八 爾曹の智  
 ある者おして喜びて愚ある者を容れをあり 十九 人もし爾曹を奴隷とし人も  
 し爾曹を啖ひ人もし爾曹を劫め人もし爾曹を騙り人もし爾曹の面を批と  
 も爾曹を容るあり 二十 われ辱て言わをらに懦弱者の如あり然と人の  
 強き所おの我も亦強し(わが此如いふに愚あるが如し) 二十一 彼等へプル人ある  
 う我も然り彼等イスラエルの人なるか我も然り彼等アブラハムの裔ある

手われも然り 二十三 彼等キリストの役者あるか我の之に愈れり(わが如此いふ  
 の狂る者の如し)われ勞苦しむと彼等より多く鞭たせしむと彼等より夥し  
 く獄に入せらるゝと多く死に遭ふと屢々あり 又わをの五次ユダヤ人  
 に四十に一を減じたる鞭を受 三たび條にて撲れ一次石おて撃れ三たび  
 破船おわひ一晝夜海にあり 又志をく旅路を経かつ河の難盜賊の難同  
 旅の難異邦人の難城裏の難野の中の難海中の難偽の兄弟の中の難お遣り  
 又た彼等に愈て勞苦の如き屢々寝ず飢渴志をく食を絶ち凍裸ありし  
 也 此に言ざる外の事ありて日々我に迫る即ち諸の教會の憂慮あり 誰  
 か弱て我弱ざらんや誰か硬て我が心熱せざらん乎 もし我かあらず誇る  
 べくバ我が弱ことを誇るべし 永遠願べき神主イエスキリストの父わが  
 誇らざるを知らたまふ 三三 ダマスコに於てアレタ王に屢る邑宰われを執へん  
 としてダマスコ人の邑を守れり 三三 わを籠を以て麻より石垣はるひ縫下さ  
 れて彼の手を脱れたり



第十七章 わが誇の固より益あし今の主の顯現と黙示に及ん 我キリス  
 トある一人のものを知り此人十四年前に擧へられて第三の天に至る(或  
 の肉體に在しか我知らず或の肉體の外に在しか我知らず神知たまふ) 我  
 この人を知る(かれ或の肉體に在し或の肉體の外に在し)の知す神より給  
 ふ) かの擧へられて樂園に至り言べからざる言即ち人の語るまじき言を  
 聞き 我の如き人の爲に誇るべし我が弱みとの外に自ら誇らず 我  
 もし自ら誇らんとするとも思ある者どもあらず蓋眞を言むあり然ども人の  
 我を見とふる或の我を聞ところ小過て我を擧んことを恐るゝ小因て誇る  
 みどを止べし 七 また賜りし多れ黙示に因て我が傲ること無らん爲に一  
 刺を我が肉體に予ふ即ち我が傲ること無らん爲に我を擧サタンの使者あ  
 り 我みれが爲に三次主に之を我より離んことを求めたり 九 我言給ひけ  
 るの我が思ふんちに足り蓋わが能の弱み於て全あれた也この故に寧ろ欣  
 びて自己の弱み誇らん是キリストの能われ小寓らん爲あり 十 小因て我

キリストの爲に懦弱と凌辱と空乏と迫害と患難小遭を樂みとせり蓋われ  
 弱き時に強けきを也 十二 われ誇るに因て思なる者どもあれり爾曹われを強て  
 如此るせり蓋われ取に足ざる者なきども凡の事もつども大ある使徒小亞  
 らす原より爾曹に擧らるべき者あれた也 十三 われ休徴と奇跡と妙用をも  
 て爾曹の中に多く忍びて使徒の證をあせり 十四 我が爾曹を累のせざる事  
 外の爾曹他の教會に何の亞る所かある願くの我この不義を恕せ 十五 われ今  
 第三次あんならに至らんとて備せり又あんならに累のせざらんとす蓋われ  
 爾曹の所有を求めず唯あんならを求めた也子に親れ爲に積ふべき者  
 に非ず親の子の爲に積ふべき者あり 十六 我いよく爾曹を愛すきを愈爾  
 曹に愛せらるす然と欣びて爾曹の靈魂の爲に財を費し身を盡すべし 十七 然  
 と或人言ん我あんならを累せざるの巧ある者なるにより詭計を以て爾曹  
 を牢籠るありと 十八 われ爾曹に遣し者中の誰に由て爾曹より利を得し  
 や われ請てテト大を爾曹に遣し又うきと借に我儕の兄弟をも遣せりテ



ト大爾曹より利を得し手わきら同心にて行ざりしや同跡を行ざりし乎○  
 十九 爾曹また我儕みづうら爾曹に懇すると思ふや我キリストに在て神の前  
 にいふ愛する者よ我儕此行ふ所の皆爾曹の徳を建ん爲あり 我いたらん  
 時われ爾曹を見に我が欲し如みらず爾曹が我を見にも爾曹の欲し如くあ  
 らざらんふとを恐また争闘娼妓忿怒争ひ分るふと毀謗談言驕矜混亂あ  
 どの有んことを恐る 又わが再び至らん時わが神我をして爾曹中に愧  
 しめ給はんふとを恐また我はくの人比罪を犯て其行ひし所の汚穢姦淫  
 放肆あどの事を悔改めざるを見て憂んことを恐る

第十三章

我いま第三次あんぢらに至らん二人あるひの三人の證人の口に  
 憑て凡の事定るべし 我さきに爾曹に告たり我第二次あんぢらに覲しど  
 き語りし如く罪を犯し者と其餘の人々に今また預じめ喚違て告われ復  
 いたらむ必ず恕さじ 是あんぢらキリストの我に在て語る徴を求るに因  
 てあり彼の爾曹に向て弱うらず爾曹の中に強あり 四 され弱に由て十字架

に釘らきたれど神の能に由て生たり我儕も彼に在て弱者みれど爾曹に向  
 ふ神比能に由て彼と偕に生ん 五 なんぢら信仰に居や否や自ら省と自ら試  
 むべし爾曹もし乗らるる者ならずバイエスキリスト爾曹の中にあり之を  
 自ら知ざらん乎 六 されら乗らるる者に非ざるを爾曹知んふとを我のす  
 む 我儕なんぢら少も悪を行はざらんふとを神に願ふ此われらの是な  
 るふとを彰すに非ず我儕乗らるる者の如く見るも爾曹が善を行はんふと  
 を願ふなり 八 蓋われら眞理に逆ひて能なし眞理に順ひて能われむ也 九  
 れら弱して爾曹強とき我喜ぶ我儕願ふ所の爾曹比全あらん事なり 十 是  
 故に我喚違てあるとき此を書遺る是あんぢらに勸んとき主の我に賜ひし  
 權威するそち敗る爲に非ず建る爲に賜ひし者に循ひて嚴く爾曹を待ふふ  
 ど無らん爲あり 十二 此外また言ん兄弟よ爾曹喜び且全あり且慰め且心を同  
 うし且和睦ふとをせよ然らむ愛と平安の神なんぢらと偕に在ん 十三  
 ら潔き接吻をもて互に相同べし 十三 諸れ聖徒なんぢらお安を問り 願くハ



主イエスキリストの恩と神は愛と聖霊の交際あんちら衆と偕に在んふとをアーメン

新約全書哥林多後書終

新約全書使徒パウロガラテヤ人に贈れる書

第一書 人よりに非ず又人に由ずイエスキリストと彼を死より甦らし父ある神に由て立られたる使徒パウロ 及び我と偕に在すべては兄弟ガラテヤの諸教會に書を達る 三 なんちら願く父ある神れよび我儕の主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 四 キリストの我儕の父ある神は旨に循ひ今の惡世より我儕を救出さんとして我儕の罪の爲に己が身を捨てたまへり 五 願くは榮彼に歸して世々に至れアーメン 六 キリストの恩をもて爾曹を召たる者を爾曹が如此すまやるに離れて異なる福音に遷し事を我怪しむ 七 此の福音に非ず或人たは爾曹を擾しキリストの福音を更んとする也 八 我儕もせよ天よりの使者にもせよ若われらが曾て爾曹に傳し所に逆ふ福音を爾曹に傳る者の誦るべし 九 我儕既に言しが今また我らの如く言ん若なんちらが受し所に逆ふ福音を爾曹に傳る者の誦るべし 十 今われ人の親を得んふとを要るや神の親を得んふとを要るや或人の心を得んて



〇 兄弟よ我なんからに示す我曾て爾曹に傳し所の福音の人より出るに  
 非ず 蓋われ之を人より受ず亦教られず惟イエスキリストの黙示に由て  
 受たれ也 わが曩にユダヤ教に在しとき行ひたる事を爾曹聞り即ち甚  
 しく神の教會を害かつ之を殘賊せり 我また心を人よりも先祖等の遺傳  
 に熱しユダヤ教に在て我が國人のうち年相若ねはくの人に超りたり  
 然ども我が母の胎を出し時より我を簡びねき恩をもて我を召給ひし神  
 の子を異邦人の中に宣しめんがため心に善として彼を我が心に示し給へ  
 る其時われ直に血肉と謀ることをせず また我より先に使徒と作てエル  
 サレムに在どころの者にも往すアラビヤも往またダマスコに返れり 三  
 年を経て後ペテロを尋ん爲にエルサレムに上り十五日彼と偕に居しが  
 他の使徒等に主の兄弟ヤコブを除て誰にも過ぎりき 今且爾曹に書遺  
 る所の神の前に誑れる言ふし 厥後且色スリヤキリキヤの地に至れり 三

然どもユダヤに在キリストに証會の我が面を識ざりき 只かれらの前  
 に己等を築しもの今其前に滅さんとしたる信仰は道を宣傳ふと聞  
 我事に因て神を崇るふと爲り

**第二章** 十四年の後われバルナバと偕にテトスを作ひて亦エルサレムに上  
 る わが上りし黙示に循へるあり異邦人の中お放て我が宣し所の福音  
 を彼等に告また私に名ある人等に之を告たり蓋いま勤る所また既に勤め  
 し所の事は徒然あらざらんが爲あり 我と偕に在シテトスのギリシヤ人  
 あるにみは強て之に割禮を受させざりき 今の私に入られし僞れ兄弟  
 あるに因てあり彼等私に入し我僞ガイエスキリストに在て有とある  
 此自由を窺ひ我僞を奴隸とせんが爲あり われら一時も之に服するふとを  
 せず此の福音の眞つねに爾曹と偕に在んふとを望めば也 爾れ名ある者  
 より我の受しよとあし彼等の何ある人あるにもせよ我に於て與る所あし  
 神の僞る者に非ず彼れ名ある者われに誦を如しよと無あり 反て彼等



のペテロが割禮を受たる者に福音を傳ふるよとを託られし如く我が割禮を受ざる者に福音を傳ふるよとを託られしを見(ペテロに能力を予て割禮を受たる人使徒と爲し者また我にも能力を予て異邦人の使徒と爲り)また我に賜し所の恩を知しにより杜と意ふるヤコブケパヨハ子も其右手を予て我とバルナバに交を結べり是われらの異邦人に至り彼等の割禮を受たる者に至らん爲あり。彼等の惟ねがふ所の我儕が貧民を眷顧んことあり我儕も亦みれ事の素より進んで爲んとする所あり。ペテロアンテオケに至りしとき彼に責べき所ありしに因われ當面み色を詰めたり。蓋ヤコブより來る者の未だ至らざる前にのペテロ異邦人と同に食したれども彼等が至るに及て割禮を受たる者を懼れ退きて異邦人と別たれむ也。うれば餘はニダヤ人も彼と偕不僞の行をなしバルナバも遂に其僞の行に誘はれり。我のきらが福音の眞に遵ひ正く行ひざるを見すべての人の前に於てペテロに曰ける。爾ニダヤ人にして若し異邦人の如く行ひユダヤ人の如

く行はざるよの何ぞ異邦人を強てユダヤ人の例に遵ひせんと爲や。夫われらの生來のユダヤ人にして異邦より出たる罪人に非ず。然ど人の義とせらるるの律法の行に由り非ず。惟イエスキリストを信するに由あるを。知この故に我儕も律法の行に由り非ず。キリストを信するに由て義とせらるるが爲にイエスキリストを信す。蓋律法の行に由て義とせらるる者あければ也。若われらキリストに由て義とせられん事を欲ひるは罪人あらむキリストの罪の僕あるか。決て然らず。我が先に毀し此ものを今もし復び建むを自ら其罪人なるを顯すあり。わを律法に由て律法に死り是神に由て生ん爲あり。我キリストと偕に十字架に釘られたり。既に生るに非ず。キリストに在て生るあり。今わを肉體に在て生るの我を愛して我が爲に己を捨し者す。あち神の子を信するに由て生るあり。我の神の恩を徒然せず。若し義とせらるるよと律法に由るキリストの死の徒然ある業あり。

第二節

愚ある哉す。でにイエスキリストの十字架に釘らさし事を明かに其



目前に著さるるガラテヤ人よ誰が爾曹を誑かしし乎 我た此事を爾曹より聞んとす爾曹が靈を受し律法を行ふに由か將きよて信ぜしに由か 爾曹かく愚ある乎 爾曹かく如く此おはくの苦を徒然に受しや實に徒然に有まじ 爾曹に靈を予へかつ奇跡を行ひしめ給ふ者の如此すの爾曹が律法を行ふに由てある乎 またの聞て信ぜしに由てある乎 即ちアブラハム神を信じ其信仰を義と爲さたるが如し 是故に信仰による者は是アブラハムの子ありと爾曹知べし かつ聖書すでに信仰お由て神の異邦人を義と爲給ふことを預じめ曉まづ福音をアブラハムお傳て諸國の民の爾曹由て福を受獲んと云り 是故に信仰に由もの信仰ありしアブラハムと偕に福を受凡る律法の行ふ由もの誑るべし 蓋律法の書に載たる凡の事を恒に行はざる者の誑ると録されたれを也 かつ義人の信仰に由て生べしと有る律法お由て神の前に義とせらるる者あきこと明かあり 是を律法の信

仰お由す即ち曰ふまを行ふ者お由て生べしと キリスト既に我儕の爲に誑るる者となりて我儕を贖ひ律法の誑より脱しめ給へり 蓋すべて木に懸る者の誑れし者なりと録されたれを也 是アブラハムに約束し給ひし恩恵イエスキリストに由て異邦人にまで及び我儕にも信仰に由て約束の靈を受しめん爲あり 兄弟よ我いま人の事に由て曰ん人の契約に既に定めを廢また加ふることあし され約束の阿ブラハムと其裔とに立給ひし者にして多の人を指て裔と言ふに非ず 惟一人を指て爾の裔と言ふ也 我れ即ちキリストあり 我れこれを言ん神の預じめ定給ひし契約の四百三十年のちの律法お棄るの約束の言を徒然することせざる也 爾業と爲よと若し律法に由て約束に由ざるべし 然と神の約束に由て之をアブラハムに賜へり 然らば律法の用何ぞや 此の約束を受べき裔の來るまで罪の爲に加へし者にて天使等により中保の手に備へ給ひし也 され中保の一人に屬る者に非ず 神の即ち一人あり 然らば律法の神



の約束に反るや決して非ず若し人を生しうる律法を賜りしあらを義とせらるゝの必ず律法に由べし 然ども聖書の反て萬人を罪の下に拘幽たり此のイエスキリストを信する小由る約束のものを諸の信者小賜らんが爲あり 三三 信仰の來らざる先に我儕律法の下小拘幽られ且守れて其顯れんとする信仰を俟り 三四 うく律法の我儕をして信仰小由て義とせらるゝ事を得しめんが爲小我儕をキリスト小導く師傳とあれり 然ども今信仰すでお來たれを我儕もはや師傳の下小あらず 爾曹の皆キリストイエスを信するに由て神の子とあれり 三五 凡るバプテスマを受てキリストに入る爾曹のキリストを衣たる者あれを也 斯る者の中にユダヤ人またギリシヤ人あるひの奴隷あるひと自主あるひの男あるひの女の分なし蓋あんなら皆キリストイエスに在て一あれを也 若あんならキリストに屬する者あらを爾曹のアブラハムの裔すあはち約束に循ひて嗣子たる也 三四

**第四章** 我いはん嗣子たる者の全業の主あれども其童蒙の時ハ僕に異ある

みどなし 父の定し期いたるまで受託者れよび家宰の下に在 此れ如く我儕も童蒙の時ハ此世の小學比下に在て僕たる也 然ども期すでに至るに及びて神の子を遣し給へり彼の女より生を且律法比下に服したり 五

み色律法比下にある者を賜ひ我儕をして子たることを得しめんが爲なり 且なんなら既に子たることを得しが故に神の子比靈を爾曹比心に遣りアバ父と呼しむ 是故に爾のもとや僕に非ず子なり既小子ならを亦神小由て嗣子たる也 然ども爾曹神を識ざりし時の其實神小非ざる者に事て僕たりき 然ども爾曹いま神を識り反て神に識きたりと謂べし何不弱く賤き小學に返りて復び之が僕たらんことを欲ふや なんから慎て月と日と節と歳とを守る 十一 わき爾曹小就て危む恐くの爾曹比爲小我が勤めし事の徒然ならんことを 兄弟よ願くの爾曹わが如くなれ蓋われ爾曹の如なりたれを也なんならの我を害せしみどなし 十二 曩に我よわき身に於て爾曹に福音を傳しみどの爾曹比知とみろ也 爾曹を試る者比我が身に在



しを爾曹の身めす亦厭す反て天使は如くキリストイエスに如くに我を待  
 ひたり 爾曹は此の時此の何如ありし乎とれ爾曹に證す若し爲得べくを  
 爾曹をばらば目を執て我に予んとまで願たり 然るに我らに眞  
 理を語りしに縁て我らに仇とありし乎 彼等が爾曹を熱心あるの  
 善意に非ず爾曹を己に熱心ならしめんとて爾曹を離しめんとする也 然  
 ど唯だ爾曹と偕ある時此をあらす善事は爲に常に熱心あるの宜きなり  
 我が小子よ我らに心おキリストに狀成までの復た爾曹は爲小産  
 此助勞をみそ 我いま爾曹と偕お在て口氣を改めんふとを欲ふ蓋は爾  
 曹お就て惑はなり ○ なんぢら律法は下お在んふとを欲ふ者よ我ら語れ  
 爾曹律法を聞ざる乎 録してアブラハムお二人の子あり一人の婢より一  
 人の自主は婢より生たりと有 爾婢より生れし者の肉お循ひ自主は婢  
 より生れし者の約束お因て生きたる也 爾は言の譬喩おして即ち此婢の  
 二は契約お比ふべし一はシナイ山より出て子を奴隷お生ふと即ちハガル

あり 此ハガルのアラビヤはシナイ山今はエルサレムお當るあり蓋の色  
 其諸子と偕お奴隷たを也 然と上お在とあるはエルサレムの自主おし  
 て是とれられ母あり 爾の録して産す生ざる者よ喜べ産は助勞せざる者  
 は聲を揚て呼ば寡居る者は子の夫ある者は子よりも多故ありと有を  
 り 兄弟よ我儕のイサクは如く約束は子あり 然とも當時は肉お循ひて  
 生しおは靈お循ひて生れし者を窘し如く今も亦然り 然と聖書の何と言  
 るや婢および其子を遯るの婢は子の自主は婢は子と共お嗣子とある可ら  
 ざるを也と言り 兄弟よ此の如あるを我儕の婢は子お非ず此自主は婢は  
 子あり

**第五章** イエスキリスト我儕を釋て自由を得させたり是故お爾曹堅立て復  
 ひ奴隷は軌お繋るゝ勿き 我パウロ爾曹おいふ爾曹もし割禮を受るをキ  
 リスト更お爾曹お益なし 我また割禮を受たる各々此人お就て證す其人  
 の全き律法を行ふべき者なり 爾らから律法お由て義とせらるゝ者のキ



リストと與りあく思より墮たる者あり 五 わくら望む所れも此即ち信仰を以て義とせらるるも益を靈に由て俟あり 六 夫キリストイエスお在ての割禮を受るも受ざるも益なく惟愛を由て行く所れ信仰れみ益あり 七 あんちら前おの善走りたり誰が爾曹の眞理に循らざるやう阻るもとを爲しや 八 ろれ勸の爾曹を召者より出るお非ず 九 少許の麪酵の全團をこみ發しむ 十 爾曹お就ての我あんちらが少しも異念を懷ざるもとを主に由て信す誰おても爾曹を煩のす者其審判を受べし 十一 兄弟よ我もし今も尙割禮を宣を何ぞ窘らるる事あらん乎もし然せば既や十字架お礙くもと止べし 十二 爾曹を亂す者れ自ら爾曹より離んもとを願ふ 十三 兄弟よ爾曹の召を蒙りて自由を得たる者あきと也さきと其自由を得る機會として肉お循ふ勿き惟愛を以て互お事ることを爲よ 十四 己の如く爾の隣を愛すべしと曰る此言すべての律法を全うする也 十五 あんちら慎よ若たがひお呑噬の恐く互に滅されん 〇 十六 われ謂あんちら靈に由て行むべし然を肉の慾を成

あど莫らん 十七 肉の慾の靈お逆ひ靈の慾の肉お逆ひ此二のもの互に相敵る是故に爾曹好む所の事をあそを得ず 十八 然ど爾曹もし靈に導かるるとさの律法の下に在ざるべし 十九 うき肉の行の顯著あり即ち苟合汚穢好色偶像に事るもと巫術仇恨争闘妬忌忿怒分争結黨異端 媚嫉兇殺醉酒放蕩あどの如し此等の事につき我嘗て爾曹お斯る事をあす者の神國を嗣べからずと告しるの如く今また預じめ之を告 二十 靈の結ぶ所の果の仁愛喜樂平和忍耐慈悲良善忠信 溫柔擲節かくの如き類を禁する律法のある事あし 二一 夫キリストお屬する者の肉と其情および慾とを十字架に釘たり 二二 若われら靈に由て生あむ亦靈に由て行むべし 二三 互に怒たがひに妬むことを爲て虚榮を求る勿れ

**第六章** 兄弟よ若はからずも過に陷る者あらし爾曹のうち靈に感したる者柔和なる心をもて之を規正べし亦自己をも願ひも恐く爾誘るもと有らん 二 あんちら彼此の勞を任へ斯してキリストの律法を全すべし 三 人もし



有ふとあくして自ら有とせむ是とづから欺くあり 各人の行とふるを  
 勘へ視よ如此せむ誇る基いた己に在て人に在す 人の人のく其荷  
 を負べけれむ也 然と道を教らるる者道の道を教る者に凡て有益ある物を  
 分手ふべし 自ら欺く勿れ神の慢るべき者に非ず蓋人の種とてろの者の亦  
 ろの種とふると爲あり 己が肉のために種もの肉より敗壞むれを種と  
 り靈のために種もの靈より永生を種とるべし 善を行ふに臆する勿れ  
 蓋もし倦ふとあくば我儕時に至りて稷取べけれむ也 是故若し機會わ  
 らば衆の人に善を行べし信仰の徒に別て之を行べし 爾曹とが親手  
 あんぢらに書遺る字の何に大なるかを見よ 凡る肉について美しうらん  
 むとを欲ふ者の爾曹に割禮を強ふ是た己キリストの十字架の爲に窘ら  
 るるふとを死にんが爲あり 人の割禮をうけたる彼等あは自ら律法を守  
 るふとをせず彼等が爾曹に割禮を受させんとするの爾曹は肉に於て誇ら  
 んと欲ふなり 然ど我に惟わきられ主イエスキリストは十字架の外あ

誇る所あからんふとを願ふ此キリストに由て我世に向へば世の十字架に  
 釘られ世の我に向ふも亦然り 夫イエスキリストに於ての割禮を受るも  
 受ざるも益あく唯新に作し者の益あり 凡る此規矩に循ひて行む者  
 に願くは平康と恩恵とあき神のイヌラエルにも亦然れ 今よりのち誰も  
 我を援へそ勿れ蓋われ身にイエスの印記を佩たむむ也 兄弟よ願くは我  
 儕の主イエスキリストは思あんぢらの靈と偕あらんふとをアメン

新約全書加拉太書終



新約全書使徒パウロエペソ人への贈れる書

徒<sup>二</sup>およびイエスキリストにお在<sup>三</sup>て信<sup>四</sup>ずる者お書を贈<sup>五</sup>る。願<sup>六</sup>くは我<sup>七</sup>儕<sup>八</sup>の父<sup>九</sup>あ  
 る神<sup>一〇</sup>および主<sup>一一</sup>イエスキリストより恩<sup>一二</sup>寵<sup>一三</sup>と平<sup>一四</sup>康<sup>一五</sup>を受<sup>一六</sup>よ。○<sup>一七</sup>神<sup>一八</sup>即<sup>一九</sup>ち我<sup>二〇</sup>儕<sup>二一</sup>の主<sup>二二</sup>  
 イエスキリストの父<sup>二三</sup>の願<sup>二四</sup>べきやな彼<sup>二五</sup>キリストにお由<sup>二六</sup>て諸<sup>二七</sup>の靈<sup>二八</sup>の恩<sup>二九</sup>を以<sup>三〇</sup>て天<sup>三一</sup>  
 の處<sup>三二</sup>おて我<sup>三三</sup>儕<sup>三四</sup>を己<sup>三五</sup>お恵<sup>三六</sup>みたり。○<sup>三七</sup>われ神<sup>三八</sup>我<sup>三九</sup>儕<sup>四〇</sup>をして其<sup>四一</sup>前<sup>四二</sup>お聖<sup>四三</sup>く疵<sup>四四</sup>あらし  
 めん爲<sup>四五</sup>お世<sup>四六</sup>基<sup>四七</sup>を置<sup>四八</sup>ざりし先<sup>四九</sup>より我<sup>五〇</sup>儕<sup>五一</sup>をキリストの中<sup>五二</sup>お簡<sup>五三</sup>次<sup>五四</sup>の意<sup>五五</sup>のま  
 うおイエスキリストにお由<sup>五六</sup>て我<sup>五七</sup>儕<sup>五八</sup>を己<sup>五九</sup>の子<sup>六〇</sup>と爲<sup>六一</sup>んことを愛<sup>六二</sup>を以<sup>六三</sup>て預<sup>六四</sup>じめ定<sup>六五</sup>  
 たり。○<sup>六六</sup>らの恩<sup>六七</sup>の榮<sup>六八</sup>を讓<sup>六九</sup>しめんため也<sup>七〇</sup>すあはち愛<sup>七一</sup>する者<sup>七二</sup>お在<sup>七三</sup>われらお賜<sup>七四</sup>ふ  
 所の恩<sup>七五</sup>あり。○<sup>七六</sup>らの恩<sup>七七</sup>の豊<sup>七八</sup>あるお由<sup>七九</sup>て彼<sup>八〇</sup>おある我<sup>八一</sup>儕<sup>八二</sup>の血<sup>八三</sup>おより贖<sup>八四</sup>すな  
 ち罪<sup>八五</sup>の蔽<sup>八六</sup>を得<sup>八七</sup>あり。○<sup>八八</sup>神<sup>八九</sup>さまの智<sup>九〇</sup>慧<sup>九一</sup>と聰<sup>九二</sup>明<sup>九三</sup>を予<sup>九四</sup>へて此<sup>九五</sup>恩<sup>九六</sup>を我<sup>九七</sup>儕<sup>九八</sup>お充<sup>九九</sup>し  
 め。○<sup>一〇〇</sup>我<sup>一〇一</sup>儕<sup>一〇二</sup>お其<sup>一〇三</sup>旨<sup>一〇四</sup>の奧<sup>一〇五</sup>義<sup>一〇六</sup>を意<sup>一〇七</sup>のまうお示<sup>一〇八</sup>せり。○<sup>一〇九</sup>ふれ自<sup>一一〇</sup>ら定<sup>一一一</sup>め給<sup>一一二</sup>ひし所<sup>一一三</sup>なり  
 即<sup>一一四</sup>ち期<sup>一一五</sup>の満<sup>一一六</sup>るときお至<sup>一一七</sup>りて或<sup>一一八</sup>は天<sup>一一九</sup>お在<sup>一二〇</sup>あるひの地<sup>一二一</sup>にお在<sup>一二二</sup>る萬<sup>一二三</sup>物をキリス  
 ト



に歸せしめんが爲に定め給ひし所なり 萬事を其意のまゝに行ふ者おの  
 れの旨お循ひて預じめ我儕を定めキリストお在て嗣子と爲ことを得しむ  
 十二 ぬれ前キリストを頼める我儕をして彼の榮の讚美らるる事を爲しめ  
 んため也 爾曹も眞の道するにち爾曹を救ふ福音を聞き後キリストを信  
 じ我儕が業を嗣の質ある約束の聖靈を以て印せらる 神聖靈をもて印し  
 たまふの其買受し者を救ひ且おのれの榮を顯さんため也 是故お我も爾  
 曹が主イエスを信することと諸の聖徒を愛することを聞て 爾曹の爲お  
 感謝して已す常お我が祈禱のとき爾曹を懷ふ 我儕の主イエスキリスト  
 の神榮け父智慧と黙示れ靈を爾曹お賜ひ爾曹をして神を識しめ 又爾  
 曹れ心の目を明らにし其召を蒙りて有つ所の望と聖徒に賜ふ所れ業の榮  
 け富と 又信する爾曹お對して行ひ給ふ神の能れ極て大なるふとを知  
 しめ給ひんことを願ふ爾曹の信するに神の大なる能の感動お由あり 三  
 ちキリストに行ひし所おして彼を死より甦らせ諸の政と權威と能力と宰

治また此世のみあらず來らんとする世にも凡て稱ふる所の名の上お置き  
 天の處おて巳の右お坐せしめし能なり 三 又一切の物を彼の足下お置き  
 た彼を一切の物の上に首と爲し此を教會に賜ひて其首と爲り 教會は彼  
 の身體あり萬物を以て萬物お満しむる者の満る所あり

第三章

神の愆と罪に死し所の爾曹をも生し給へり 爾曹曾て斯世の風俗  
 お循ひ彼の愆と罪を行ひて日を送り亦空中にある諸權を總宰とる者すあ  
 りち信じ従ひざる者の中お今はたらく所の靈お循へり 我儕もみな曾て  
 其中おをり肉の慾に循ひて日を送り肉と心の慾ふ任をなし他人の如く木  
 性おして怒の子ありき 然るお矜恤お富る神われらを愛する所の大ある  
 愛お縁 罪お死し時にすら我儕をキリストと借に生し(あんから恩お由て  
 救れし也) 又イエスキリストお在わをらるを彼と借に甦らせ共に天の處お  
 坐せしめ給へり ぬれ今より後の世々キリストイエスの中にて我儕お施  
 す所の仁慈をもて其恩の勝て豊あるふとを顯さん爲あり 八 ぬれ



而て救を得ふれ信仰イテ由てあり已レ由に非ず神の賜あり行ハ由に非ず  
 此の如あるの誇る者ありらん爲あり我儕の神の造り給へる者あり即ち  
 我儕をして善事を行はしめん爲キリストイエスの中ニ造り給へり此事  
 の神わざらハ行ハせんとして預カしめ備へ給ひし所あり○是故ニ爾曹心ニ  
 憶よ肉に由て異邦人ある爾曹手を以て肉に行へる割禮の者に不割禮と稱  
 られし者あれバ其時の爾曹キリスト無キイスラエルの籍に非ざる異邦人  
 にして夫の約束ニついて結ビ給ひし契約ニ與ルあク望ムあク又世に在て神  
 あス者ありキ然レども今ノキリストイエスニ在バ曩ニ遠カりし爾曹ニエ  
 スの血ニ由て近クけり蓋彼ノ我儕の和ナりニ者を一トあシ冤仇トある隔ハ  
 籬を毀ち律法の中に命ずる所の法を其肉體にて廢せり蓋ニ二者を已ニに聯ネ  
 之を一ノ漸シき人に造りて和ガしめテまた十字架を以て冤仇を滅し又コ  
 れを以て二者を一體とあシて神ト和ガしめん爲あり又レ來りて福音  
 を傳へ爾曹遠カりし者および近キ者にも和平を宣たりテ又レ彼ノ由て我

儕二者一の靈ニ在て父ノ近ク事を得あり是故ニ爾曹今ヨり賓旅ノ非ず  
 亦寄寓者ノ非ず聖徒ト同シ邦ニ又レ神ニ家ノ屬スる者あり且レみんチら使  
 徒ト預言者ノ基ニ上リ建テるイエスキリストト自ラ其隅ノ首石トあセり  
 全ク屋ヲみな構メ合テ彼ノ中ニ在ヤるニ増シて聖殿主ノ中ニ成リ爾曹も偕ニ  
 彼レ中ニ建テらレたり是靈ニ由て神の居給ふ處トあるべき爲あり  
**第三章** 是故ニ爾曹異邦人ノ爲キリストイエスの囚人トあセる我ハウロ  
 爾曹レ爲キ祈ルニ爾曹レ爲キ神ノ我ノ賜ヒし恩ノ爾曹ニすデ聞シあらん  
 即ち黙示ヲもて興義ヲ我ニ示セるあり我ハ前ニ録セる如し爾曹も  
 色ヲ讀ム之ノ由て我ハキリストレ興義ヲ曉シるニ知ベし前代ノ之ヲ  
 人ノ知シめしノ今ニ靈ヲ以て聖使徒ト預言者ノ示シるニ如シたらざりキ  
 興義ノ即ち異邦人福音ノ由キリストイエスニ在て同ニ嗣子トなり同ニ  
 躰トあり其ニ約束ニ與ル事を得ル也ニわレ神ノ恩賜ヲあハり其能レ感  
 動ヲ以て我ニ賜ヒし恩ニよりて此福音レ役者トあセり諸レ聖徒レ中ニ



最微者よりも微き我に此恩を賜ひて測るもど能ひざるキリストは富を異邦人に傳へ且イエスキリストを以て萬物を造りし神は中に世は如より以來のくきたる興義如何を衆の人に悟らしむみは教會を以て天の處にある政を執る者と權威を有る者に神は萬殊は智慧を知しめん爲なり此の神世々先より定め給ひし旨を循へる也この旨は我儕の主キリストイエス由て成就せり我儕キリストイエスお在て之を信するおより臆せざるもどを得また憚るもどあくして神お近くとを得たり是故お我あんからお求わが爾曹の爲に受る患難おより怯ると勿れ此あんからは榮あり此に縁て我儕は主イエスキリストは父即ち天と地にある諸族の彼に由て名を得し者は父に就きて願ふ其榮は富に循ひ其靈をもて爾曹は裏に人を剛建にし又キリストをして信仰に由て爾曹は心に居しめまた爾曹をして愛に根し愛を基として諸は聖徒と偕に測る可らざるキリストは愛を知るは潤さ長さ深さ高さを識らしめ又すべて神に滿るも此を

爾曹お滿しめ給はんもど也願くの我儕は中お行ふ能力お循ひて我儕は求るともろ思ふ所よりも甚く過れる事を行得る者おキリストイエスおより教會は中おて世々窮なく榮を歸せんもどをアーメン

第四章

然きは主お在て囚人どあさる我あんからお勸あんから召せし召お符て行はんもどを悉く謙遜と柔和と寛容ある心を以て行ひ愛を以て互

お忍び平和といふ繫は中お務て靈は賜ふ所の一あるを守るべし一體の一靈は一あり爾曹は召きて有の所は望の一あるが如し主一信仰一バアテスマ一神するはち萬人の父一あり彼の萬人の上おあり萬人お貫き萬人の中お在われら各人おキリストの賜ふ所は量お循ひて恩を賜ふは是故お云るもど有られ上お昇しとき擡おせる者を擡おし賜を人お給へりと己お上お昇れりと謂は先地は下お降りしお非ずや降りし者の即ち諸は天上お昇りし者なり彼よろづは物お滿んとするは賜ひし所の使徒わり預言者わり傳道者わり牧師わり教師わりみは聖徒を全うし



服役の事を行ひキリストの體の徳を建 我儕をして皆おなじく神れ子を  
 信じ之を知り至人そあいちキリストに満足るほどと成までお至り 今よ  
 りれち嬰兒ならず人の詭譎の術と誘惑に巧み蕩漾さるゝおとなく各様の  
 教の風お揺動されず 愛をもて真理を行ひ長て凡れおと首なるキリスト  
 お教しめん爲あり 彼を本とし全體すべての百節に助およりて聯絡鞏固  
 ろの肢體おのく分量お循ひ方行て其体を育みづから愛お由て徳を建  
 あり○ 是故に我お色を言ひ主お在て爾曹を戒む爾曹今よりれち異邦人  
 の如く其心の邪曲あるに任せて行ふべあらず されら心昏き者あり又知  
 どろろ無おより頑あるお因て神れ生お遠かれり 彼等の恥を知らず好て凡  
 の汚を行ん爲に已を放蕩お付せり 然と爾曹の此の如く行ん爲にキ  
 リストを學べるに非ず 爾曹のを聞かれの教を受てイエスにある真理  
 を知しあらん 三 あんちら夙に習る舊人そあはち人を惑はす慾れ爲に壞ら  
 るゝものを脱 また爾曹の心の靈を新にし 神に象りて真理の義と潔に

て造るる新人を衣るべし 斯て謊言を去おのく其隣に眞を言べし蓋わ  
 きら互に敗おれを也 怒て罪を犯おと勿れ怒て日の入までお至ること  
 勿れ 惡魔に處を得さするおと勿れ 竊をそる者復ぬすみを爲おかき符  
 ろ貧者お施さんためお斷て手づから善工を作べし 凡て汚たる言を爾曹  
 の口より出すおと勿れ惟時お從ひて人の徳を建べき善事をいひ聽者をし  
 て益あらしむべし 神の聖靈をして愛しむるおと勿れ爾曹救を得る日の  
 爲お彼の印を受し者あり 爾曹すべての很毒悲憾忿怒喧嚷謗讟また諸の  
 惡を己より去べし 互お仁慈と憐恤あるべしキリストに在て神あんちら  
 を赦し給へる如く爾曹も互お赦すべし

**第五章** あんちら愛せらるゝ兒女の如く神に效ふべし 二 また愛を以て行ひ  
 キリストの我儕を愛し我儕お代て己を禮物とあし犠牲とあして神の前お  
 馨 香あらしめんとて献给ひしが如おべし 三 聖徒たるお符ふごとく奸淫  
 および凡の汚穢たる事また貪婪ことを互に言ふとだに爲勿れ 淫辭と淨



言と戯謔を言ふれば是宜うらざる事あり寧ろ謝するふとをそべし 蓋す  
 べて姦淫するもの汚穢たる者および貪婪者すあつち偶像を拜む者のキリ  
 ストと神との國を嗣を得ざることを爾曹知バあり 六 あんぢら人の虚言ハ  
 欺かるふと勿れ神の怒みそらの事に因て背逆者ハ至るあり 七 是故ハ彼  
 等に與すること勿れ 八 爾曹もと暗かりしが今主に在て光れり光の子輩の  
 如く行ふべし 九 蓋光の結ぶ所の果ハ諸の仁ことと義ふとと誠實の中にあ  
 れバなり 十 主の悦ぶ所を辨へて之を行ふべし 十一 あんぢら果を結ばざる暗  
 行に與するふとなく反て之を責べし 十二 彼等が隱にて行ふ所の事ハ之を言  
 だにも醜べき事あり 十三 凡て責を受べきふとハ光に由て顯るふなり蓋すべ  
 てを顯そ者のハ光あれば也 十四 是故に云る言あり寐たる者よ目を醒し死より  
 起よキリスト爾を照さん 十五 然ハ爾曹つゝしみて行を堅くすべし 十六 智らざる  
 者の如くせず智者の如くし 十七 機を窺ふべし 十八 是時惡けきバ也 十九 是故に愚か  
 る者と爲ふとなく主の旨ハ如何に識るべし 二十 又酒に酔ふと勿れ之を

その放蕩なり宜しく靈ハ滿さるべし 十九 互ハ詩と歌と靈ハ感じて作る賦  
 とを以て語りあひ又うたひて爾曹の心ハ主を讚美すべし 二十 凡の事ハつぎ  
 て恆ハ我儕の主イエスキリストハ名ハ託て神即ち父ハ謝とべし 二十一 キリス  
 トを畏るふ心を以て互ハ服ふべし 二十二 婦なる者よ主ハ服ふが如く己の夫  
 ハ服ふべし 二十三 蓋キリスト教會の首ある如く夫ハ婦の首なきを也キリスト  
 ハ身の救主なり 二十四 然ハ教會のキリストハ服ふ如く婦も凡のこと夫に服ふ  
 べし 二十五 夫ある者よキリストの教會を愛し其爲に己を捨給ひし如く爾曹も  
 婦を愛すべし 二十六 己を捨し水の洗を以て道ハ因て教會を潔め之を聖  
 ある者とせんが爲あり 二十七 又た點汚なく皺なく凡て此の如き類なく聖ハし  
 て瑕なき樂ある教會を自ら己の前ハ建ん爲なり 二十八 此の如く夫の婦を己  
 の身とあして愛すべし 婦を愛する者ハ己を愛する也 二十九 己の身を惡む者の  
 曾て有ことあし之を保養ふことキリストの教會を保養ふが如し 三十 我儕ハ  
 彼が身の肢あり彼が肉より出かれが骨より出たり 三十一 是故ハ人の父と母を



離を其婦に配ひ二のもの一体あるべし 三  
キリストと教會を指なり 爾曹も各々の婦を己の身とあして愛すべし  
婦も其夫を敬ふべし

第六章子ある者よ爾曹主に在て兩親にまたがふべし是合宜あるべき也 爾  
の父母を敬ふべし約束を加へたる誠の之を首とす 三  
地上の壽長をらん爲あり 四  
父ある者よ爾曹の子を怒るるも勿き主の懲  
戒と教訓を以て養育べし 五  
僕ある者よキリストに服ふが如く畏懼戰慄  
みどの心をもて肉體に屬する主人に服ふべし 六  
人を悦ぶする者の如く只  
前の事を務ると勿きキリストの僕の如く心より神の旨を行ふべし 七  
事あるが如く主に事するが如く甘心つかふべし 八  
主ある者よもわれ各行ふ所の善を循て主より報を受んふとを爾曹知ら  
り 九  
主人ある者よ爾曹も亦かくの如く彼等に行ひて厲言を止よ蓋かれら  
と爾曹の主天に在かれの偏る所あしと爾曹知むあり 〇 十  
此他なは言ん我

兄弟よ主よよ其大なる能く頼て剛健あるべし 一  
あんがら惡魔は奸計を  
禦ん爲に神の武具を以て裝ふべし 二  
我儕の血肉と戦ふも非ず政また權威  
また斯世の幽暗を宰とる者また天の處ある惡の靈と戦ふなり 三  
是故に  
神の武具を取べし是あしき日に遇て敵を禦ぎ凡の事を成就して立ん爲あ  
り 四  
あんがら立お誠を帯として腰に結ひ義を護胸として胸に當 和平あ  
る福音の備を鞋として足に穿 此はう信仰の盾を取べし此盾をもて悉く  
惡者の火箭を滅ぶとを得ん 五  
また救の胃および聖靈の劍すなはち神の道  
を取 恒お各様の禱告と祈求を以て靈を由て求か何諸の聖徒の爲も慎  
てて此事をなし祈りて倦ざるべし 六  
且口を啓とき言を賜はり侃々し  
めにも祈るべし我ては福音の爲に使者とありて鍔を繫きたり 〇 七  
愛する  
兄弟主よ忠心に事するテキコわが如何して在る我事を爾曹に告知せん 三  
我かを特お爾曹に遣すの爾曹も我事を知らせ又彼をして爾曹の心を慰し



めん爲なり 願くは兄弟父なる神と主イエスキリストより信仰お加て平  
 康と愛を得んことを 願くは我儕の主イエスキリストを變らずして愛す  
 る凡の者お恩あらんことをアーメン

新約全書以弗所書終

新約全書使徒パウロピリビ人お贈る書

キリストイエスの僕パウロとテモテピリビお居ところのキリストイ  
 エスに在すべての聖徒および監督執事に書を達る 願くは爾曹わをらの  
 父ある神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 〇 三 あんちら始  
 の日より今お至るまで借に福音に與るに縁 わを爾曹を思ごとお我神お  
 謝す また恒爾曹衆の爲に祈求ごとお欣びて求ふ 爾曹の心の中お善  
 工を始し者こそを主イエスキリストの日までお全うすべしと我ふかく信  
 す 此の如く我が思ふの宜なり爾曹つねに我心お在お縁ろの我が縲紲お  
 在とき及び福音を辨明し之を堅固する時も爾曹の皆を慈慕ふるとお就て  
 思お與を心也 我キリストイエスの心を以て爾曹衆を戀慕ふるとお就て  
 の其證をなす者の神あり また爾曹の愛智識と諸の智慧の中に益大お爲  
 て最も勝たる所を辨へ知りキリストの日の爲に潔して過なからんふとを祈る 〇  
 榮光と讚美を顯しキリストの日の爲に潔して過なからんふとを祈る 〇



十二 兄弟よ願くハ爾曹わが身ハ在し所のみと反て福音の進行く助とありし  
 を知悉 十三 斯て我が縲綏に罹しハキリストの爲あるものと既に王を護る所の  
 陣營および他ハ人々おも凡て明に知れたり 十四 わが縲綏ハ因て兄弟等おほ  
 くハ主を信するの心を篤くし益勇て懼ることなく道傳ふ 十五 また猜忌  
 と分争ハ因てキリストを宣る者あり又善意しハ因て之をなす者あり  
 十六 彼ハ我が縲綏の苦を増加んんと欲ハ誠の心なく黨を結ぶ心よりキリ  
 ストを宣 十七 此ハ我が福音を辨明する爲に立ちしを知ら愛心よりキ  
 リストを宣 十八 然らハ如何孰おもあさ或ハ偽あるハハ誠ともハ宣る所ハキ  
 リストあさを我みさを喜ふ且つねに喜むん 十九 蓋ハの事の爾曹の祈禱ハ  
 エスキリストの靈の助とハ因て終ハ我ハ救とある可を知ハあり 二十 是わが切  
 願ふとある望とある即ち我ハ凡の事ハ愧るものとなく今も常の如く臆せ  
 ず生るおも死るおもキリストをして我ハ身ハ因て辱められしめんと思ふ  
 二一 應へり 二二 わが生るハキリストの爲また死るも我ハ益あり 二三 然と肉躰ハ

在て生ること若ど工の果を結ぶ根本とあるべくハ何を撰ぶべきか我  
 色を知す 二三 我この二の間ハ介れたり我ハ願ハ世を逝てキリストと共ハ在  
 んこと也これ最も美事あり 二四 然と我ハ肉躰ハ居るハ爾曹の爲更ハ必要  
 あり 二五 われ深く此事を信するハ故ハ存へて爾曹衆の人と共ハ世ハ住爾曹  
 をして信仰を益しめ信仰より出る喜びを得しむるハ至らんと思ふ 二六 わ  
 せ再び爾曹と共ハ居るハ爾曹の喜びわれハ因てイエスキリストの中ハ益大  
 あらん 二七 我ハ爾曹ハキリストの福音に符ハ行をせんことを勸む是わが  
 往て爾曹を見るときも離て爾曹の事を聞きときも爾曹ハ靈を一にして堅く立  
 福音の道の爲ハ心を同うして力を協せ 二八 凡の事につき敵に驚おさささら  
 んことを知ん爲あり凡て敵に驚おさるハ敵にハ亡の徴ハんからハハ救の  
 徴あり是神より來るあり 二九 ハ爾曹ハ賜ふ所の恩ハキリストの爲に第ハ  
 れを信するものと而已ならず亦ハさを爲ハ苦を受ることをも賜たれば也 三十  
 今ハんからハ患難ハ即ち曩に爾曹ハ聞てころの我ハハる患難と同ハ



若キリストにある勸と愛による慰と靈の交際と慈悲と矜恤とあら  
 をあんちら念を同うし愛心を同うし意を合せて念ふことを一にし我が  
 喜を満しめよ 何事を思ふも熱を結び或の虚榮を求る心を懐へから  
 ず各々謙りたる心を以て互に人を己お愈りと爲よ 又おのく己が事  
 みを顧みず人の事をも顧みよ 爾曹キリストイエスの意を以て意とすべ  
 し 彼の神の體にて居しかども自ら其神と匹く在とあるの事を棄難きま  
 どと意のす 反て己を虚うし僕の貌をとりて人の如あれり 既に人の如  
 き形状にて現れ己を卑し死に至るまで順ひ十字架の死をさへ受るに至れ  
 り 是故お神の甚しく彼を崇て諸の名に超る名を之に予へ給へり 此の  
 天お在もの地に在もの及び地の下にある者をして悉くイエスの名に由て  
 膝を屈しめ 且もろくの舌をして悉くイエスキリストの主なりと稱揚  
 して父ある神に榮を歸せしめん爲なり 然を我が愛する所の者よ爾曹常  
 に服へる如く畏懼戰慄て己が救を全うせよ 我どもに居りし時のみならず

我をらざる今の時に然すべき也 爾の神の善旨を行へんとて爾曹の衷  
 にはたらしき爾曹をして志をたて事を行ひしむれば也 凡のよと怨言もど  
 ろく又争辨もど無して行ふべし され爾曹が玷なく雜なく神の子となり  
 曲れる罪ある時代に在て責べき所あからん爲なり 爾曹の此時代に在て光  
 の如く世お顯れ 生命の道を保てり斯てキリストの日の爲に我をして  
 我が行ひしところ勞苦し所のことの徒然あらざるを喜をしめよ 爾曹の  
 信仰を供物として献んおの假ひ我が血を流して濯ども我ふれを喜をん爾  
 曹衆の人と共に喜ばん 爾曹も之が爲に喜べ 我と共に喜べ 我あんちら  
 が事情を去り心を慰めんがため速かにテモテを爾曹に遣さんよとを主  
 エスお頼て望む 蓋かれの外に我と同じ心を以て爾曹の事を眞實に慮る  
 者あければ也 多の人の皆おのが事のみを求めてイエスキリストの事を  
 求めず 然とテモテの鍛錬あるもどい爾曹の知とるなり 彼の子の父に  
 於る如く我と共に福音の爲お勤たり 是故に我おのが事の終に如何ある



かを知り直し彼を遣さんと望む亦是れも自ら速かに往んことを主頼  
 て堅く信す然ども我かあらず先あんぢらの使ひて我が乏を補ひ我と同  
 に勞き我と共に戰をなせる我が兄弟エパフロデトを爾曹に遣さる可ら  
 ずと意へり蓋かれ己が癩に病たる事の爾曹お聞えしを以て深く爾曹衆  
 の人を戀慕かつ憂悶をれ心也實に彼の病に遇て殆んど死に近けり然ど  
 神みれを憐み給へり惟かれを憐むのまならず我をも憐み我をして我が憂  
 に憂を重ざらしむ是故に我いよく速かに彼を遣さん是爾曹をして再  
 び彼を見て喜むしめ且且が憂を減さんが爲あり然も爾曹主により喜び  
 て彼を迎かつ此の如き人を尊ぶべし蓋かれ己が命を顧す死んとする  
 心かりキリストの爲に働き爾曹が我を助る所の缺を補ひたれ心也  
 終に我みれを言ん我が兄弟よ爾曹主に在て喜べ我この事を爾曹に  
 書おくるの我お煩勞あく爾曹に益あり爾曹大を慎め惡を行ふ者を慎め  
 割を行ふ者を慎めろの神の靈に由て役事をあしキリストイエスに由て

誇り肉軀に恃ざる我儕の眞の割禮を受たる者あれば也然ど我また肉軀  
 に恃みとを得あり若し人肉軀に恃みとを得と意の我の更に恃みとを得  
 あり我の第八日に割禮を受たる者にしてイエラエル族ベニヤミンに支  
 派へブル人より生きたるへブル人あり律法に由るパリサイ人熱心に  
 由る教會を窘迫もれ律法に在とあるに由る玷あき者あり然ど我さ  
 きに我が益とありし所れ事のキリストに由て損ありと意へり然のま  
 らず我わが主キリストイエスを識を以て最も益せる事とするが故に凡れ  
 もれを損となす我の爲に既に此等凡れのもれを損せしむと之を糞土  
 如く意へり是キリストを獲るつ信仰に基きて神より出る義するはち  
 律法に由る己が義に非ずキリストを信するに由る所れ義を有てキリスト  
 の中に居りまた彼と其復生に能力を知るれ死に狀に循ひて彼れ苦に與り  
 免にも角にも死たる者れ甦みとを得んが爲あり我み色られ望を既に  
 得たりと言に非ず亦そでに全せらるたりと言に非ず或の取みとあらんと



て我たが之を追求むキリスト之を得させんと我を執へ給へる也 兄弟よ  
 我みづから之を取りと意はず惟みれ一事を務む即ち後に在るれを忘る前  
 に在るれを望む 神キリストイエスに由て上へ召て賜ふ所は褒美を得ん  
 と標準に向ひて進なり 是故に我儕は中すべて全者の此れ如き意を懐べ  
 し爾曹もし何事に由ず異なる意を懐むを神あんならに示し給らん  
 然ど我儕すでに到る所にありて同法に遵ひて行ふべし 兄弟よ爾曹  
 と我に效ふ者ども且なんならは模楷とある我儕に循ひて行をあす者  
 を視よ 蓋わを履々あんならに告げ今また涙を流して爾曹に告る如くキ  
 リストは十字架に敵して行ふ者多けき心也 彼等れ終の滅亡あり己が腹  
 を其神とあし己が羞辱を其榮とあす彼等の惟世此事をれ念へり 我儕  
 は國の天に在わをらに救主即ちイエスキリストは其處より來るを待 彼  
 の萬物を己に服のせうる能に由て我儕が身と體を化て其榮光に體に象ら  
 しむべし

**第四節** 是故に我が愛するどもろ慕ふ所の兄弟わきの喜わきの疑たる我が  
 愛する者よ今わが勸る所に從ひて爾曹堅く主に立べし 我ニウオデヤに  
 勸めメントケに勸む彼等が主にありて心を同うせんもとを わが眞の侶  
 よ請あんち此二人の婦等を助けよ彼等クレメンヌ及び他は我が勞苦は侶  
 ある人々と力を協せ我儕と共に勤て福音を傳播たり彼等れ名の生命は書  
 に録さるる也 あんち常に主に在て喜べ我また言あんなら喜ふべし  
 五 あんちから衆れ人をして其寛容あるもとを知らしめよ主の近し 何事をも  
 思ひ煩ふ勿を唯毎事に祈禱をし懇求をし且感謝して己が求る所を神に告  
 げよ 神より出て人れ凡て思ふ所に過る平安の爾曹の心と意をキリストイ  
 エスに因て守らん 〇 兄弟よ終に我みきを言ん凡る眞實あるもと凡る敬  
 ぶべき事および公義もと凡る清潔もと凡る愛すべき事および善稱ある事  
 すべて何なる徳いなる譽にても爾曹みきを念ふべし あんちから我より  
 學しどもろ受しどもろ聞しどもろ見し所を皆あもあへ然を平安に神爾曹



と借かあらん〇十 われ爾曹なんそうが我われを思おもふ心の今いままた漸やうやうく萌もしとを主しゅお因よて甚はなはだ  
 喜よろこべり爾曹なんそうの素もとより我われを念おもへたれども機はかりを得えざりし也十二 わるお乏おし因よて之これ  
 を言いふ非ひず蓋さかわれ何いある状さまお居おもるれを以もて足たりども事ことを學まなべむ也十三  
 われ貧賤いんけんに居おるの道みちをしらぬ富厚ふこうに居おる道みちを去こり飽あみども飢うみども豊とよみど  
 も歎なげみども諸あの事ことお於おて我われふれを熟煉あせり我われの我われお力ちからを予たまへるキリスト  
 に因よて諸あれ事ことを爲なす得えるなり然しかども我われが艱難かんなんの際ときに我われが助たすけを爲なすに誠まことに  
 善よし十五 ビリビ人ひとよ爾曹なんそうもまた知しらぬが福音あを傳つたへる始はじめマケドニヤマケドニアを離はなれざる  
 とき授受じゆじゆをあして我われを助たすけし者ものの唯爾曹なんそうのみにして他ほかの教け會かいの此この事ことあり  
 り十六 爾曹なんそうの我われテサロニケテサロニケに在あるとき一度いちどならず二度にどまでも人ひとを遣つかはし  
 我われが乏おしを助たすけたり十七 われ餽贈くうぞうを求もとむるに非あず唯ただあんちからが益えきにある果みの繁さか  
 からんふとを求もとむるあり我われに諸物あるありて餘あり我われすでにエパフロ  
 デトデトの手てより馨か香かうあして神かみの享うけ給たまふとある悦よろこ給たまふ所ところの祭物まつ物ものある爾曹なんそうの  
 餽贈くうぞうを受うけて足たり十九 夫おわが神かみの己おのれの富とみに従したがひてキリストキリストイエスイエスにより榮光さか

を以もて爾曹なんそうの乏おしとあるを補おひ給たまへん二十 願ねがひ我われ儕らの父ちちある神かみに世々よ榮さかあ  
 らんふとをアアーメン〇二 爾曹なんそうキリストキリストにある聖徒せいとのくくに安やすきを問とわれ  
 と借かにある兄弟あ等らあんちからに安やすきを問とり三 諸あれ聖徒せいと等らあんちから安やすきを問とカ  
 イザルイザルの眷屬けんぞくのもの別わかて爾曹なんそうお安やすきを問とり三 願ねがひ我われ儕らの主あイエスキリス  
 トの恩めぐみあんちから衆人あと借かに在あらんふとをアアーメン

新約全書腓立比書終

新約全書

腓立比書第四章

自廿至廿三節

五百七十三



新約全書使徒パウロコロサイ人へ贈れる書

**第一** 神の旨お由てイエスキリストの使徒とみれるパウロ及び兄弟テモ  
 二 書をキリストに在コロサイをる所の聖徒と忠信の兄弟等に贈る願  
 くの爾曹われらの父ある神および主イエスキリストより恩寵と平康を受  
 けよ ○ 三 われら爾曹がキリストイエスを信する事と諸の聖徒を愛する事と  
 を聞て爾曹の爲お祈るとき恒に我儕の主イエスキリストの父ある神に感  
 謝す 爾曹が如此聖徒を愛するの爾曹の爲お天に誓へある所のもの即ち  
 我ら福音の眞理の道の中にて開し所のものを望むが故なり かの福音の  
 世界に徧が如く爾曹も來れり且なんちら之を聞て神の恩を眞實に曉  
 し日より爾曹の中に果を結び益 大おなれる如く世界にも果を結びて大  
 おあれり かく福音の我儕の愛する同上役者エパfrasより爾曹が學る  
 所のもの也 エパfrasの爾曹の爲にキリストの忠信ある僕あり 彼さき  
 に爾曹が靈に感して懷る愛を我儕に告 是故に我儕の事を聞し日より



爾曹の爲に斷ず祈禱をし且求む願くハ爾曹靈の子ふる諸の智慧と穎悟とを以て悉く神旨を知凡の専主を愧ばせんが爲るの意に循ひて日を送り凡の善事に因て果を結び且神を知に因て漸に徳を増また神の榮の權威に循ひて賜ふ諸の能力を得て強あり凡の事よるみびて恒忍か何久耐また我儕をして光にゐる聖徒の業の分を受るに堪る者とあらしめ給ふ父の恩を感謝せんみとを彼ハ暗の權威より我儕を救出して其愛子の國に遷し給へり我儕の子に由て賜ふ罪の赦を得たり彼の人の見よとを得ざる神の狀にして萬の造れし物の先に生れし者あり彼の由あるもの萬物られに由て造れたり且るの造れたるハ彼が爲あり彼の萬物より先あり萬物られに由て存みとを得たり教會ハ彼の身體にして彼の其首あり彼の元始にして凡の事あつき長とあらん爲小死の中より首

に生れしものあり其父すべての徳を以て彼に満しめ其十字架の血ハ由て平私をあし萬物すなりち地上に在もの天ハ在る者をして彼に由て己と和がしむる事ハ是るの聖旨ハ適ふみとあれば也夫爾曹ハもと悪行を行ふに因て神に遠かり心にて其敵とあれる者ありしが神今キリストの肉の身體をもて其死により爾曹をして己と和がせ潔く玷なく咎なくして己れ前に立しめんとす若あんちら信仰に止り其基を定めかつ堅して福音の望より移すを如此せらるよみとを得べし此福音ハ即ち爾曹の聞し所なり且すて天下の萬人に傳れり我パウロの役者と作たり○今われ爾曹の爲お受る苦を喜び又わが肉體をもてキリストの體すなりち教會のために其患難の缺たる所を補ふわれ爾曹の爲に神の賜ふ所の職に循ひ此教會の役者とありて徧く神の道を傳んとすこの道ハ歴世歴代隠れたる奧義ありしが今るの聖徒に顯れたり神聖徒をして異邦人の中に顯れし奧義の榮のいりに豊あるを知しめんと玄給へり此奧義ハ爾曹の中に傳







する者の影にして其眞の形のキリストに屬し、謙卑するものと天使を拜するものとに因て爾曹の褒美を誦奪んとする人に其褒美を奪ると勿れ斯れ如き人の未だ見ざる者を窺ひ己の心に從ひて妄に誇り首に屬ふと爲さる也。全體の首により諸の節と維をもて相助け相聯あり神に育られて長あり三もし爾曹キリストと偕に死て世に小學より離たらんに何ぞ世に在て日を送る者れ如く人れ命と教を循ひ捫る勿れ嘗ふ勿れ觸る勿れといふ律法の下になるや此等れ禁じたる者の凡て人れれを用れを滅るなり。此等の規條の自ら縱肆にして拜するものと爲りつ謙卑の身を惜ざるに由て智慧ある者の如く見れども實に尊き者に非ずたゞ肉體の慾を充足する也。

**第三章** 既に爾曹キリストと偕に廻りたれを天に在るのを求むべしキリスト彼處に在て神の右に坐し給へり。爾曹天に在るのを念ひ地に在るのを念ふ勿れ。なんぢらんの死し者にて其命のキリストと偕に神の中に藏れ

在あり。我儕の命なるキリストの顯れんとき我儕も之と偕に榮の中に顯る也。○是故に爾曹の地にある肢體すなとち奸淫汚穢邪情惡欲および貪婪を殺すべし貪婪の即ち偶像を拜するものと也。此等の事に由て神の怒之從ひざる者に臨るなり。爾曹も曩に斯のとき人れ中に日を送りし時に此等の惡事を常に行へり。然と爾曹今の凡て此等の惡事および悲慄忿怒暴戾をさり誘譏醜言を爾曹の口より去べし。なんぢらに已に舊人と其行を脱て新人を衣たれを互に誑を言あられ。みの新人の愈新になり人を造りし者の像に循ひて知識に至るあり。此の如きに至りてはキリストヤ人とユダヤ人あるひに割禮ある者と割禮なき者あるひに夷狄あるひにスクテヤ人あるひに奴隸あるひに自主の別なし夫キリストの萬物の上に在また萬物の中にあり。○是故に爾曹神に選れて聖潔かつ愛せらるる者と爲たれを慈悲矜恤謙遜柔和忍耐を衣よ。なんぢら互に容忍をなし若し人に責べき事あらば之を恕せキリスト爾曹を恕し給へる如く爾曹も然す



べし 14 みの諸れ事れ外に愛を加へよ愛の衆徳の帯あり 15 爾曹キリストの  
 賜ふ平安をして其心を主らしめよ爾曹一體に在て此平安に至るべき召を  
 蒙れり爾曹恩に感ずべし 16 キリストの道をして爾曹の心を存て充足しめ  
 諸の智慧により詩と歌と靈に感じて作れる風とを以て互に相教へ相勸め  
 恩に感じて心の中に神を讚美すべし 17 爾曹の爲所の諸事あるひの言ある  
 ひの行みな主イエスの名の爲に之ををし彼に由て父ある神に感謝すべし  
 18 妻ある者よ其夫に従ふべし此の主にある者の爲べき事あり 19 夫なる  
 者よ其妻を愛すべし苦を以て之を待ふ勿き 20 子たる者よ爾曹すべての事  
 二親に従ふべし是主の悦び給ふ所なり 21 父ある者よ爾曹の子を怒らす  
 勿れ恐く其氣餒ん 22 僕ある者よ凡のみと肉體に屬る主人お従ふべし人  
 を悦むする者の如くたゞ眼前の事を務るみとなく誠心を以て神を畏れ  
 て従へ 23 あんぢら何事も人に事るが如せず主に事る如く心より之を行ふ  
 べし 24 爾曹の主より報賞なる嗣業を受るみとをえる者なきを也なん

から主なるキリストに事ふべし 25 不義を行ふ者の亦ろの不義の報をうく  
 主の偏袒たまふ事あり

**第四章** 主人なる者よ爾曹も亦天に主ある事を知バ義お従ひ公平を以て其  
 僕を待ふべし 1 恒に祈禱ををし怠らずして感謝と共に之を爲べし 2  
 た神われらお道を傳ふるの門を開き我儕をしてキリストの奥義を語らし  
 め 3 わが言べき所の如く此奥義を隠さしめ給はんみとを我儕の爲お祈る  
 べし我みの奥義の爲お隠れたり 4 あんぢら機を窺がひ智慧をもて外人お  
 交るべし 5 爾曹の言つねに恩を用ゐ且監を以て調和べし然を如何して各  
 人に答ふべき手を知ん 6 わが愛する兄弟忠ある役者われと偕に主に事  
 る僕テキコわが事を悉く爾曹お告知せん 7 我かれを殊お爾曹お遣すの彼  
 をして爾曹の事を知あんぢらの心を慰め詰めん爲なり 8 また忠ある我が  
 愛する兄弟爾曹の中の一人あるオチシモを彼と偕に遣せり彼等みの處の  
 事を以て悉く爾曹お告知せん 9 我と偕お繋るるアリスタルコ及バルナバ



の甥マコ爾曹に安を問てのマコの事に就てハ爾曹すでお命を受たり彼も  
 し爾曹お至らバ之を接べし 十二 エストと名るイエス爾曹お安をとふ割禮を  
 受し者のうち惟この三人のそ我と偕お神の國の爲お勞たり我かれらに由  
 て安慰を得しあり 爾曹の中の一人にてキリストイエスの僕なるエバフ  
 ラス爾曹に安を問彼ハ恒に爾曹の爲に力を盡て祈禱をふし爾曹が完全を  
 ね心を堅して立すべての事神の旨に遵はんみどを願へり 十三 われ彼が爾曹  
 およびラオデキヤヒエラポリにある者のために甚く心を勞するみどを證  
 す 我儕が愛する醫者ルカ及びデマス爾曹に安を問 請はんちらラオデ  
 キヤの兄弟等とメンパス及び其家にある教會に安を問 爾曹すでに此書  
 を讀む之を亦ラオデキヤ人の教會に讀せ爾曹も亦ラオデキヤより來る書  
 をよめ 十七 アルキポに曰なんち主に在て受し所の職を慎みて盡すべしと  
 我ハウロ親手あんちらに安を問あんちら我の縲紲を念へ願くハ恩寵爾曹  
 と偕に在んみどをアーメン



新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈る前書

第一章

パウロとシルワンとテモテ書を父なる神よびイエスキリストに在  
テサロニケ人の教會に贈る願く我儕の父ある神よび主イエスキリス  
トより爾曹恩寵と平康を受よ 二 われら祈禱の中に爾曹の事を陳て常に爾  
曹衆人れ爲に神に感謝す 三 みよ爾曹が信仰に由て行ひ愛に由て勞し我儕  
の主イエスキリストを望むに因て忍みとを我儕の父なる神の前にて斷す  
念ふが故あり 四 神に愛せらるる兄弟よ又みれ爾曹の撰れたる事を知に縁て  
あり 五 我儕の福音なんぢらに來りしのみならず能により聖  
靈に由また篤き信仰に由てなり即ち我儕なんぢらの中に在て爾曹の爲に  
如何におもひし手を爾曹の知とし 六 且んぢら大なる難の中お聖靈の  
喜樂をもて道を受わら及び主に效ひ 七 マケドニヤとアカヤに在すべ  
の信者の模楷となれり 八 主の道爾曹より響し第にマケドニヤアカヤの  
みならず而して亦なんぢら神に向る信仰すべての處に廣き是故に我



儕何事も言に及ぶず 蓋かれら我儕の事を語りて我儕いかなる状にて爾曹の中お入り且あんちら偶像をすて神お歸して活る眞神お事へ 子の天より臨るを待と言べ也 子の即ち神の死より甦らし 所のイエスにして我儕る來らんとする怒より拯ふ者あり

**第一書** 兄弟よ我儕が爾曹の中お入しよとの徒然あらざるを爾曹もつから知らん あんちら知る如く我儕さきおピリビにて苦を受また辱を受たり 然と尙なんちらお至り我儕が神お頼て憚る所なく神の福音を大なる紛争の中おて爾曹お語れり 我儕の勸め惑より出るに非ず汚より出るお非ず亦詐を以てせず われら神の撰を紅福音を傳るよとを託られたるお因て語るなり 此の人を悦ばするに非ず我が心を察し給ふ神を悦ばする也 あんちら知が如く我儕い何も詔ふ言を用すまた事に藉て食るよとをせず神おれが證をあす 我儕キリストの使徒にて人に重せらるべしと雖も或の爾曹にも或の他人にも人に榮耀を求す 乳母の赤子を育ふ如く我儕あんちら

の中にて在て柔和にせり 如此あんちらを慕ひて第に神の福音のみあらず己の生命をも爾曹に予んよとを喜べり 是なんちら我が愛する者あまば也 兄弟よ爾曹われらの勞と苦を去る爾曹のうち一人をも累へせざる爲に夜晝工を作て神の福音を爾曹に宣傳へたり 我儕なんちら信する者に對て何等かり潔く義く缺ると無して行へるを爾曹も神も證をなす 其あんちら知わきら父が其子を待ふ如して爾曹おのくお對ひ其國と其榮に召き給ふ神に合ひて行とを勸また慰め亦教たり 是故に我儕神に向ひ爾曹が我儕より神の道を聞しとき之を人の道とせず神の道として受たるを斷ず感謝す此道の誠に神の道にして爾曹信する者の中に働くあり 兄弟よ爾曹ニダヤの中あるキリストイエスにある神の教會に效る者おあきり蓋りきらニダヤ人お苦めらきし如く爾曹も己が國の人々に苦められたれ也 尼ダヤ人の主イエスと己が預言者たちを殺しまた我儕を窘て逐出せり 彼等の神の心に合はず且すべての人に逆へり また我儕が異邦人に救を得



させんとて語るを阻り此の如く彼等の常に己が罪を盈しむ神の極て大なる怒りさらし臨れり○兄弟よ我儕暫時あんちらに離れ居みま面のまゝり心に非す切に願ひて急ぎ爾曹の面を見んとせり是故に我儕あんちらに至らんと欲へり殊に我パウロ之を願ふひと一次のまゝならず兩次ありしりとサタン我儕を妨げたり我儕の望また喜また誇の望の望の望や我儕の主イエスキリストの臨らん時うれ前にて爾曹も此ものと爲にあらす乎  
 され我儕の榮と喜の爾曹あり

第三章

是を以て我忍ふこと能はず故に獨アテンスに留ることを意に定め  
 キリストは福音を傳へ神と偕に働く我儕は兄弟テモテを爾曹に遣し  
 也ふれ爾曹を固し又爾曹の信仰の爲に爾曹を慰め一人もふの患難に搖  
 ささざらしめんため也ろき患難の我儕に定れるふとなるを爾曹自ら知り  
 われら爾曹と偕に在し時とせら患難に遭んとするふとを預じめ爾曹に  
 告たり今果て其如く成り爾曹知とふるは如し是故に我忍ふと能はず

爾曹は信仰を知ん爲に人を遣しあり試る者の爾曹を試みて我儕の勞の徒然あらんふとを恐きたる也今テモテ爾曹より我儕に來りて爾曹の信仰と愛との嘉音を聞せ又あんちら常に我儕を切々に念わせらに遇ふとを欲ひ我儕が爾曹に遇ふとを欲ふが如しと告たり是故に兄弟よ我儕さまは禍害と患難との中に爾曹の信仰に因て安慰を得たりうの爾曹も  
 し望く主に屬べ我儕ふまに由て生べけき也われら爾曹は事に就て我儕の神の前に歡ぶ所の大ある喜により爾曹は爲に如何ある感謝を以て神に報んや晝夜切に願ふの爾曹の面を見んと爾曹は信仰は足ざる所を補はんふと也願くは神そなひち我儕は父とづから我儕は主イエスキリストと偕に我儕を導きて爾曹に至らしめ給はんふとをまた願ふ主爾曹は愛を増りつ満しめ爾曹をして互に愛し衆の人を愛すること我儕が爾曹を愛する如あらしめて爾曹は心を堅くし我儕は主イエスらの諸の聖徒と偕に來らんとせしめ爾曹をして我儕は神なる父は前に潔して責べき所あり



